

# 群馬県男女共同参画年次報告書

(令和 6 年度実績報告)

令和 7 年 12 月  
群馬県

## はじめに

少子高齢化の進展をはじめ、社会経済情勢が急速に変化するなかで、持続可能な活力ある社会を維持していくためには、男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を最大限に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

国においては、令和7年6月に「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」が閣議決定されました。同方針では、いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現のため、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」「全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」「あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大」「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」「女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」が重点的に取り組むべき事項とされました。

本県においては、令和3年1月に策定した「新・群馬県総合計画」において、国連のSDGs（持続可能な開発目標）にある目標の一つ「ジェンダー平等の実現」の理念を取り込み、性別に関わらず活躍できる県民総活躍社会の実現を目指しています。また、平成16年3月制定の「群馬県男女共同参画推進条例」や令和3年3月策定の「第5次群馬県男女共同参画基本計画」に基づき、関係機関と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革や環境整備のための施策を推進しています。

また、令和6年3月に策定した「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」に基づき、配偶者等からの暴力のない社会、女性の抱える問題が多様化・複雑化・複合化している中、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目指し、民間支援団体とも連携して、被害者の保護や困難な問題を抱える女性の福祉増進のための施策を推進しています。

これらの取組を通じ、性別に関わらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会、誰ひとり取り残されない社会の実現を目指しています。

この年次報告書は、群馬県男女共同参画推進条例第7条の規定により、本県の令和6年度男女共同参画の推進状況、県の施策の実施状況及び令和7年度に実施している施策を取りまとめたものです。

本書が多くの皆様に男女共同参画社会についての理解と関心を深めていただけたければ幸いです。

令和7年12月

群馬県生活こども部生活こども課長 三輪 浩章

# 目 次

<b>第1部 男女共同参画の推進に関する施策の推進状況</b>	<b>1</b>
1 令和6年度に講じた主な施策の推進状況	1
(1) 群馬県男女共同参画推進委員会	1
(2) 男女共同参画推進員の設置・事業所の男女共同参画推進事業	1
(3) ぐんま女性活躍大応援団事業	1
(4) 群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰	1
(5) 女性に対する暴力根絶及び被害者支援のための取組	2
(6) 困難な問題を抱える女性への支援事業	3
(7) 男女共同参画の推進に関する意見の受付	4
(8) 男女共同参画推進(ぐんま男女共同参画センター)	5
(9) 女性のチャレンジ支援事業(ぐんま男女共同参画センター)	5
(10) 活動支援事業(ぐんま男女共同参画センター)	6
(11) 情報収集と提供(ぐんま男女共同参画センター)	7
(12) 調査・研究事業(ぐんま男女共同参画センター)	7
(13) 相談事業(ぐんま男女共同参画センター)	8
(14) 施設管理運営(ぐんま男女共同参画センター)	8
2 第5次群馬県男女共同参画基本計画の数値目標達成状況	9
3 第5次群馬県男女共同参画基本計画の参考指標の現況	10
4 令和6年度男女共同参画施策事業一覧	11
<b>第2部 令和7年度に講じる男女共同参画の推進に関する施策</b>	<b>19</b>
1 主要事業について	19
2 令和7年度男女共同参画施策事業一覧	20
<b>第3部 男女共同参画に関する主な指標等</b>	<b>28</b>
第1章 群馬県の人口	28
第2章 政策・方針決定過程への女性の参画	31
第3章 就業分野における男女共同参画	35
第4章 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	42
第5章 高齢男女をめぐる状況	49
第6章 女性に対する暴力	51
第7章 生涯を通じた女性の健康	55
第8章 教育・研究分野における男女共同参画	58
第9章 地方公共団体(群馬県・市町村)における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)	62
<b>第4部 県内市町村の状況</b>	<b>65</b>
1 男女共同参画行政担当課一覧	65
2 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	66
3 市町村男女共同参画計画・男女共同参画条例の策定状況	67
4 男女共同参画・女性のための総合的な施設設置状況(県・市町村)	67
<b>第5部 資料</b>	<b>68</b>
1 群馬県男女共同参画推進条例	68
2 男女共同参画社会基本法	69
3 男女共同参画に関する国内外の動き	72

# 第1部 男女共同参画の推進に関する施策の推進状況

## 1 令和6年度に講じた主な施策の推進状況

### (1) 群馬県男女共同参画推進委員会

群馬県男女共同参画推進条例の規定に基づき、基本計画その他の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するために委員会が設置されています。委員の内訳は、学識経験者2名、各分野代表11名、公募2名の計15名です。

#### 令和6年度における委員会開催状況(開催回数2回)

開催日	審議内容
令和6年10月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画の年次報告について</li><li>令和6年度実施事業の進捗状況について</li><li>「第4次ぐんまDV対策推進計画」の達成状況（まとめ）及び「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」の進捗状況について</li><li>令和6年度男女共同参画社会に関する県民意識調査について</li><li>男女共同参画社会基本法の一部を改正する法律（案）について</li><li>その他</li></ul>
令和7年2月10日	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年度男女共同参画社会に関する県民意識調査結果概要について</li><li>第6次群馬県男女共同参画基本計画の策定について</li><li>令和6年度事業の実施状況及び令和7年度事業の実施予定について</li><li>その他</li></ul>

### (2) 男女共同参画推進員の設置・事業所の男女共同参画推進事業

社会人が一日の活動時間の多くを過ごす職場における男女共同参画の推進は、地域や家庭にも大きく影響するため、男女共同参画社会の実現に極めて重要な意味を持ちます。

「群馬県男女共同参画推進条例」に規定された「男女共同参画推進員」は、職場における男女共同参画推進の中心人物となっていただく方で、県は情報の提供等により、推進員の取組を支援しています。（令和7年3月31日時点の設置事業所数：740事業所）

### (3) ぐんま女性活躍大応援団事業

地域のあらゆる分野での女性の活躍を推進し、「すべての女性が輝く社会」をつくるため、地域ぐるみで女性活躍応援の輪を広げる取組の一環として、県内に所在し、女性活躍の推進・応援の趣旨に賛同する企業・団体等から「女性活躍応援メッセージ」を募集し、企業・団体等名とともに県ホームページで発信することで、本県における女性活躍応援の県民運動を展開しました。（令和7年3月31日時点の登録団体数：403団体）

### (4) 群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰

男女共同参画推進及び女性の活躍推進に関する取組が顕著である団体・個人を表彰するため、候補者の募集及び審査を行いました。表彰式の時期を男女共同参画週間に合わせ、令和6年7月3日に県庁昭和庁舎正庁の間で行いました。

①群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰：3名

（原則として5年以上にわたり男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範であると認められる個人を表彰）

②ぐんま輝く女性表彰（ぐんま輝く女性チャレンジ賞とぐんま輝く女性支援賞の2種類）

- ぐんま輝く女性チャレンジ賞：1団体、個人2名

（起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人・女性団体を表彰）

- ぐんま輝く女性支援賞：該当なし

（女性のチャレンジについて積極的な支援を行っている個人・団体を表彰）

**男女共同参画週間とは**

男女共同参画社会基本法の施行（平成11年6月23日）を記念して、毎年6月23日から29日までの期間を「男女共同参画週間」と定め、法律の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため国、地方公共団体が全国で様々な行事を開催しています。



表彰式

## （5）女性に対する暴力根絶及び被害者支援のための取組

男女共同参画社会実現のための大きな障害である女性に対する暴力を根絶し、被害者を支援するため、令和6年度に実施した主な取組は次のとおりです。

### ① 啓発冊子等の配布

県民の理解を促すため、一般県民向けのDV防止啓発冊子及びDV相談窓口カードを、市町村、県有施設等に配布するとともに、若年者からのDV予防を図るために、若者向け啓発冊子を県内中学、高校及び大学等に配布しました。

### ② 中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣

若年期に正しい知識と理解を深めることがDV防止につながることから、中学・高校・大学等にデータDV防止の啓発のための講師を派遣しました。

- 派遣実績：10校（11回）



### ③ 民間団体及び関係機関との連携

#### ア) 民間団体支援

- DV被害者等シェルター設置運営事業

データDV講座

被害者の保護や自立支援を行う民間団体に対し、シェルターの家賃等の補助を行いました。

交付実績（令和6年度） 5件 1,500千円

- DV被害者等セーフティネット強化支援事業

シェルターの防犯体制の整備、心理カウンセリング・キャリアカウンセリングの実施、加害者プログラムの実施等、先進的取組を促進する取組に対し補助を行いました。

交付実績（令和6年度） 5件 3,863千円

#### イ) 関係機関との連携

裁判所、法務局、検察庁、県警、女性相談所、民間支援団体、母子生活支援施設、保健福祉事務所、弁護士会等で組織する「女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク会議」を開催しました。

#### ④ DV被害者等地域生活定着支援事業

民間シェルター等退所後のDV被害者が、地域で自立していくために必要な支援を実施することにより、地域における支援体制の枠組みを構築しました。

#### ⑤ 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力根絶のための啓発活動として、ポスター・リーフレットの掲示・配布や県HP、デジタルサイネージの活用、昭和庁舎のパープルライトアップ、ぐんま男女共同参画センターでのパネル展示等による広報活動を実施しました。

#### ⑥ 相談事業

女性相談センターにおいて、暴力被害女性に対する相談を実施しました。

相談日時 月～金 9:00～19:30

土 10:00～17:00

日 13:00～17:00 (祝日・年末年始休み)

相談件数 3,932件 (うちDV相談 1,153件) ※うち男性DV相談 32件

#### ⑦ 被害者保護・自立支援

保護を必要とする被害女性については、女性相談所の一時保護所及び三山寮（婦人保護施設）において保護及び自立支援を行いました。

・一時保護所 要保護女子：実人員 97人、延べ人員 1,404人

同伴者：実人員 2人、延べ人員 36人

同伴児童：実人員 60人、延べ人員 748人

・三山寮 要保護女子：実人員 33人、延べ人員 1,581人

同伴児童：実人員 23人、延べ人員 904人

#### 女性に対する暴力をなくす運動について

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国や地方公共団体等が様々な運動を展開しています。

「女性に対する暴力撤廃国際日」（11月25日）は1999年12月、国連総会で指定されました。

1961年のこの日にドミニカ共和国の政治活動家であったミラバル三姉妹が惨殺されたことにちなんでいます。

### （6）困難な問題を抱える女性への支援事業

女性の抱える問題が複雑化・多様化・複合化している現状を踏まえ、令和6年度に実施した主な取組は次のとおりです。

#### ① 広報キャラバン型相談事業

相談窓口の周知やアウトリーチ支援をさらに強化するため、「ぐんま・ほほえみネット（後掲）」の委託団体が商業施設や公営住宅等に出向き、ワークショップや生理用品・食料品等の配布を実施しました。

② SNS チャット相談研修

若年層をはじめとする困難を抱えた女性が円滑に支援に繋がるため、SNS 等を活用した相談体制の充実を図り、県内市町村や民間団体の相談員を対象とした研修を実施しました。

③ 心理士派遣事業

要支援者の自立支援に係る心理的ケアや、民間支援団体における助言及び指導を目的として、「ぐんま・ほほえみネット（後掲）」の委託団体に心理士を派遣しました。

## （7）男女共同参画の推進に関する意見の受付

「群馬県男女共同参画推進条例」第10条では、県民及び事業者が男女共同参画に関連する施策について、県へ意見を申し出ることができる旨定めています。

- ・令和6年度：0件

## (8) 男女共同参画推進（ぐんま男女共同参画センター）

### ① とらいあんぐるんサロン【対面】

家事育児の多くのを女性が負担している状況や、男性の長時間労働の傾向がある中、子育てについて夫婦が共に考え、「共育て」をしていくという前向きな意識付けの場を提供するセミナーを開催しました。

開催日	内 容	講 師	参加人数
令和 6 年 8 月 25 日 (日)	テーマ：「子育てがグッと楽になる子どもに沿った育て方」 対象：一般県民 会場：イオンモール高崎	吉澤 美幸 氏 (子育てサポート専門家)	48 名 (内訳) ・男性 21 名 ・女性 27 名

### ② とらいあんぐるんセミナー【対面+動画配信】

性別や固定観念にとらわれず多様な価値観を認め合う傾向にある若い世代の考え方を知り、幅広い世代でジェンダー平等について考えるため、講演とトークライブを行いました。

開催日	内 容	講 師	参加人数
令和 7 年 1 月 11 日 (土)	テーマ：「未来への Action ! 若者と考えるジェンダー平等」 <第 1 部>講師による講演 <第 2 部>講師と若者ゲストによるトークライブ 対象：一般県民 会場：ぐんま男女共同参画センター	櫻井 彩乃 氏 (一般社団法人 GENCOURAGE 代表理事) ※若者ゲスト 山口 朔矢 氏 後藤 亜由水 氏	86 名 (内訳) ・現地参加 42 名 ・動画配信 44 名

### ③ とらいあんぐるん防災基礎セミナー【対面】

災害時の男女共同参画の視点と、日頃の備えの重要性について考えるセミナーを開催しました。

開催日	内 容	講 師	参加人数
令和 7 年 2 月 14 日 (金)	テーマ：「こんな時どうする？～ゲームを通じて多様性に配慮した避難所運営を学ぶ～」 対象：一般県民（自治会・学校関係者など防災に関わる方、防災に关心のある方など）、市町村等 会場：ぐんま男女共同参画センター	赤羽 潤子 氏 (福祉と防災 わんだふる 代表)	50 名

## (9) 女性のチャレンジ支援事業（ぐんま男女共同参画センター）

### ① ジェンダー平等について学ぶ大学出張講座【対面】

社会に出る前の大学生が、自分自身が持つ無意識の思い込みにより「自分自身の将来の選択肢や可能性を狭めない」「周りの方を傷つけない」ために、ジェンダー平等について考えることを目的とした講座を 2 大学で開催しました。

開催日	開催校	講 師	参加人数
令和 6 年 6 月 27 日 (木)	群馬県立女子大学	坂爪 美奈子 氏 (一般社団法人アンコンシヤスバイアス研究所認定トレーナー)	2 年生 47 名
令和 6 年 11 月 19 日 (火)	桐生大学短期大学部		2 年生 11 名

### ② 女子中高生理工系チャレンジ支援セミナー「リコチャレぐんま 2024」【対面】

職業選択におけるジェンダーバイアスにとらわれない進路選択を応援するため、県内の女子中高生とその保護者等を対象に、理工系の魅力について講義をしていただいた後、理系分野で活躍する先輩女性との座談会を開催しました。

開催日	内 容	講 師	参加人数
令和6年10月6日（日）	<p>テーマ：「先輩女性に聴く！理工系の魅力」</p> <p>＜第1部＞トークイベント (講師及び先輩女性による講演会)</p> <p>＜第2部＞サイエンスカフェ (先輩女性との座談会)</p> <p>対象：県内女子中高生及びその保護者</p> <p>場所：ぐんま男女共同参画センター</p>	<p>板橋 英之 氏 (大学院理工学 府教授)</p> <p>※登壇者</p> <p>北村 七葉 氏 (ショーボンド 建設株式会社)</p> <p>久保 穂乃佳 氏 (サンヨー食品 株式会社)</p>	<p>19名 (内訳) ・中高生 14名 ・保護者 5名</p>

※ 令和5年度に作成した次の動画も継続して公開。

- ①「研究は楽しい」（導入編）
- ②「起業する？群馬大学発ベンチャーの挑戦」（主に高校2, 3年生対象）
- ③「社会のニーズが高いのは“理工女子”」（保護者対象）

## (10) 活動支援事業（ぐんま男女共同参画センター）

### ① 協働事業

登録団体等、日頃から男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っている団体と連携し、事業を実施しました。

開催日	内 容	会 場	参加人数
令和7年2月4日 (火)	群馬県地域婦人団体連合会との協働（後援） 「男女共同参画講演会 “制度の狭間に挑戦 ～地域の困りごとやニーズに応えて”」	ぐんま男女共同 参画センター	72名

### ② 群馬県女性団体連絡協議会事務局

20団体からなる協議会事務局業務の一部実施（関係書類保管、団体名簿作成、郵便物收受・振り分け等）

期 日	内 容
通 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フェスティバルに係る連絡調整</li> <li>・群馬県女性団体連絡協議会要望に係る連絡調整</li> <li>・新春講話、新年会開催事務（令和7年2月6日）</li> </ul>

### ③ 男女共同参画担当者情報交換会【オンライン】

市町村、民間団体、関係団体と情報交換・意見交換を行い、ネットワークの強化を図りました。

開催日	内 容	開催方法
令和6年8月22日 (木)	<p>「不安を抱える女性への寄り添い相談支援事業（ぐんま・ほほえみネット）」ネットワーク会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議 事：事業概要及び相談件数報告、受託団体からの活動状況報告、関係機関からの情報提供、意見交換 他</li> <li>・参加者：市町村配暴センター、女性相談センター、こころの健康センター、県社協、県労働局、こども食堂ネットワーク、受託団体等</li> </ul>	オンライン

## (11) 情報収集と提供（ぐんま男女共同参画センター）

### ① センター通信「とらいあんぐるん」の発行（年4回）

男女共同参画に関するトピックス、新入荷の図書など、センターの各種情報を掲載した広報紙を発行し、情報を提供しました。（原稿はセンター直営で作成。）

- データ配布先：市町村、県庁内、他都道府県、センター登録団体、ぐんま女性活躍大応援団、いきいきGカンパニー事業所、ダイバーシティネットワーク加盟団体、県、市町村社協 他

### ② ホームページによる情報発信

県ホームページにより講座等情報を発信しました。

### ③ FMぐんま、地域FM、市町村広報誌による情報発信

FMや市町村広報誌などの各種媒体により、当センターの情報等を発信しました。

期日	内容
随時	<ul style="list-style-type: none"><li>不安を抱える女性への寄り添い相談支援事業： まえばし CITYFM、FMOZE、3市町村広報掲載</li><li>とらいあんぐるん相談（男性電話相談）：4市町村広報掲載</li><li>とらいあんぐるん相談（女性電話相談）：4市町村広報掲載</li></ul>

### ④ ぐんま女性活躍大応援団及び推進員による情報発信

ぐんま女性活躍大応援団（403）及び推進員設置事業所（740）等へ、講座等情報を発信しました。

### ⑤ 図書コーナー（購入／貸し出し／資料収集等）

男女共同参画に係る資料（図書・行政資料・雑誌・映像資料等）を収集し、貸出しを行いました。

蔵書数：3,720点（令和7年3月31日集計）

期日	内容	会場	対象	貸出し
通年	<ul style="list-style-type: none"><li>新着図書お知らせパネル掲示（随時）</li><li>特集「防災月間」（9月）</li><li>特集「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）期間中、DV等関連図書展示</li><li>特集「女性の健康週間」（3月）</li></ul>	ぐんま男女共同参画センター図書コーナー	一般県民	冊数：353冊

### ⑥ 企画展示（ぐんま男女共同参画センターホール）

男女共同参画に係る企画展示を実施しました。

期日	内容	対象	会場
随時	<ul style="list-style-type: none"><li>「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）</li><li>「防災月間」（9月）</li><li>「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）</li><li>「防災とボランティア週間」（1月）</li><li>「女性の健康週間・国際女性デー」（3月）</li></ul>	一般県民	ぐんま男女共同参画センター1階ホール

## (12) 調査・研究事業（ぐんま男女共同参画センター）

### ① 「男女共同参画データブック」の更新

- 意識の偏り、格差や差別の現状などの把握を目的に毎年作成しています。
- 群馬県の政策・方針決定過程への女性の参画や、就業分野における男女協働参画など、9つの分野における統計データを男女共同参画の視点から収集しています。
- 県HPやセンター図書コーナーへ配架し、一般県民の方に周知しました。

### (13) 相談事業（ぐんま男女共同参画センター）

#### ① とらいあんぐるん相談室

種類	内容	日時	相談件数
女性のための男女共同参画相談事業	女性が生活の中で抱える不安や悩み（家族間の役割や協力関係、女性の自立や能力発揮、性差に関する悩み等）について、女性相談員が電話により対応しました。	火・水・金・日 9-12時、13-16時	565件
男性のための男女共同参画相談事業	「男らしさ」により、職場がつらい、配偶者や家族とうまくいかない、心身の不調、生き方や働き方の迷いに関する悩みなど、男性の相談を男性相談員が電話により対応しました。	第2・4日曜日 13-16時	104件

#### ② 不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業（ぐんま・ほほえみネット）

困難な状況にある女性に対し、心身をケアし、経済的不安を解消するとともに、相談をきっかけに最適な支援機関につなぎ、問題の解決に導くことを目的に相談事業を実施しました。

期間	内容	対象	相談件数
令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	・3つのNPO法人に委託（中北毛、東毛、西毛） ・電話やSNS相談、アウトリーチ、同行支援 ・生理用品の配布をきっかけに相談を聞く	生活上の様々な不安を抱える女性	1,216件

### (14) 施設管理運営（ぐんま男女共同参画センター）

#### ① ぐんま男女共同参画センター運営会議

センターの円滑な運営を図るため、男女共同参画の有識者等を構成員とした会議を開催し、センターの事業や運営等について情報提供を行い、意見交換を実施しました。

開催日	内容	開催方法
第1回 令和6年11月15日 (金)	・ぐんま男女共同参画センターの概要について ・令和5年度事業実施状況と評価等について ・令和6年度事業計画及び実施状況について ・男女共同参画社会基本法の改正と男女共同参画センターの機能強化について	オンライン
第2回 令和7年3月28日 (金)	・第1回運営会議による委員意見に対する対応等について ・令和6年度事業実施状況について ・令和7年度事業計画について	書面

#### ② 貸室

期日	内容	実績
通年	男女共同参画社会の形成に向けた活動を行う団体等に活動の場を提供	利用状況（延べ） 811団体 14,538人

#### ③ 安心・安全な貸室

期日	内容	実績
令和3年7月～	ジェンダー平等の観点から女子トイレに生理用品を設置し、女性の経済的・精神的負担の軽減を図る	1、3、4階女子トイレ設置

## 2 第5次群馬県男女共同参画基本計画の数値目標達成状況

成果目標項目	担当課	基準値		最新値		評価	目標値(R7)		
		年度	数値	年度	数値		年度	数値	
<b>基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>									
① 県の審議会等への女性の参画率	生活こども課	R2	38.1%	R7	43.2%	B (前進)	R7	45.0%	
② 管理職に占める女性の割合	労働政策課	H29	16.1%	R4	10.7%	D (後退)	R7	33%	
<b>基本目標2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</b>									
① 夫婦が同じくくらい育児を分担する家庭の割合	生活こども課	R1	25.4%	R6	34.8%	B (前進)	R7	35.0%	
② 生産年齢人口（15～64歳）に占める女性の有業率	労働政策課	H29	69.8%	R6	74.0%	B (前進)	R6	74.8%	
<b>基本目標3 地域における男女共同参画の推進</b>									
① 自治会長に占める女性の割合	生活こども課	R2	0.8%	R6	1.1%	B (前進)	R7	4.0%以上	
② 女性認定農業者数（女性単独+夫婦・親子等）	農業構造政策課	R1	307人	R6	349人	B (前進)	R7	430人	
<b>基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</b>									
① 配偶者暴力相談支援センター数	生活こども課	R2	7か所	R7	10か所	B (前進)	R7	12か所	
② 市町村DV対策基本計画策定数	生活こども課	R1	17市町村	R6	25市町村	A (目標達成)	R5	24市町村	
③ DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	生活こども課	R1	37.2%	R6	50.6%	D (後退)	R7	20.0%	
<b>基本目標5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</b>									
① 人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付数	障害政策課	R1	111件	R6	125件	B (前進)	R8	140件	
② 性的少数者等に関する理解を深めるためのセミナー等参加者数（市町村含む県全体）	生活こども課	R1	511人	R6	1380人	C (横ばい)	R7	累計2800人	
<b>基本目標6 生涯にわたる健康づくりへの支援</b>									
① 特定健康診査の実施率	健康長寿社会づくり推進課	H29	51.5%	R5	55.9%	B (前進)	R4	70.0%以上	
② がん検診受診率	乳がん	健康長寿社会づくり推進課	R1	48.3%	R4	47.9%	その他	R4	50.0%
	子宮がん	健康長寿社会づくり推進課	R1	44.7%	R4	42.5%	その他	R4	50.0%
	胃がん	健康長寿社会づくり推進課	R1	43.7%	R4	42.6%	その他	R4	50.0%
	肺がん	健康長寿社会づくり推進課	R1	57.9%	R4	55.7%	その他	R4	50.0%
	大腸がん	健康長寿社会づくり推進課	R1	45.8%	R4	46.3%	その他	R4	50.0%
<b>基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進</b>									
① 男女共同参画の視点からの防災等に関する講座等参加者数（市町村含む県全体）	生活こども課	R1	60人	R6	2,357人	C (横ばい)	R7	累計10,000人	
<b>基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消</b>									
① 男女の地位の平等感（社会全体）	生活こども課	R1	17.4%	R6	17.5%	C (横ばい)	R7	35.0%	
② 「男は仕事、女は家庭」という考え方方に賛同しない県民の割合	生活こども課	R1	67.1%	R6	71.6%	B (前進)	R7	75.0%	
<b>基本目標9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備</b>									
① 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施か所数	こども・子育て支援課	H29	160か所	R5	173か所	C (横ばい)	R5	202か所	
② 病児保育事業の実施か所数	こども・子育て支援課	H29	82か所	R5	125か所	A (目標達成)	R6	116か所	
③ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	健康福祉課	H30	161か所	R5	249か所	A (目標達成)	R5	187か所	
<b>基本目標10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実</b>									
① ぐんま男女共同参画センターの認知度	生活こども課	R1	23.0%	R6	25.3%	B (前進)	R7	55.0%	
② 教職員向けの人権研修に取り組んだ学校の割合	義務教育課	H29	小 97% 中 99% 高 68% 特 80%	R6	100%	A (目標達成)	R5	すべて100%	

### 3 第5次群馬県男女共同参画基本計画の参考指標の現況

成果目標項目	担当課	計画策定時		最新値	
		年度	数値	年度	数値
<b>基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>					
① 県職員（教職員除く）の管理職に占める女性の割合	人事課 教育委員会総務課 警察本部	R1	10.2%	R7	16.8%
② 公立学校の教頭以上に占める女性の割合（小学校）	学校人事課	R2	27.4%	R7	34.6%
③ 公立学校の教頭以上に占める女性の割合（中学校）	学校人事課	R2	5.5%	R7	13.9%
④ 公立学校の教頭以上に占める女性の割合（県立学校）	学校人事課	R2	15.0%	R7	26.6%
<b>基本目標2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</b>					
① 県職員（知事部局）の男性の育児休業等の取得率	人事課	R1	17.6%	R6	77.3%
② 女性の正規職員・従業員の割合	労働政策課	H29	40.8%	R4	44.5%
③ セクシュアル・ハラスメントの相談件数	労働政策課	R1	156件	R5	140件
④ 男女共同参画推進員の設置	生活こども課	R1	625事業所	R6	740事業所
<b>基本目標3 地域における男女共同参画の推進</b>					
① ぐんま男女共同参画センター登録団体施設利用数	生活こども課	R1	159回	R7	139回
② 県内建設業女性技術者・技能者数	建設企画課	R1	194人	R5	262人
③ 農村生活アドバイザー数	農業構造政策課	R1	132人	R7	101人
<b>基本目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</b>					
① D V被害相談件数	生活こども課	R1	2,694件	R6	1,153件 (県女性相談支援センター分)
② 性暴力被害者支援センター相談件数	生活こども課	R1	419件	R6	1,680件
<b>基本目標5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</b>					
① ひとり親家庭子育て支援事業	児童福祉課	R1	5,127件	R6	5,629件
② ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター相談件数	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	R1	732件	R6	1,197件
<b>基本目標6 生涯にわたる健康づくりへの支援</b>					
① 性・命・エイズ講演会開催率（小学校）	健康体育課	R1	76.2%	R6	67.3%
② 性・命・エイズ講演会開催率（中学校）	健康体育課	R1	81.2%	R6	83.1%
③ 性・命・エイズ講演会開催率（高等学校）	健康体育課	R1	95.0%	R6	100.0%
<b>基本目標7 防災分野における男女共同参画の推進</b>					
① 県内の女性消防団員数	消防保安課	R1	151人	R6	198人
② 県内の女性消防吏員数	消防保安課	R1	77人	R6	102人
③ 女性のいない市町村防災会議の割合	生活こども課	R1	22.9%	R6	14.3%
<b>基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消</b>					
① 男女共同参画基本計画策定市町村数	生活こども課	R1	15市町村	R6	31市町村
② 「男女共同参画社会」の認知度	生活こども課	R1	47.5%	R6	49.5%
<b>基本目標9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備</b>					
① 放課後児童クラブ（学童保育）待機児童数	こども・子育て支援課	R1	67人	R7	13人
② ファミリー・サポート・センター延利用者数	こども・子育て支援課	R1	23,057人	R6	26,004人
<b>基本目標10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実</b>					
① ぐんま男女共同参画センター主催講座参加者数	生活こども課	R1	798人	R6	261人

## 4 令和6年度男女共同参画施策事業一覧

「\*」は、予算額、決算額で男女共同参画に関する金額を分離することが困難である場合

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### (1) 各分野における指導的地位に占める女性の割合の増加

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	総務課	附属機関の設置及び運営指針の運用	0	0	継続	審議会等への女性委員の登用に取り組んだ。(45%以上を目指す)
総務部	人事課	女性管理職の登用促進	0	0	継続	性別にかかわらず、人物本位の人事管理を行うとともに、将来の女性幹部登用に向けて計画的な人材育成を進めた。
総務部	人事課	女性職員の能力発揮促進のための指針の運用	0	0	継続	「群馬県人材育成基本方針」に基づき、女性職員が多様な経験を積み、幅広く活躍できるための人事配置をするなど、能力発揮促進のための取組を推進した。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	県各種審議会等への女性委員参画状況調査	0	0	継続	各種審議会への女性委員の参画状況を把握するため、県が設置しているすべての審議会等を対象に調査を実施した。(調査時点 4月1日)
警察本部	警務部警務課	群馬県警察男女共同参画推進計画の推進	0	0	継続	令和8年4月1日までに、警察官総数に占める女性警察官の割合を12%以上にするなど女性職員の採用・登用の拡大を始め、休暇取得の促進、超過勤務の縮減等働き方改革や職員が仕事と子育て、介護等を両立して活躍できるための環境整備等を推進した。
産業経済部	労働政策課	女性の活躍推進	1,485	1,331	継続	管理職を目指す女性を対象にキャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上、既に管理職として働いている方を対象に女性の活躍推進を意識づけるを図るワークショップを開催した。

#### (2) 女性の人材育成と参画拡大に向けた情報提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	女性人材データバンクの設置	34	32	継続	県内の女性有識者の情報を収集した「群馬県女性人材データバンク」を設置・管理し、各種審議会等への女性の参画を促進した。
生活こども部	生活こども課	群馬県男女共同参画社会づくり労働者表彰及びぐんま輝く女性表彰	106	77	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとっての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人の表彰と、その審査を実施した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ジェンダー平等について学ぶ大学出張講座	226	125	継続	県内各大学へ出張し、大学生を対象にジェンダー平等についての講座を開催。令和6年度はアンコンシャス・バイアスについての講座を実施した。

### 2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現(男性の育児休業取得促進、時間外労働短縮等)

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置	0	0	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となつて進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんサロン(男性の家事育児参画)	150	95	継続	男女共同参画の視点から様々な分野のセミナー及び交流会を開催。令和6年度は男性の家事育児参画をテーマにセミナー及び交流会を開催した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室	3,892	3,514	継続	女性が生活中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施した。
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	98,011	62,585	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院等設置者に対して補助金を交付した。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	23,526	23,526	継続	看護師等についての無料職業紹介や再就業を希望する者に対する復職支援研修等を実施するとともに、仕事に関する悩みを受け付ける電話相談を開設した。
健康福祉部	医務課	群馬県医療勤務環境改善支援センター	1,861		継続	勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門のアドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行う。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	17,000		継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポートバンクの運営事業に対して補助する。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	ぐんま食育応援企業登録制度	347	247	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録する。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらつた。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度	2,063	247	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進した。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	多様な働き方の普及・啓発	0		休廃止	

産業経済部	労働政策課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	*	*	継続	育児等両立支援のため、短時間のコースで離職者向け訓練を実施した。
産業経済部	地域企業支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)	*	373,420	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。 ・融資限度額 35,000千円 ・融資利率 1.5%以内 ・融資期間 運転資金10年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置1年以内) 運転設備資金10年以内(据置1年以内)
産業経済部	労働政策課	魅力ある職場づくり	4,268	4,257	継続	ぐんまのイクボス養成塾、働き方改革取組促進事業を一括して委託し、魅力ある職場づくり事業として実施。 ・イクボス養成塾…企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施した。 ・県内企業の人事労務担当者等を対象に、研修会を実施

(2) 多様で柔軟な働き方の実現(テレワーク、オンラインの活用等)

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るために、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進した。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置(再掲)	0	0	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援した。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	ぐんま食育応援企業登録制度	347	247	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録する。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらつた。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾(再掲)	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(再掲)	2,063	247	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進した。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(再掲)	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進(再掲)	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	多様な働き方の普及・啓発	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	魅力ある職場づくり	4,268	4,257	継続	ぐんまのイクボス養成塾、働き方改革取組促進事業を一括して委託し、魅力ある職場づくり事業として実施。 ・イクボス養成塾…企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施した。 ・県内企業の人事労務担当者等を対象に、研修会を実施
産業経済部	労働政策課	新しい働き方実現プロジェクト	0		休廃止	

(3) 再就職や就業継続、起業等に向けた支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
産業経済部	労働政策課	女性の就職応援	0		休廃止	
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	98,011	62,585	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院等設置者に対して補助金を交付した。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	23,526	23,526	継続	看護師等についての無料職業紹介や再就業を希望する者に対する復職支援研修等を実施するとともに、仕事に関する悩みを受け付ける電話相談を開設した。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	17,000		継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポートバンクの運営事業に對して補助する。
産業経済部	労働政策課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	*	*	継続	育児等両立支援のため、短時間コース、託児サービス付きコースを設定し、離職者向け訓練を実施した。
産業経済部	地域企業支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(再掲)	*	373,420	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。 ・融資限度額 35,000千円 ・融資利率 1.5%以内 ・融資期間 運転資金10年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置1年以内) 運転設備資金10年以内(据置1年以内)
産業経済部	未来投資・デジタル産業課	女性創業者創出ミーティング	0		休廃止	県主催では実施せず、市町村や日本政策金融公庫が主催するイベントがあれば、ぐんま起業家支援ネットワークとしてサポートする。
産業経済部	労働政策課	IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクト	22,000	21,466	継続	デジタル産業への就労を前提に、正規就労だけでなく、多様な働き方が可能な環境を提供するため、出産や子育て等で離職している女性に対して、ITスキルの取得と就労を支援した。

### 3 地域における男女共同参画の推進

#### (1) 農業分野における男女共同参画の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
農政部	農業構造政策課	農業農村リーダー等活動促進	619	474	継続	女性農業者の主体的な社会参画を促進するため、活動に意欲的な女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定した。また、農業農村リーダーを対象に、地域課題に関する研修会等を開催し、その資質向上を図った。
農政部	農業構造政策課	女性農業者活動支援	1,090	1,318	継続	農業・農村における男女共同参画を推進するため、「ぐんま農業・農村男女共同参画行動計画(R3~7年度)」に基づき、女性農業者が能力を活かせる環境づくりや経営・社会参画活動を支援した。
農政部	農業構造政策課	農業経営力向上事業	60,000	42,005	継続	認定農業者や認定新規就農者等の若い手農家の経営基盤の強化を支援するため、農業用機械・施設等の設備投資に対して補助金を交付した。

#### (2) 土木・林業・科学技術分野における女性の参画拡大

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー	40	67	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーや保護者向けの講演会等を開催した。
産業経済部	労働政策課	産業技術専門校への女性の入校促進	*	*	継続	女性のものづくり産業への進出を促進するために、産業技術専門校のパンフレットやオープンキャンパスの内容を女性にも親しみやすいものとし、ものづくりの魅力や技能・技術の面白さの普及・啓発を図った。
県土整備部	建設企画課	経営強化等セミナー(人材の採用・定着対策)実施業務	385	345	継続	建設業者の経営基盤強化のため、建設業界において若手や女性を含む人材の採用・定着を促すためのセミナーを開催した。
環境森林部	林業振興課	きのこ流通消費拡大(きのこ女性ネットワーク)	155	200	継続	きのこ産業に女性の参加を推進するため、きのこ振興協議会と連携して女性目線による新たな発想で県産きのこの生産・流通・販売戦略を展開することを目的に、インターネットを通じた新たな販売方法の活用を促す研修会を開催した。

#### (3) 魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
地域創生部	地域創生課	地域づくりネットワーク推進	3,122	3,136	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を促進し、地域の魅力を活かした地域づくりを支援した。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	官民共創基盤強化【一部新規】	14,453	13,685	新規	「官民共創コミュニティの育成」に向け、市民活動相談窓口の充実や様々な主体による協働を推進した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センターの運営	34,464	35,040	継続	県における男女共同参画推進の活動拠点として、ぐんま男女共同参画センターの管理運営を行った。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	0	0	継続	男女共同参画に資する活動を行なう団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援した。

### 4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

#### (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	DV防止啓発広報・啓発活動	907	577	継続	DV啓発リーフレット、啓発カード、若年者向け啓発リーフレットを作成・配布した。
生活こども部	生活こども課	中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業	540	234	継続	若年者がDVに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学・企業等へ講師を派遣し、データDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、データDVに係る研修を実施した。
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力をなくす運動	0	0	継続	県HPによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内におけるDV防止啓発CM放映、ライトアップ等により県民に周知し、理解を深めた。
生活こども部	生活こども課	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の推進	0	0	継続	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画(R6~R7)の重点施策の目標達成のため積極的な推進を図った。
生活こども部	生活こども課	女性相談支援センターの運営	61,468	50,663	継続	女性相談支援センターにおいて、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行った。
生活こども部	生活こども課	一時保護施設の運営	7,291	10,939	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、女性自立支援施設又は関係機関への入所までの期間、必要な支援を行った。
生活こども部	生活こども課	三山寮の運営	4,632	5,612	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、就労の支援、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図った。
生活こども部	生活こども課	支援調整会議の実施	0	0	継続	暴力被害者及び困難女性支援機関の相互協力と連携を推進した。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等シェルター設置運営事業	1,900	1,500	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費の補助を行った。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,941	1,907	継続	民間支援団体に委託し、一時保護所等退所後のDV被害者等が、地域生活に定着するための支援を実施した。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	4,000	3,863	継続	民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みを構築した。
生活こども部	生活こども課	困難女性支援事業	2,596	1,980	新規	困難女性支援に係る事業を実施し、様々な悩みを抱える女性に寄り添う支援を行った。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めるよう対応した。

警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策	30	14	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進した。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	21	0	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令、援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の保護対策を推進した。

## (2) DVに関する各種施策と児童虐待防止施策との連携

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力をなくす運動	0	0	継続	県HPによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内におけるDV防止啓発デジタルサイネージ、ライトアップ等により県民に周知し、理解を深めた。
生活こども部	生活こども課	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の推進	0	0	継続	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画(R6～R7)の重点施策の目標達成のため積極的な推進を図った。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業	4,476	未確定	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、虐待防止・権利擁護研修等を実施した。
生活こども部	生活こども課	女性相談支援センターの運営	61,468	50,663	継続	女性相談支援センターにおいて、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行った。
生活こども部	生活こども課	一時保護施設の運営	7,291	10,937	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、女性自立支援施設又は関係機関への入所までの期間、必要な支援を行った。
生活こども部	生活こども課	三山寮の運営	4,632	5,612	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、就労の支援、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図った。
生活こども部	生活こども課	支援調整会議の実施	0	0	継続	暴力被害者及び困難女性支援関係機関の相互協力と連携を推進した。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等シェルター設置運営事業	1,900	1,500	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費の補助を行った。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,941	1,907	継続	民間支援団体に地域生活定着支援員を配置し、一時保護所等退所後のDV被害者が、地域生活に定着するための支援を実施した。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	4,000	3,863	継続	民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みを構築した。
生活こども部	児童福祉課	児童相談所運営	175,612	積算中(R7.6月頃に確定予定)	継続	児童相談所の運営体制を充実させ、子どもに関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な支援を行い、児童虐待の防止等、児童福祉の向上を推進した。
生活こども部	児童福祉課	家庭児童福祉推進	29,419	積算中(R7.6月頃に確定予定)	継続	虐待防止のための人材育成を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援から再発防止、自立支援に至るまで、一貫した虐待防止対策を推進した。
生活こども部	児童福祉課	社会的養護の推進	3,532,631	積算中(R7.6月頃に確定予定)	継続	里親委託や施設のケア単位の小規模化を推進し、虐待等により社会的養護を必要とする児童が家庭的な養育環境の中で生活できるようにした。
教育委員会	義務教育課	児童虐待防止に関する教職員研修の推進	0	0	継続	小中学校人権教育推進協議会において児童虐待防止に関する研修を実施した。 ※人権教育推進協議会の予算で対応
警察本部	生活安全部人身安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策(再掲)	21	0	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令、援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の保護対策を推進した。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(再掲)	30	14	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進した。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	児童虐待ゼロ！プロジェクトの推進	69	69	継続	「事件対処」・児童相談所等との「関係機関との連携」及び「被害の見逃し防止」を3本柱とした「児童虐待ゼロ！プロジェクト」により、児童虐待の早期発見による未然防止の取組を強化した。

## (3) 性犯罪・性暴力、ストーカー事案、インターネット上の暴力等への対策の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	消費生活課	女性向け防犯意識向上対策	258	174	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が発生する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るため、啓発冊子を作成する。
生活こども部	生活こども課	犯罪被害者等支援	8,214	8,089	継続	犯罪被害者支援に係る相談支援員の設置、スーパーバイザー(臨床心理士等)招聘、県民理解のための啓発活動を実施した。
生活こども部	生活こども課	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営	26,460	26,085	継続	性犯罪・性暴力被害者の心身のサポートをワンストップで行う群馬県性暴力被害者サポートセンターを運営した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めるよう対応した。
警察本部	警務部広報広聴課	犯罪被害者支援のための広報推進	*	*	継続	性犯罪被害者等に対し、ポスター・リーフレット等により各種支援制度や相談窓口を紹介するほか、講演会等を開催して、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるとともに、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成を図った。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	ストーカー行為に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	1,739	683	継続	被害者の意向を踏まえつつ、ストーカー規制法を始め、各種法令を積極的に適用して行為者の検挙に努めるとともに、警告・援助等の行政措置によって被害の発生や拡大を防止し、被害者の保護対策を推進した。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(再掲)	30	14	継続	性犯罪発生状況及び性犯罪等の前兆となる声掛け事案等発生時の情報収集・分析やこれまでの教訓となる対応に基づき、被害防止に関する知識及び技能を学得させるため、子供や女性を対象とした防犯講話や護身術指導教室等を積極的に開催した。
警察本部	生活安全部生活環境課	人身取引事犯対策	0	0	継続	出入国在留管理局と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び事案の解明等人身取引事犯対策を推進した。

警察本部	生活安全部生活環境課	AV出演被害問題対策	0	0	継続	AV出演被害に關し、各種法令を適用した取締り、ワンストップ支援センター(Saveぐんま)と連携した相談体制の強化を図った。
生活こども部	生活こども課	ネットによる誹謗中傷相談窓口	5,607	5,607	継続	インターネット上の誹謗中傷等の被害相談に対し、相談員が相談内容に応じて具体的な対処方法等の助言を行うほか、必要に応じて法律相談や臨床心理士による専門相談に繋げた。

## 5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

### (1) ひとり親家庭等の自立支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉課	ひとり親家庭子育て支援事業	5,000	3,558	継続	仕事や病気等で一時的な支援が必要な場合に援助者を紹介するファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助した。
生活こども部	児童福祉課	母子家庭等自立支援給付金事業	25,689	22,207	継続	母子家庭の母等が就業に有利な知識・技能の習得又は資格取得を目指す場合に、給付金を支給した。
健康福祉部	国保医療課	母(父)子家庭等医療費補助	555,000	612,669	継続	母(父)子家庭の母(父)と子ども、父母のいない子どもが安心して必要な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減などを目的として、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助した。
産業経済部	労働政策課	母子家庭の母等の職業的自立促進	539,629	495,378	継続	母子家庭の母等の職業的自立を促すため、職業訓練を実施した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めるよう対応した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅家賃減免	0	0	継続	世帯の収入が基準額以下の場合は家賃を減免するよう対応した。
生活こども部	児童福祉課	養育費等確保支援事業	4,150	210	継続	継続した養育費の確保を支援するため、養育費の取り決めや履行確保に必要な経費を補助した。

### (2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター運営	20,772	19,322	継続	外国人県民が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等に係る相談がござった場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語で相談に応じる「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」を運営する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	医療通訳ボランティア養成・研修事業	813	369	継続	言語の問題で医療サービスが十分に受けられない外国人県民を支援するため、医療通訳ボランティアを養成・研修する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	医療通訳派遣	815	814	継続	外国人県民が安心して医療機関を受診することができるよう、協定医療機関等からの要請により、県登録の医療通訳ボランティアを派遣する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	災害時外国人支援	380	191	継続	災害時において、要配慮者となる可能性の高い外国人住民に対し、より一層配慮した対応ができるようにするため、①災害時外国人支援ボランティア養成講座、②外国人住民対象の防災訓練を実施する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんまで日本語プロジェクト	6,888	3,172	継続	外国人県民に対する日本語教育の体制を整備するため、有識者会議における方向性の検討や、日本語教室で活動するボランティアの養成やスキルアップ研修、日本語教室開設に向けトライアルオンライン教室等を実施する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	「やさしい日本語」普及	477	454	継続	外国人人が内容を把握、理解しやすい「やさしい日本語（あいまいな表現を避け、難しい言葉を言い換えたもの）」を普及するため、一般県民向け・大学医学部生向け・企業団体向け研修等を開催する。
健康福祉部	地域福祉課	児童・生徒向け動画の作成	0		休廃止	
健康福祉部	地域福祉課	介護知識・技術普及啓発	3,541	3,541	継続	介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図る。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者の生きがいと健康づくり支援	27,053	25,694	継続	単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図るために、市町村が交付する助成額に対し補助を行った。
健康福祉部	介護高齢課	介護保険制度普及パンフレットの作成	0	0	継続	介護保険制度について県民の理解を深め、制度を周知・啓発するため、関係機関等へ電子媒体で周知・配布を行うほか、同内容を県HPに掲載した。
健康福祉部	介護高齢課	介護予防対策推進事業	18,338	15,274※R7.6上旬頃確定予定	継続	①介護予防を行う市町村の支援、②市町村担当者や介護予防支援従事者への研修実施、③介護予防や各分野のリハビリテーションが円滑に実施されるよう体制整備を推進した。
健康福祉部	介護高齢課	国保連苦情処理体制整備補助	3,892	3,892	継続	介護保険サービスに関する利用者からの苦情処理機関である国民健康保険団体連合会に対して、体制整備の支援を行った。
健康福祉部	障害政策課	思いやり駐車場利用証制度	246	未確定	継続	「思いやり駐車場利用証制度」の実施により対象者がいつでも車いす駐車場を利用できる環境を整備した。
健康福祉部	障害政策課	福祉のまちづくり推進	87	未確定	継続	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施策を推進した(普及啓発、特定生活関連施設の届出審査、適合証交付)。
健康福祉部	障害政策課	障害者就業・生活支援センター事業	56,214	未確定	継続	県内9カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置。離職者又は離職するおそれのある在職者など就職や職場定着が困難な障害者への相談・定着支援を行った。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業	4,476	未確定	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、虐待防止・権利擁護研修等を実施した。
産業経済部	労働政策課	シルバーパートナーセンター事業補助	8,900	8,900	継続	定年退職後等に自分の能力を活かしたい、また社会参加のために働きたいという高齢者に臨時・短期的又はその他の軽易な就業の場を提供するシルバーパートナーセンター及びミニシルバーパートナーセンター等を構成員とするシルバーパートナーセンター連合に対し補助した。
産業経済部	労働政策課	シニア就業支援センター	7,623	7,623	継続	中高年齢者の再就職のための就職相談・職業紹介に加え、就業・起業・ボランティア等の多様なニーズの相談・情報提供を行う就業支援事業を実施した。
産業経済部	労働政策課	障害者雇用促進対策	34,125	33,858	継続	障害者の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センター登録者等の就労・実習に結びつけた。障害者テレワーク雇用の企業向け・障害者向けセミナー等を実施した。

産業経済部	労働政策課	障害者就労サポートセンター	3,407	2,560	継続	ハローワークや特別支援学校等の関係機関との連携による県内10地域における就労支援ネットワークの構築等を実施した。
産業経済部	労働政策課	ぐんまグッジョブフェア	0		休廃止	
産業経済部	労働政策課	障害者能力開発	27,990	15,564	継続	障害者の職業能力開発機会の充実を図るため、次の事業を実施した。 ・障害者委託訓練(知的・身体・精神障害者を対象とした委託訓練)
知事戦略部	交通イノベーション推進課	市町村乗合バス車両購入費補助	17,000	15,375	継続	県民生活の足を守るため、市町村が運営する路線バスの、車両購入経費を補助した。
知事戦略部	交通イノベーション推進課	交通施設バリアフリー化補助	0	0	継続	駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。
知事戦略部	交通イノベーション推進課	バス運行対策費補助(車両償却費等)	21,476	21,712	継続	赤字の生活交通路線を運行するバス事業者に対して、バリアフリー車両の購入に係る減価償却費等を補助した。
県土整備部	道路管理課	道路におけるバリアフリー対策	*	*	継続	県が管理している国道や県道において、バリアフリー対応の改修工事を実施した。
県土整備部	住宅政策課	住宅確保要配慮者への居住支援	70	70	継続	住宅セーフティネット法に基づき組織される「群馬県居住支援協議会」を通じて、住宅確保要配慮者の入居可能な賃貸物件の周知を行った。

### (3) 性的少数者等が抱える困難への理解促進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	性的少数者に関する啓発	650	650	継続	性的少数者に対する正しい理解を広め、セクシュアリティ(性のあり方)の多様性を認め合う社会づくりを推進することを目的として、啓発冊子を作成した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんLGBTQ講演会	*		休廃止	

## 6 生涯を通じた健康づくりへの支援

### (1) 女性の各ライフステージに応じた健康支援の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉課	先天性代謝異常等検査	76,003	68,307	継続	生まれつき酵素やホルモンが欠けているために起こる、早期発見、早期治療が有効な22疾患について検査を行った。
生活こども部	児童福祉課	女性の健康支援事業「ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業」	5,855	5,721	継続	予期しない妊娠など、思春期の悩みや婦人科疾患・更年期障害に関する悩み等、女性の健康に関して、電話やメール、SNSにより相談対応することで、生涯を通じた女性の健康づくりを推進した。特に、相談支援の充実を図るために、面談や医療機関等必要な機関への同行支援を行った。
生活こども部	児童福祉課	不妊専門相談センター事業	1,882	1,782	継続	不妊や不育症に悩む夫婦等が気軽に専門相談を受けられるよう、群馬大学医学部附属病院内に設置した群馬県不妊・不育専門相談センターにおいて、電話予約による個別相談を行った。
生活こども部	児童福祉課	特定不妊治療費助成事業	0		休廃止	
健康福祉部	医務課	周産期医療対策	337,099	224,390	継続	周産期医療体制の整備を図るため、県が指定及び認定した総合・地域周産期母子医療センターに対する運営費補助や、事業推進のために周産期医療対策協議会を開催するとともに周産期医療情報システムの運営を行う。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	生活習慣病予防対策	126,390	126,333	継続	糖尿病及び慢性腎臓病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行った。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	女性特有のがん対策推進	91	321	継続	子宮頸がん啓発講演会や啓発リーフレット配布をすることで、乳がん検診及び子宮頸がん検診等の普及啓発を行った。

### (2) 人生100年時代を男女ともに健康に過ごすための支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉課	思春期保健対策事業	4,000	4,000	継続	生涯を通じた健康と性に関する正しい知識の普及啓発を行い、思春期世代の若者たちへ健康と性、ライフサイクルを考える機会を提供した。また、各種相談窓口の周知を行い、困ったときに適切な窓口に繋がれるよう支援した。
健康福祉部	感染症・疾病対策課	エイズ予防啓発事業	1,853	1,329	継続	学校や事業所等で、正しい情報の提供に努め、キャンペーンを実施する。教育委員会との連携を強化し、学生等に対し講演会等による啓発事業を行った。
健康福祉部	感染症・疾病対策課	特定感染症等検査事業	6,667	6,644	継続	HIV等感染者の早期発見を図るため、県内各保健福祉事務所にてHIV検査等及び相談事業を無料、匿名で実施した。
教育委員会	健康体育課	性に関する教育・エイズ教育指導者研修会の開催	27	16	継続	学校において、性に関する教育及びエイズ教育が効果的に実施されるよう指導方法等の普及啓発を図った。
教育委員会	健康体育課	県立高等学校エイズ講演会推進事業の実施	263	245	継続	県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)で実施する性・エイズ講演会の経費を措置し、性及びエイズ教育の推進に役立てた。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	生活習慣病予防対策	126,390	126,333	継続	糖尿病及び慢性腎臓病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行った。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	女性特有のがん対策推進	91	321	継続	子宮頸がん啓発講演会や啓発リーフレット配布をすることで、乳がん検診及び子宮頸がん検診等の普及啓発を行った。
健康福祉部	障害政策課	自殺対策の推進	42,112	未確定	継続	第4次自殺総合対策行動計画に基づき、市町村への支援強化、地域のネットワーク強化、人材育成、県民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援などの取組を保健福祉のみならず医療、労働、教育、その他関連施策と連携し、市町村や関係団体の協力を得ながら総合的に実施した。

## 7 防災分野における男女共同参画の推進

### (1) 意思決定の場や災害対応の場への女性の参画促進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	危機管理課	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、女性の参画に関する内容について助言や指導事務を実施した。
総務部	危機管理課	群馬県防災会議	0	0	休廃止	

### (2) 男女のニーズの違いに配慮した防災対策

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	危機管理課	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、女性への配慮に関する内容について助言や指導事務を実施した。
総務部	危機管理課	男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	*	*	継続	災害等に備え、食料や資機材等の物資を備蓄しており、男女のニーズの違いに配慮し、生理用品や液体ミルクも備蓄した。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	災害ボランティア普及・啓発、育成事業（官民共創基盤強化の構成事業）	216	64	継続	災害ボランティア活動のネットワーク組織である「災害ボランティアぐんま」を支援し、災害時に男女のニーズの違いを考慮して、迅速かつ適切に活動ができる体制を整備した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画の視点からの防災等に関する防災研修・啓発事業	*	*	継続	防災・減災に対する基礎的な知識と心構えや災害対応時には男女両方の視点が必要であることを学ぶためのセミナーを開催した。

## 8 固定的な性別役割意識の解消

### (1) ジェンダー平等の推進に関する広報啓発・情報発信の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	男女共同参画に関する年次報告	39	0	継続	男女共同参画推進条例の規程に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について報告書を作成し公表した。
生活こども部	生活こども課	群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰・ぐんま輝く女性表彰(再掲)	106	77	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとっての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰した。
生活こども部	生活こども課	男女共同参画週間記念事業	0	0	継続	男女共同参画社会に対する理解を深めるため、男女共同参画週間にちなみ女性団体連絡協議会と共催し、男女共同参画フェスティバルを開催するとともに、男女共同参画に関する展示等を実施した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・センター通信の発行	0	0	継続	地域で活動する男女共同参画グループをはじめ、広く県民に対し、男女共同参画に関する情報やセンターの事業等について情報発信するため、「ぐんま男女共同参画センター通信」を発行するとともに、ホームページに掲載した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・図書貸出し、資料収集	70	59	継続	図書の購入・貸出しや、他県等の男女共同参画に関する資料の収集・管理を行った。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画相談(再掲)	3,892	3,514	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施した。
議会事務局	総務課	ハラスメント研修会	0	0	休廃止	

### (2) NPO法人等多様な主体との協働・連携の促進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	ぐんま女性活躍大応援団	0	0	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性活躍の気運を醸成した。
生活こども部	生活こども課	市町村男女共同参画基本計画の策定促進	0	0	継続	市町村における男女共同参画基本計画の策定支援を行った。
地域創生部	地域創生課	地域づくりネットワーク推進(再掲)	3,122	3,136	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を促進し、地域の魅力を活かした地域づくりを支援した。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	官民共創基盤強化【一部新規】	14,453	13,685	新規	「官民共創コミュニティの育成」に向け、市民活動相談窓口の充実や様々な主体による協働を推進した。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援(再掲)	0	0	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援した。

## 9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備

### (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	私学・青少年課	私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	8,880	8,760	継続	幼稚園の教育時間終了後及び長期休業期間に、園児を園内で過ごさせる預かり保育を実施する幼稚園に対して補助した。(補助対象:学校法人)
生活こども部	私学・青少年課	私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	3,600	3,600	継続	子育て支援事業を実施する私立幼稚園に対して補助した。(補助対象:学校法人)
生活こども部	こども・子育て支援課	認定こども園整備事業	39,530	27,680	継続	幼児教育・保育の質の向上のため、遊具・運動用具・保健衛生用品等の購入経費の一部を補助した。(補助対象:社会福祉法人)
生活こども部	生活こども課	ぐーちょきパスポート事業	4,236	3,969	継続	子ども一人ひとりを社会全体で応援する機運の醸成を図るため、ぐーちょきパスポートを配付するとともに、企業や店舗への協賛加入の働きかけを行った。

生活こども部	こども・子育て支援課	子ども・子育て支援施設整備交付金	13,614	16,027	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブ等の施設整備に対して補助した。
生活こども部	こども・子育て支援課	子ども・子育て支援交付金	2,984,107	3,339,049	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援法第59条に規定する16の「地域子ども・子育て支援事業」(放課後児童健全育成事業等)に対して補助した。
健康福祉部	国保医療課	子ども医療費補助	4,077,000	4,592,401	継続	次代を担う子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、高校生世代までの子どもを対象に、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助した。
産業経済部	観光魅力創出課	ぐんまビジタートレ認証制度	1,291	1,285	継続	誰もが安心して快適に使用ができるトイレの維持・整備を推進し、県内観光地等のイメージアップを図った。
生活こども部 教育委員会	こども・子育て支援課 生涯学習課	学校・家庭・地域連携協力推進事業	32,305	21,489	継続	地域の住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校外における子どもたちの活動支援を行った。

## (2) 多様な状況に応じた介護を支援するための体制整備

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
健康福祉部	健康福祉課	地域包括ケアシステムの深化・推進	106,856	15,809	継続	在宅療養を希望する県民が、その状態に応じた療養生活を送ることができるよう、在宅医療の提供体制の充実を図るとともに、多職種協働による連携体制を構築する。また、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業について、医師会等の関係機関と連携し、事業の円滑な推進を支援した。
健康福祉部	介護高齢課	認知症施策の推進	57,001	57,331	継続	認知症の正しい理解の普及と地域で支える人材の養成のため市町村が行う認知症サポート養成やチームオレンジの整備、活動促進を支援する。また、早期診断や早期支援のための専門職向け研修、認知症疾患医療センターの整備や若年性認知症支援コーディネーターの設置等により地域の支援体制の充実を図った。※予算額及び決算額には、R5年度からの繰越額を含む
健康福祉部	介護高齢課	多様な福祉・介護サービス基盤の整備	1,245,053	249,328	継続	地域の実情に応じた介護サービスの提供を推進するため、地域密着型介護施設等の整備促進を行う。また、老朽化の進んだ特別養護老人ホーム等の大規模修繕に対し補助を行った。※予算額及び決算額には、R5年度からの繰越額を含む

## 10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

### (1) 学校教育における人権教育の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
教育委員会	義務教育課	人権教育研修・指導	105	83	継続	公立小学校、中学校及び特別支援学校の教員を対象に、地区別人権教育研究協議会を開催し、授業研究会等を通して、指導力の向上を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育推進関係会議	100	30	継続	校種別の人権教育推進協議会や県市町村人権教育推進連絡協議会を開催し、人権教育推進のための課題や施策に関する協議・情報交換等を行い、教員の指導力の向上や市町村における人権教育の改善・充実を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育・啓発	407	282	継続	指導・学習資料、啓発資料等の作成・配布や、啓発ビデオの購入を行い、学校教育及び家庭教育における人権教育の推進を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育研究推進	301	252	継続	中学校1校を指定し、人権教育の指導方法の改善充実を図るとともに、県内に成果を普及した。
教育委員会	義務教育課	道徳教育総合支援事業	774	658	継続	小学校1校を指定するとともに、各学校の道徳教育推進の中核となる教員等を対象に協議会を開催し、指導方法の改善充実を図った。
生活こども部	生活こども課	中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業(再掲)	540	234	継続	若年者がDVに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学・企業等へ講師を派遣し、データDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、データDVに係る研修を実施した。

### (2) 地域、家庭における教育・学習の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんセミナー	199	139	継続	男女共同参画の視点から社会を見つめ直すセミナーを開催した。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま県民カレッジ	529	403	継続	県、市町村、大学、カルチャーセンター等の様々な機関と連携し、多様な学習機会を提供した。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者研修会	334	221	継続	社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を対象に、その資質の向上を図るための研修を各教育事務所で実施した。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者養成講座	390	390	継続	人権に関する啓発活動の充実に資するため、人権教育指導者養成講座の開設を県内5市町村に委託し、社会教育における人権教育指導者の資質の向上を図った。

## 第2部 令和7年度に講じる男女共同参画の推進に関する施策

### 1 主要事業について

#### ① 男女共同参画社会形成のための各種事業の推進

「第5次群馬県男女共同参画基本計画」に掲げられた基本目標に位置づけられた男女共同参画社会の形成に向けた事業の推進を図る。

##### ○主な実施事業

###### ・男女共同参画推進員設置促進

県内事業所への男女共同参画推進員設置を促進し、事業所の男女共同参画の継続的な取組を促す。

###### ・ぐんま男女共同参画社会づくり表彰（R7～）

男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んできた者やそれらを支援する者等の功績を称えることによって、男女共同参画社会の形成を推進する。

###### ・家庭内での家事・育児分担等推進（R7～）

誰もが仕事でも家庭でも活躍できる社会の実現に向けて、それぞれの家庭に合った家事・育児の効率化や分担等について考えるためのヒントを提供するとともに、幅広い年代に対して普及啓発を行う。

#### ② 審議会等における女性委員の拡大

第5次群馬県男女共同参画基本計画では、目標値を「45.0%以上（構成員の男女比については均衡を要する。）」とした。引き続き推進する。（R7.4.1現在43.2%）

#### ③ 女性の活躍推進にかかる事業

あらゆる分野における女性の活躍を地域ぐるみで応援していくため、平成27年度に設置した「ぐんま女性活躍大応援団」による県民運動を引き続き展開し、県内の女性活躍をさらに推進する。

#### ④ ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）運営

本県における男女共同参画推進の拠点施設としての機能を充実させ利用促進を図る。

##### ○開館日及び開館時間

###### ・開館日 休館日を除く毎日

###### ・休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は直後の平日）、12月29日～1月3日、臨時休館日

###### ・開館時間 火～日曜日 午前9時～午後5時

火～金曜日で夜間（午後6時～9時）の研修室貸出しがある日は、午前9時～午後9時

##### ○とらいあんぐるん相談室（女性のための電話相談室）

###### ・相談専用電話 027-224-5210

・相談時間 火・水・金・日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（年末年始、祝日は休み。月曜日が祝日（振替休日含む）の週は、火曜日の相談は休み。）

・相談内容 男女共同参画（性別役割分担、性別による不平等、ワーク・ライフ・バランスなど）に関する相談

##### ○とらいあんぐるん相談室（男性のための電話相談室）

###### ・相談専用電話 027-212-0372

・相談時間 每月第2・第4日曜日 13:00～16:00

・相談内容 男女共同参画（性別役割分担、性別による不平等、ワーク・ライフ・バランスなど）に関する相談

##### ○主な実施事業

・男女共同参画推進に係る普及・啓発や人材育成のためのセミナー等開催

・不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業（委託）

・センター通信の発行

・団体等との協働事業

#### ⑤ DV防止啓発活動とDV被害女性等支援の実施

DVを防止するための啓発活動や、DV被害者への相談窓口の周知を図るとともに、女性相談支援センターの相談の実施や保護女性の自立支援を行う。

##### ○主な実施事業

・第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の着実な推進

・中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業

・DV被害者等総合支援事業補助金

・DV被害者等地域生活定着支援事業

##### ○女性相談支援センターによる電話相談（必要に応じて、事前予約で来所面接相談）

・DVに関すること 027-261-4463／毎日9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）

・さまざまな女性の悩み 027-261-4466／4463／月～土曜日9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）

※ 弁護士によるDV等法律電話相談は予約制（事前の電話連絡が必要）

## 2 令和7年度男女共同参画施策事業一覧

「\*」は、予算額、決算額で男女共同参画に関する金額を分離することが困難である場合

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### (1) 各分野における指導的地位に占める女性の割合の増加

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	総務課	附属機関の設置及び運営指針の運用	0	継続	審議会等への女性委員の登用を推進する。(45%以上を目指す)
総務部	人事課	女性管理職の登用促進	0	継続	性別にかかわらず、人物本位の人事管理を行うとともに、将来の女性幹部登用に向けて計画的な人材育成を進める。
総務部	人事課	女性職員の能力発揮促進のための指針の運用	0	継続	「群馬県人材育成基本方針」に基づき、女性職員が多様な経験を積み、幅広く活躍できるための人事配置をするなど、能力発揮促進のための取組を推進する。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るために、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進する。
生活こども部	生活こども課	県各種審議会等への女性委員参画状況調査	0	継続	各種審議会への女性委員の参画状況を把握するため、県が設置しているすべての審議会等を対象に調査を実施する。(調査時点 4月1日)
警察本部	警務部警務課	群馬県警察男女共同参画推進計画の推進	0	継続	令和8年4月1日までに、警察官総数に占める女性警察官の割合を12%以上にするなど女性職員の採用・登用の拡大を始め、休暇取得の促進、超過勤務の縮減等働き方改革や職員が仕事と子育て、介護等を両立して活躍できるための環境整備等を推進する。
産業経済部	労働政策課	女性の活躍推進	2,228	継続	管理職の女性に占める割合を増加させるため、企業経営者、人事担当者等を対象に研修及び企業交流会を実施

#### (2) 女性の人材育成と参画拡大に向けた情報提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るために、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進する。
生活こども部	生活こども課	女性人材データバンクの設置	0	継続	県内の女性有識者の情報を収集した「群馬県女性人材データバンク」を設置・管理し、各種審議会等への女性の参画を促進する。
生活こども部	生活こども課	ぐんま男女共同参画社会づくり表彰	140	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとっての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人の表彰と、その審査を実施する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ジェンダー平等について学ぶ大学出張講座	226	継続	県内各大学へ出張し、大学生を対象にジェンダー平等についての講座を開催する。令和6年度はアンコンシャス・バイアスについての講座を実施予定。

### 2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現(男性の育児休業取得促進、時間外労働短縮等)

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るために、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進する。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置	0	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援する。
生活こども部	生活こども課	家庭内での家事育児分担等推進	5,500	新規	「男性は仕事」「女性は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識の解消と、誰もが仕事でも家庭でも活躍できる社会の実現に向けて、家庭内での家事・育児分担及び負担軽減を推進していくため、民間事業者・各種団体・行政が連携し、県内における機運醸成・普及啓発に係るイベントを開催する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんサロン(男性の家事育児参画)	150	継続	男女共同参画の視点から様々な分野のセミナー及び交流会を開催する。令和7年度は男性の家事育児参画をテーマにセミナー及び交流会を開催する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室	4,237	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施する。
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	89,308	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院等設置者に対して補助金を交付する。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	25,590	継続	看護師等についての無料職業紹介や再就業を希望する者に対する復職支援研修等を実施するとともに、仕事に関する悩みを受け付ける電話相談を開設する。
健康福祉部	医務課	群馬県医療勤務環境改善支援センター	1,861	継続	勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門のアドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行う。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	17,000	継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポーター・バンクの運営事業に対して補助する。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	ぐんま食育応援企業登録制度	252	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録する。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらう。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度	3,094	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進する。

産業経済部	労働政策課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	* 継続	育児等両立支援のため、短時間のコースで離職者向け訓練を実施する。
産業経済部	地域企業支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)	* 継続	<p>女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額 35,000千円</li> <li>・融資利率 1.6%以内</li> <li>・融資期間 運転資金10年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置1年以内) 運転設備資金10年以内(据置1年以内)</li> </ul>
産業経済部	労働政策課	魅力ある職場づくり	4,842 継続	「働きやすさ」と「働きがい」の両方を追求し働きたくなるような魅力ある職場環境を群馬県内企業が推進できるよう、より具体的な取組を普及するセミナーを経営者や人事労務担当者等を対象に実施し、事例集作成を行う。

(2) 多様で柔軟な働き方の実現(テレワーク、オンラインの活用等)

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」(再掲)	0 継続		県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を推進する。
生活こども部	生活こども課	事業所における男女共同参画推進員の設置(再掲)	0 継続		男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となつて進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援する。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	ぐんま食育応援企業登録制度	252 継続		県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録する。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらう。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(再掲)	3,094 継続		育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進する。
産業経済部	労働政策課	魅力ある職場づくり	4,842 継続		「働きやすさ」と「働きがい」の両方を追求し働きたくなるような魅力ある職場環境を群馬県内企業が推進できるよう、より具体的な取組を普及するセミナーを経営者や人事労務担当者等を対象に実施し、事例集作成を行う。

(3) 再就職や就業継続、起業等に向けた支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	89,308 継続		医療従事者のために保育施設を運営する病院等設置者に対して補助金を交付する。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	25,590 継続		看護師等についての無料職業紹介や再就業を希望する者に対する復職支援研修等を実施とともに、仕事に関する悩みを受け付ける電話相談を開設する。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	17,000 継続		女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポートバンクの運営事業に対して補助する。
産業経済部	労働政策課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	* 継続		育児等両立支援のため、短時間コース、託児サービス付きコースを設定し、離職者向け訓練を実施する。
産業経済部	地域企業支援課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(再掲)	* 継続		<p>女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額 35,000千円</li> <li>・融資利率 1.6%以内</li> <li>・融資期間 運転資金10年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置1年以内) 運転設備資金10年以内(据置1年以内)</li> </ul>
産業経済部	未来投資・デジタル産業課	女性創業者創出ミーティング	0 休廃止		県主催では実施せず、市町村や日本政策金融公庫が主催するイベントがあれば、ぐんま起業家支援ネットワークとしてサポートする。
産業経済部	労働政策課	IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクト	22,000 継続		デジタル産業への就労を前提に、県内の求職中又は正規雇用を目指す女性等を対象にITスキルの習得から就労までを一体的に支援するするほか、賃金向上等を目指す在職中の女性を対象に、社内でのキャリアアップにつながるスキルの習得を支援する。

3 地域における男女共同参画の推進

(1) 農業分野における男女共同参画の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
農政部	農業構造政策課	農業農村リーダー等活動促進	686 継続		女性農業者の主体的な社会参画を促進するため、活動に意欲的な女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定する。また、農業農村リーダーを対象に、地域課題に関する研修会等を開催し、その資質向上を図る。
農政部	農業構造政策課	女性農業者活動支援	1,807 継続		農業・農村における男女共同参画を推進するため、「ぐんま農業・農村男女共同参画行動計画(R3~7年度)」に基づき、女性農業者が能力を活かせる環境づくりや経営・社会参画活動を支援する。
農政部	農業構造政策課	農業経営力向上事業	60,000 継続		認定農業者や認定新規就農者等の担い手農家の経営基盤の強化を支援するため、農業用機械・施設等の設備投資に対して補助金を交付する。

(2) 土木・林業・科学技術分野における女性の参画拡大

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー	63	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーや保護者向けの講演会等を開催する。
産業経済部	労働政策課	産業技術専門校への女性の入校促進	*	継続	女性のものづくり産業への進出を促進するために、産業技術専門校のパンフレットやオープンキャンパスの内容を女性にも親しみやすいものとし、ものづくりの魅力や技能・技術の面白さの普及・啓発を図る。
県土整備部	建設企画課	経営強化等セミナー(人材の採用・定着対策)実施業務	385	継続	建設業者の経営基盤強化のため、建設業界において若手や女性を含む人材の採用・定着を促すためのセミナーを開催する。
環境森林部	林業振興課	きのこ流通消費拡大(きのこ女性ネットワーク)	264	継続	きのこ産業に女性の参加を推進するため、きのこ振興協議会と連携して女性目線による新たな発想で県産きのこの生産・流通・販売戦略を展開するとともに情報発信を行う。

(3) 魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
地域創生部	地域創生課	地域づくりネットワーク推進	3,535	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を促進し、地域の魅力を活かした地域づくりを支援する。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	官民共創基盤強化【一部新規】	14,811	新規	「官民共創コミュニティの育成」に向け、市民活動相談窓口の充実や様々な主体による協働を推進する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センターの運営	36,397	継続	県における男女共同参画推進の活動拠点として、ぐんま男女共同参画センターの管理運営を行う。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	0	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援する。

4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	DV防止啓発広報・啓発活動	901	継続	DV啓発リーフレット、啓発カード、若年者向け啓発リーフレットを作成・配布する。
生活こども部	生活こども課	中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業	515	継続	若年者がDVに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学・企業等へ講師を派遣し、データDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、データDVに係る研修を実施する。
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力をなくす運動	0	継続	県HPによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内におけるDV防止啓発CM放映、ライトアップ等により県民に周知し、理解を深める。
生活こども部	生活こども課	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の推進	0	継続	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画(R6~R7)の重点施策の目標達成のため積極的な推進を図る。
生活こども部	生活こども課	女性相談支援センターの運営	65,837	継続	女性相談支援センターにおいて、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行う。
生活こども部	生活こども課	一時保護施設の運営	17,733	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、女性自立支援施設又は関係機関への入所までの期間、必要な支援を行う。
生活こども部	生活こども課	三山寮の運営	6,499	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、就労の支援、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図る。
生活こども部	生活こども課	支援調整会議の実施	0	継続	暴力被害者及び困難女性支援関係機関の相互協力と連携を推進する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等シェルター設置運営事業	1,900	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費の補助を行う。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,941	継続	民間支援団体に委託し、一時保護所等退所後のDV被害者等が、地域生活に定着するための支援を実施する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	4,250	継続	民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みを構築する。
生活こども部	生活こども課	困難女性支援事業	2,580	新規	困難女性支援に係る事業を実施し、様々な悩みを抱える女性に寄り添う支援を行う。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策	30	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進する。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	21	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令、援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の保護対策を推進する。

(2) DVに関する各種施策と児童虐待防止施策との連携

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	女性に対する暴力をなくす運動	0	継続	県HPによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内におけるDV防止啓発デジタルサイネージ、ライトアップ等により県民に周知し、理解を深める。
生活こども部	生活こども課	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の推進	0	継続	第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画(R6~R7)の重点施策の目標達成のため積極的な推進を図る。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業	5,425	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施する。
生活こども部	生活こども課	女性相談支援センターの運営	65,837	継続	女性相談支援センターにおいて、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行う。
生活こども部	生活こども課	一時保護施設の運営	17,733	継続	DV被害者等について、緊急に保護をするものについて一時保護を行い、女性自立支援施設又は関係機関への入所までの期間、必要な支援を行う。
生活こども部	生活こども課	三山寮の運営	6,499	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、就労の支援、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図る。
生活こども部	生活こども課	支援調整会議の実施	0	継続	暴力被害者及び困難女性支援関係機関の相互協力と連携を推進する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等シェルター設置運営事業	1,900	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費の補助を行う。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,941	継続	民間支援団体に地域生活定着支援員を配置し、一時保護所等退所後のDV被害者が、地域生活に定着するための支援を実施する。
生活こども部	生活こども課	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	4,250	継続	民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みを構築する。
生活こども部	児童福祉課	児童相談所運営	337,533	継続	児童相談所の運営体制を充実させ、子どもに関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な支援を行い、児童虐待の防止等、児童福祉の向上を推進する。
生活こども部	児童福祉課	家庭児童福祉推進	32,381	継続	虐待防止のための人材育成を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援から再発防止、自立支援に至るまで、一貫した虐待防止対策を推進する。
生活こども部	児童福祉課	社会的養護の推進	3,456,447	継続	里親委託や施設のケア単位の小規模化を推進し、虐待等により社会的養護を必要とする児童が家庭的な養育環境の中で生活できるようにする。
教育委員会	義務教育課	児童虐待防止に関する教職員研修の推進	0	継続	小中学校人権教育推進協議会において児童虐待防止に関する研修を実施する。 ※人権教育推進協議会の予算で対応
警察本部	生活安全部人身安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策(再掲)	21	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令、援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の保護対策を推進する。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(再掲)	30	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進する。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	児童虐待ゼロ！プロジェクトの推進	69	継続	「事件対処」、児童相談所等との「関係機関との連携」及び「被害の見逃し防止」を3本柱とした「児童虐待ゼロ！プロジェクト」により、児童虐待の早期発見による未然防止の取組を強化する。

(3) 性犯罪・性暴力、ストーカー事案、インターネット上の暴力等への対策の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	消費生活課	女性向け防犯意識向上対策	258	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が発生する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るため、啓発冊子を作成する。
生活こども部	生活こども課	犯罪被害者等支援	14,268	継続	犯罪被害者支援に係る相談支援員の設置、スーパーバイザー(臨床心理士等)招聘、県民理解のための啓発活動を実施する。
生活こども部	生活こども課	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営	28,788	継続	性犯罪・性暴力被害者の心身のサポートをワンストップで行う群馬県性暴力被害者サポートセンターを運営する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(再掲)	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
警察本部	警務部広報広聴課	犯罪被害者支援のための広報推進	*	継続	性犯罪被害者等に対し、ポスター・リーフレット等により各種支援制度や相談窓口を紹介するほか、講演会等を開催して、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるとともに、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街つくり」に向けた気運の醸成を図る。
警察本部	生活安全部人身安全対策課	ストーカー行為に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	1,737	継続	被害者の意向を踏まえつつ、ストーカー規制法を始め、各種法令を積極的に適用して行為者の検挙に努めるとともに、警告・援助等の行政措置によって被害の発生や拡大を防止し、被害者の保護対策を推進する。
警察本部	生活安全部子供・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(再掲)	30	継続	性犯罪発生状況及び性犯罪等の前兆となる声掛け事案等発生時の情報収集・分析やこれまでの教訓となる対応に基づき、被害防止に関する知識及び技能を学得させるため、子供や女性を対象とした防犯講話や護身術指導教室等を積極的に開催する。
警察本部	生活安全部生活環境課	人身取引事犯対策	0	継続	出入国在留管理局と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び事案の解明等人身取引事犯対策を推進する。
警察本部	生活安全部生活環境課	AV出演被害問題対策	0	継続	AV出演被害に關し、各種法令を適用した取締り、ワンストップ支援センター(Saveぐんま)と連携した相談体制の強化を図る。
生活こども部	生活こども課	ネットによる誹謗中傷相談窓口	5,607	継続	インターネット上の誹謗中傷等の被害相談に対し、相談員が相談内容に応じて具体的な対処方法等の助言を行うほか、必要に応じて法律相談や臨床心理士による専門相談に繋げる。

## 5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

### (1) ひとり親家庭等の自立支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	児童福祉課	ひとり親家庭子育て支援事業	5,063	継続	仕事や病気等で一時的な支援が必要な場合に援助者を紹介するファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助する。
生活こども部	児童福祉課	母子家庭等自立支援給付金事業	26,789	継続	母子家庭の母等が就業に有利な知識・技能の習得又は資格取得を目指す場合に、給付金を支給する。
健康福祉部	国保医療課	母(父)子家庭等医療費補助	644,000	継続	母(父)子家庭の母(父)と子ども、父母のいない子どもが安心して必要な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減などを目的として、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助する。
産業経済部	労働政策課	母子家庭の母等の職業的自立促進	522,111	継続	母子家庭の母等の職業的自立を促すため、職業訓練を実施する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(再掲)	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅家賃減免	0	継続	世帯の収入が基準額以下の場合は家賃を減免する。
生活こども部	児童福祉課	養育費等確保支援事業	4,150	継続	継続した養育費の確保を支援するため、養育費の取り決めや履行確保に必要な経費を補助する。

### (2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんま外国人総合相談ワントップセンター運営	20,796	継続	外国人県民が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等に係る相談が生じた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語で相談に応じる「ぐんま外国人総合相談ワントップセンター」を運営する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	医療通訳ボランティア養成・研修事業	0	継続	言語の問題で医療サービスが十分に受けられない外国人県民を支援するため、医療通訳ボランティアを養成・研修する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	医療通訳派遣	2,945	継続	外国人県民が安心して医療機関を受診することができるよう、協定医療機関等からの要請により、県登録の医療通訳ボランティアを派遣する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	災害時外国人支援	380	継続	災害時において、要配慮者となる可能性の高い外国人住民に対し、より一層配慮した対応ができるようにするため、①災害時外国人支援ボランティア養成講座、②外国人住民対象の防災訓練を実施する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	ぐんまで日本語プロジェクト	5,644	継続	外国人県民に対する日本語教育の体制を整備するため、有識者会議における方向性の検討や、日本語教室で活動するボランティアの養成やスキルアップ研修、日本語教室開設に向けトライアルオンライン教室等を実施する。
地域創生部	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	「やさしい日本語」普及	2,384	継続	外国人が内容を把握、理解しやすい「やさしい日本語(あいまいな表現を避け、難しい言葉を言い換えたもの)」を普及するため、一般県民向け・大学医学部生向け・企業団体向け研修等を開催する。
健康福祉部	地域福祉課	介護知識・技術普及啓発	3,585	継続	介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図る。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者の生きがいと健康づくり支援	26,767	継続	単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図るために、市町村が交付する助成額に対し補助を行う。
健康福祉部	介護高齢課	介護保険制度普及パンフレットの作成	0	継続	介護保険制度について県民の理解を深め、制度を周知・啓発するため、関係機関等へ電子媒体で周知・配布を行うほか、同内容を県HPに掲載する。
健康福祉部	介護高齢課	介護予防対策推進事業	15,369	継続	①介護予防を行う市町村の支援。②市町村担当者や介護予防支援従事者への研修実施。③介護予防や各分野のリハビリテーションが円滑に実施されるよう体制整備の推進。
健康福祉部	介護高齢課	国保連苦情処理体制整備補助	4,048	継続	介護保険サービスに関する利用者からの苦情処理機関である国民健康保険団体連合会に対して、体制整備の支援を行う。
健康福祉部	障害政策課	思いやり駐車場利用証制度	256	継続	「思いやり駐車場利用証制度」の実施により対象者がいつでも車いす駐車場を利用できる環境を整備する。
健康福祉部	障害政策課	福祉のまちづくり推進	87	継続	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施策を推進する(普及啓発、特定生活関連施設の届出審査、適合証交付)。
健康福祉部	障害政策課	障害者就業・生活支援センター事業	56,214	継続	県内9カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置。離職者又は離職するおそれのある在職者など就職や職場定着が困難な障害者への相談・定着支援を行う。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業	5,425	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催・障害福祉サービス事業所等への指導員派遣(出前講座)、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施する。
産業経済部	労働政策課	シルバーパートナーシップ事業補助	8,900	継続	定年退職後等に自分の能力を活かしたい、また社会参加のために働きたいといつ高齢者に臨時・短期的又はその他の軽易な就業の場を提供するシルバーパートナーシップ事業補助。
産業経済部	労働政策課	中高年齢者就職支援事業	8,848	継続	中高年齢者の再就職のための就職相談・職業紹介に加え、就業・起業・ボランティア等の多様なニーズの相談・情報提供を行う就業支援事業を実施する。
産業経済部	労働政策課	障害者雇用促進対策	34,326	継続	障害者の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センター登録者等の就労・実習に結びつける。企業同士のノウハウ共有や福祉の就労から一般就労への移行促進のため、企業同士の交流会等を実施する。
産業経済部	労働政策課	障害者就労サポートセンター	3,751	継続	ハローワークや特別支援学校等の関係機関との連携による県内10地域における就労支援ネットワークの構築等を実施する。
産業経済部	労働政策課	障害者能力開発	30,157	継続	障害者の職業能力開発機会の充実を図るために、次の事業を実施する。 ・障害者委託訓練(知的・身体・精神障害者を対象とした委託訓練)

知事戦略部	交通イノベーション推進課	市町村乗合バス車両購入費補助	17,000	継続	県民生活の足を守るため、市町村が運営する路線バスの、車両購入経費を補助する。
知事戦略部	交通イノベーション推進課	交通施設バリアフリー化補助	0	継続	駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。
知事戦略部	交通イノベーション推進課	バス運行対策費補助(車両償却費等)	20,115	継続	赤字の生活交通路線を運行するバス事業者に対して、バリアフリー車両の購入に係る減価償却費等を補助する。
県土整備部	道路管理課	道路におけるバリアフリー対策	*	継続	県が管理している国道や県道において、バリアフリー対応の改修工事を実施する。
県土整備部	住宅政策課	住宅確保要配慮者への居住支援	70	継続	住宅セーフティネット法に基づき組織される「群馬県居住支援協議会」を通じて、住宅確保要配慮者の入居可能な賃貸物件の周知を行う。

### (3) 性的少数者等が抱える困難への理解促進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	性的少数者に関する啓発	277	継続	性的少数者に対する正しい理解を広め、セクシュアリティ(性のあり方)の多様性を認め合う社会づくりを推進することを目的として、啓発冊子を作成する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんLGBTQ講演会		休廃止	

## 6 生涯を通じた健康づくりへの支援

### (1) 女性の各ライフステージに応じた健康支援の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉課	先天性代謝異常等検査	172,859	継続	生まれつき酵素やホルモンが欠けているために起こる、早期発見、早期治療が有効な29疾患について検査を行う。
生活こども部	児童福祉課	女性の健康支援事業「ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業」	5,987	継続	予期しない妊娠など、思春期の悩みや婦人科疾患・更年期障害に関する悩み等、女性の健康に関して、電話やメール、SNSにより相談対応することで、生涯を通じた女性の健康づくりを推進する。特に、相談支援の充実を図るため、面談や医療機関等必要な機関への同行支援を行う。
生活こども部	児童福祉課	不妊専門相談センター事業	1,882	継続	不妊や不育症に悩む夫婦等が気軽に専門相談を受けられるよう、群馬大学医学部附属病院内に設置した群馬県不妊・不育専門相談センターにおいて、電話予約による個別相談を行う。
健康福祉部	医務課	周産期医療対策	312,310	継続	周産期医療体制の整備を図るため、県が指定及び認定した総合・地域周産期母子医療センターに対する運営費補助や、事業推進のために周産期医療対策協議会を開催とともに周産期医療情報システムの運営を行う。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	生活習慣病予防対策	132,360	継続	糖尿病及び慢性腎臓病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行う。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	女性特有のがん対策推進	384	継続	子宮頸がん啓発講演会や啓発リーフレット配布をすることで、乳がん検診及び子宮頸がん検診等の普及啓発を図る。

### (2) 人生100年時代を男女ともに健康に過ごすための支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活こども部	児童福祉課	思春期保健対策事業	4,000	継続	生涯を通じた健康と性に関する正しい知識の普及啓発を行い、思春期世代の若者たちへ健康と性、ライフデザインを考える機会を提供する。また、各種相談窓口の周知を行い、困ったときに適切な窓口に繋がれるよう支援する。
健康福祉部	感染症・疾病対策課	エイズ予防啓発事業	1,960	継続	学校や事業所等で、正しい情報の提供に努め、キャンペーンを実施する。教育委員会との連携を強化し、学生等に対し講演会等による啓発事業を行う。
健康福祉部	感染症・疾病対策課	特定感染症等検査事業	8,293	継続	HIV等感染者の早期発見を図るため、県内各保健福祉事務所にてHIV検査等及び相談事業を無料、匿名で実施する。
教育委員会	健康体育課	性に関する教育・エイズ教育指導者研修会の開催	27	継続	学校において、性に関する教育及びエイズ教育が効果的に実施されるよう指導方法等の普及啓発を図る。
教育委員会	健康体育課	県立高等学校エイズ講演会推進事業の実施	263	継続	県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)で実施する性・エイズ講演会の経費を措置し、性及びエイズ教育の推進に役立てる。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	生活習慣病予防対策	132,360	継続	糖尿病及び慢性腎臓病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行う。
健康福祉部	健康長寿社会づくり推進課	女性特有のがん対策推進	384	継続	子宮頸がん啓発講演会や啓発リーフレット配布をすることで、乳がん検診及び子宮頸がん検診等の普及啓発を図る。
健康福祉部	障害政策課	自殺対策の推進	43,359	継続	第4次自殺総合対策行動計画に基づき、市町村への支援強化、地域のネットワーク強化、人材育成、県民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援などの取組を保健福祉のみならず医療、労働、教育、その他関連施策と連携し、市町村や関係団体の協力を得ながら総合的に実施する。

## 7 防災分野における男女共同参画の推進

### (1) 意思決定の場や災害対応の場への女性の参画促進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	危機管理課	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、女性の参画に関する内容について助言や指導事務を実施する。

(2) 男女のニーズの違いに配慮した防災対策

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	危機管理課	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、女性への配慮に関する内容について助言や指導事務を実施する。
総務部	危機管理課	男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	*	継続	災害等に備え、食料や資機材等の物資を備蓄しており、男女のニーズの違いに配慮し、生理用品や液体ミルクも備蓄する。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	災害ボランティア普及・啓発、育成事業（官民共創基盤強化の構成事業）	216	継続	災害ボランティア活動のネットワーク組織である「災害ボランティアぐんま」を支援し、災害時に男女のニーズの違いを考慮して、迅速かつ適切に活動ができる体制を整備する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画の視点からの防災等に関する防災研修・啓発事業	*	継続	防災・減災に対する基礎的な知識と心構えや災害対応時には男女両方の視点が必要であることを学ぶためのセミナーを開催する。

8 固定的な性別役割意識の解消

(1) ジェンダー平等の推進に関する広報啓発・情報発信の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	男女共同参画に関する年次報告	39	継続	男女共同参画推進条例の規程に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について報告書を作成し公表する。
生活こども部	生活こども課	ぐんま男女共同参画社会づくり表彰(再掲)	140	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとっての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰する。
生活こども部	生活こども課	男女共同参画週間記念事業	0	継続	男女共同参画社会に対する理解を深めるため、男女共同参画週間にちなみ女性団体連絡協議会と共に、男女共同参画フェスティバルを開催するとともに、男女共同参画に関する展示等を実施する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・センター通信の発行	0	継続	地域で活動する男女共同参画グループをはじめ、広く県民に対し、男女共同参画に関する情報やセンターの事業等について情報発信するため、「ぐんま男女共同参画センター通信」を発行するとともに、ホームページに掲載する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・図書貸出し、資料収集	70	継続	図書の購入・貸出しや、他県等の男女共同参画に関する資料の収集・管理を行う。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画相談(再掲)	3,892	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施する。

(2) NPO法人等多様な主体との協働・連携の促進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	生活こども課	ぐんま女性活躍大応援団	0	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性活躍の気運を醸成する。
生活こども部	生活こども課	市町村男女共同参画基本計画の策定促進	0	継続	市町村における男女共同参画基本計画の策定支援を行う。
地域創生部	地域創生課	地域づくりネットワーク推進(再掲)	3,535	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を促進し、地域の魅力を活かした地域づくりを支援する。
生活こども部	県民活動支援・広聴課	官民共創基盤強化【一部新規】	14,811	新規	「官民共創コミュニティの育成」に向け、市民活動相談窓口の充実や様々な主体による協働を推進する。
生活こども部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援(再掲)	0	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援する。

9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	私学・青少年課	私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	9,060	継続	幼稚園の教育時間終了後及び長期休業期間に、園児を園内で過ごさせる預かり保育を実施する幼稚園に対して補助する。(補助対象:学校法人)
生活こども部	私学・青少年課	私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	3,600	継続	子育て支援事業を実施する私立幼稚園に対して補助する。(補助対象:学校法人)
生活こども部	こども・子育て支援課	認定こども園整備事業	36,258	継続	幼児教育・保育の質の向上のため、遊具・運動用具・保健衛生用品等の購入経費の一部を補助する。(補助対象:社会福祉法人)
生活こども部	生活こども課	ぐーちょきバスポート事業	5,147	継続	子ども一人ひとりを社会全体で応援する機運の醸成を図るため、ぐーちょきバスポートを配付するとともに、企業や店舗への協賛加入の働きかけを行う。
生活こども部	こども・子育て支援課	子ども・子育て支援施設整備交付金	115,306	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブ等の施設整備に対して補助する。
生活こども部	こども・子育て支援課	子ども・子育て支援交付金	3,556,223	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援法第59条に規定する16の「地域子ども・子育て支援事業」(放課後児童健全育成事業等)に対して補助する。
健康福祉部	国保医療課	子ども医療費補助	4,883,000	継続	次代を担う子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、高校生世代までの子どもを対象に、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助する。
産業経済部	観光リトリート推進課	ぐんまビジタートイレ認証制度	1,291	継続	誰もが安心して快適に使用することができるトイレの維持・整備を推進し、県内観光地等のイメージアップを図る。

生活こども部 教育委員会	こども・子育て支 援課 生涯学習課	学校・家庭・地域の連携協力推 進事業	32,305	継続	地域の住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校外における子どもたちの活動支援を行う。
-----------------	-------------------------	-----------------------	--------	----	---

(2) 多様な状況に応じた介護を支援するための体制整備

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
健康福祉部	健康福祉課	地域包括ケアシステムの深化・ 推進	145,363	継続	在宅療養を希望する県民が、その状態に応じた療養生活を送ることができるよう、在宅医療の提供体制の充実を図るとともに、多職種協働による連携体制を構築する。また、市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業について、医師会等の関係機関と連携し、事業の円滑な推進を支援する。
健康福祉部	介護高齢課	認知症施策の推進	59,412	継続	認知症の正しい理解の普及と地域で支える人材の養成のため市町村が行う認知症サポート養成やチームオレンジの整備、活動促進を支援する。また、早期診断や早期支援のための専門職向け研修、認知症疾患医療センターの整備や若年性認知症支援コーディネーターの設置等により地域の支援体制の充実を図る。
健康福祉部	介護高齢課	多様な福祉・介護サービス基盤 の整備	1,796,464	継続	地域の実情に応じた介護サービスの提供を推進するため、地域密着型介護施設等の整備促進を行う。また、老朽化の進んだ特別養護老人ホーム等の大規模修繕に対し補助を行う。※予算額には、R6年度からの繰越額を含む

10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

(1) 学校教育における人権教育の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
教育委員会	義務教育課	人権教育研修・指導	105	継続	公立小学校、中学校及び特別支援学校の教員を対象に、地区別人権教育研究協議会を開催し、授業研究会等を通して、指導力の向上を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育推進関係会議	100	継続	校種別の人権教育推進協議会や県市町村人権教育推進連絡協議会を開催し、人権教育推進のための課題や施策に関する協議・情報交換等を行い、教員の指導力の向上や市町村における人権教育の改善・充実を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育・啓発	407	継続	指導・学習資料、啓発資料等の作成・配布や、啓発ビデオの購入を行い、学校教育及び家庭教育における人権教育の推進を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育研究推進	301	継続	小学校1校を指定し、人権教育の指導方法の改善充実を図るとともに、県内に成果を普及する。
教育委員会	義務教育課	道徳教育総合支援事業	742	継続	小学校1校を指定するとともに、各学校の道徳教育推進の中核となる教員等を対象に協議会を開催し、指導方法の改善充実を図る。
生活こども部	生活こども課	中学・高校・大学等へのDV防止 啓発講師派遣事業(再掲)	515	継続	若年者がDVに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学・企業等へ講師を派遣し、データDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、データ-DVに係る研修を実施する。

(2) 地域、家庭における教育・学習の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活こども部	ぐんま男女共同参 画センター	とらいあんぐるんセミナー	208	継続	男女共同参画の視点から社会を見つめ直すセミナーを開催する。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま県民カレッジ	484	継続	県、市町村、大学、カルチャーセンター等の様々な機関と連携し、多様な学習機会を提供する。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者研修会	342	継続	社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を対象に、その資質の向上を図るための研修を各教育事務所で実施する。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者養成講座	390	継続	人権に関する啓発活動の充実に資するため、人権教育指導者養成講座の開設を県内市町村に委託し、社会教育における人権教育指導者の資質の向上を図る。

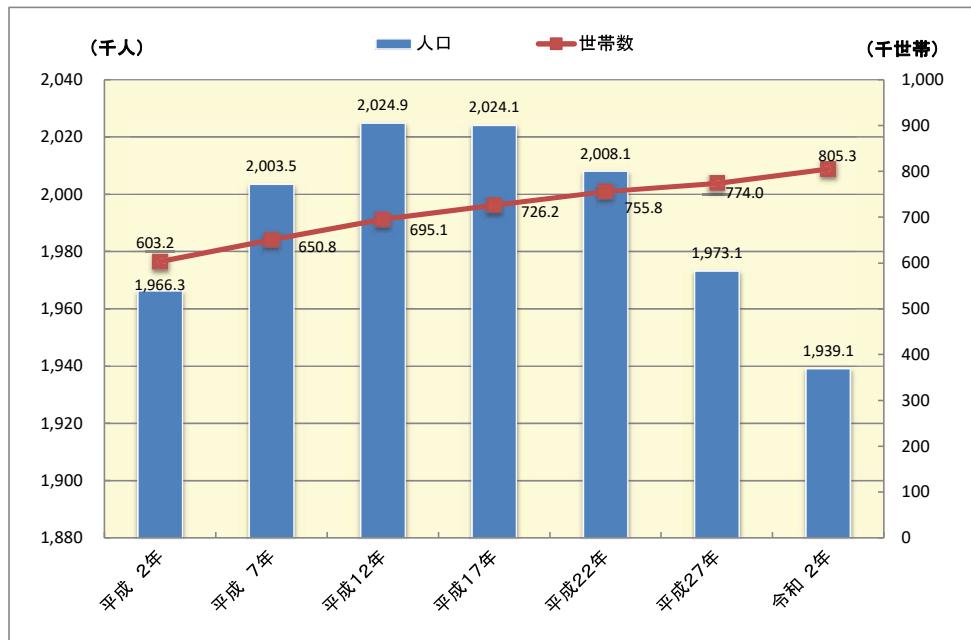
### 第3部 男女共同参画に関する主な指標等

#### 第1章 群馬県の人口

平成27年国勢調査以降、群馬県の人口は200万人を下回っている。一方、世帯数は増加を続けており、世帯の小規模化が進んでいることがわかる。

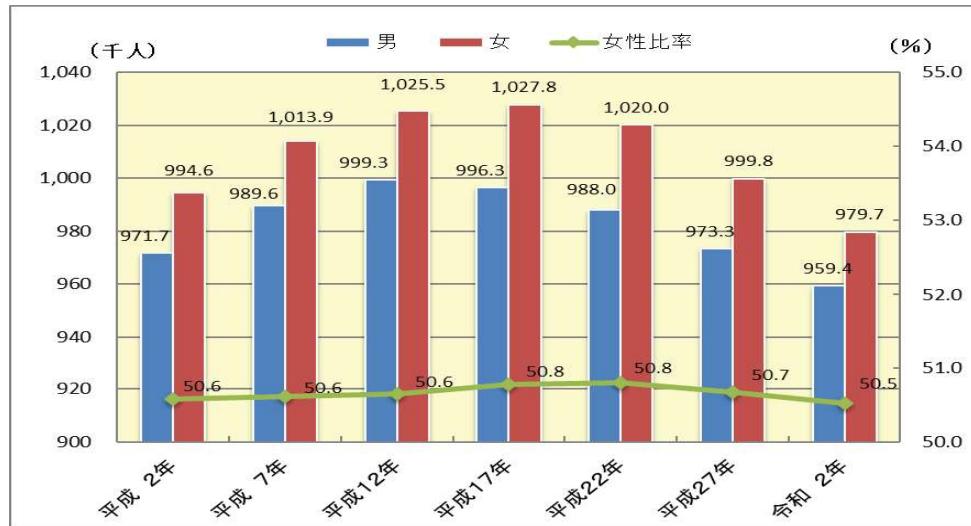
年齢別人口の割合は、支え手である生産年齢人口が減少し、支えられる世代(年少人口・老人人口)の割合が増加している。その増加は、老人人口の大幅な増加による。

##### 1. 人口・世帯数の推移



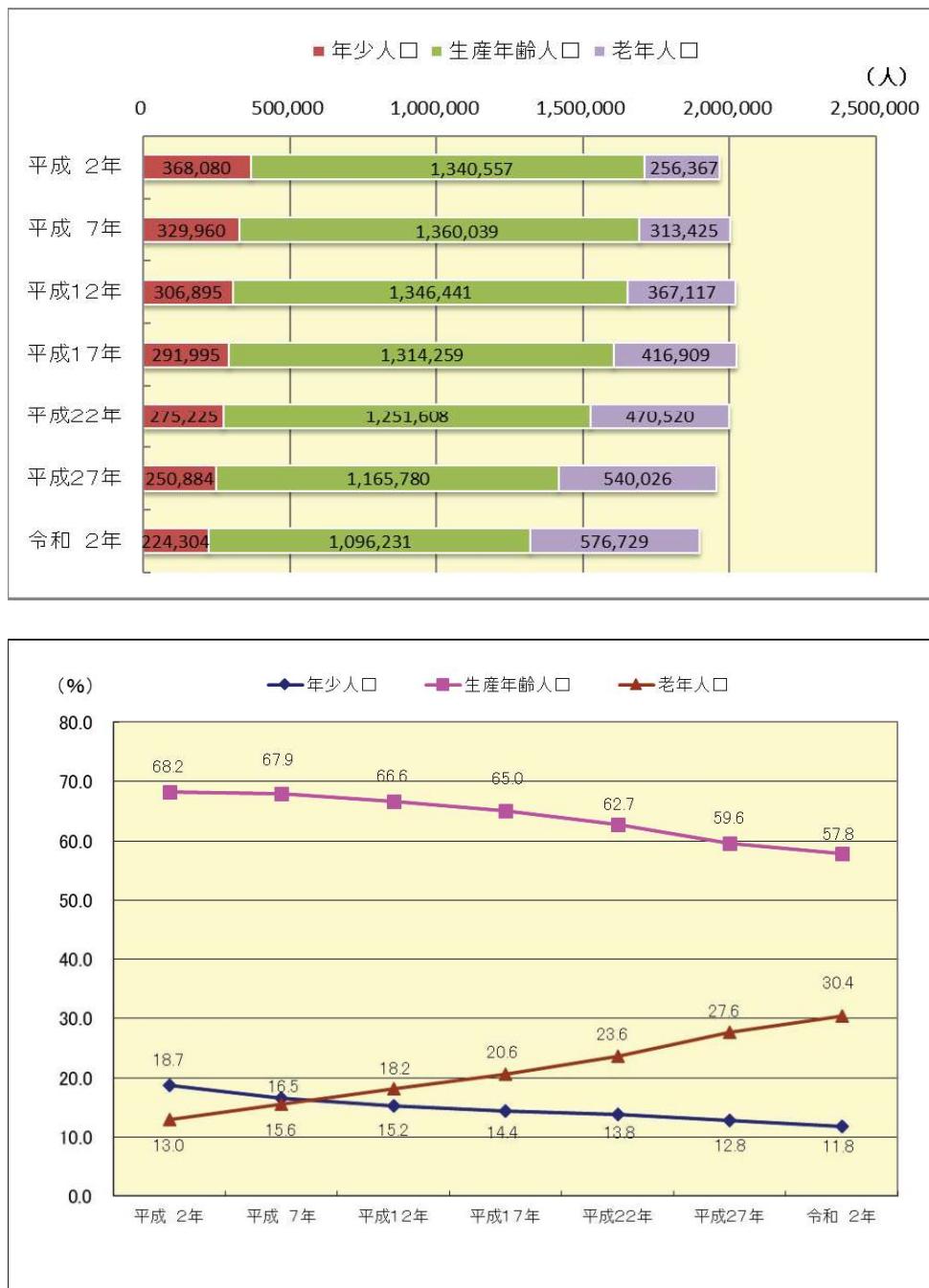
(備考) 1. 総務省「国勢調査」結果より作成。  
2. 各年10月1日現在。

##### 2. 男女別人口の推移



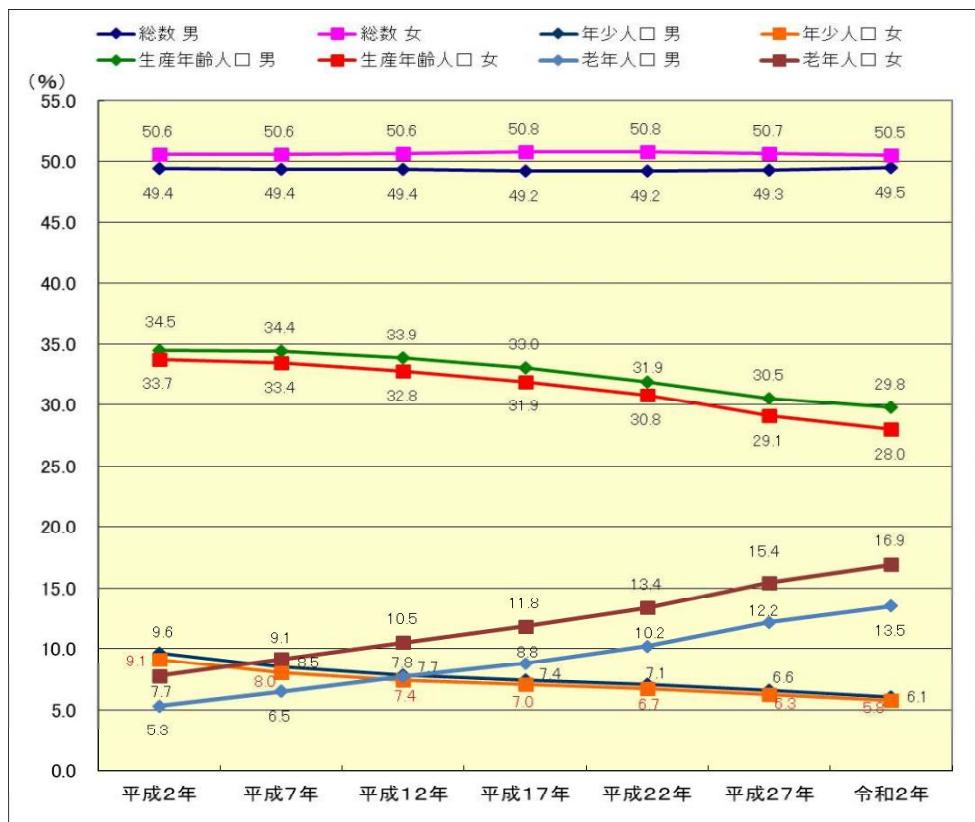
(備考) 1. 総務省統計局「国勢調査」時系列データより作成。  
2. 各年10月1日現在。

### 3. 年齢3区分人口の推移



(備考) 1. 総務省「国勢調査」結果より作成。  
 2. 各年10月1日現在。  
 3. 年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)

#### 4. 年齢3区分人口の男女別推移



(備考) 1. 総務省「国勢調査」結果より作成。  
 2. 各年10月1日現在。  
 3. 年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老人人口(65歳以上)

## 第2章 政策・方針決定過程への女性の参画

群馬県の、責任ある立場・意思決定への女性の参画の全般的状況は、全国的には中位の水準である。個別には、農業委員は全国水準を上回り、都道府県女性議員及び地方公務員（都道府県一般行政職）の管理職は全国の水準を下回っている。

### 1. 地方議会（都道府県）における女性議員割合の推移



（備考）1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年12月31日現在。令和2年については令和3年8月1日現在。

### 2. 地方公務員（都道府県）採用者に占める女性割合の推移



（備考）1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年の採用状況は、前年度（前年4月1日から当年3月31日）の採用状況である。

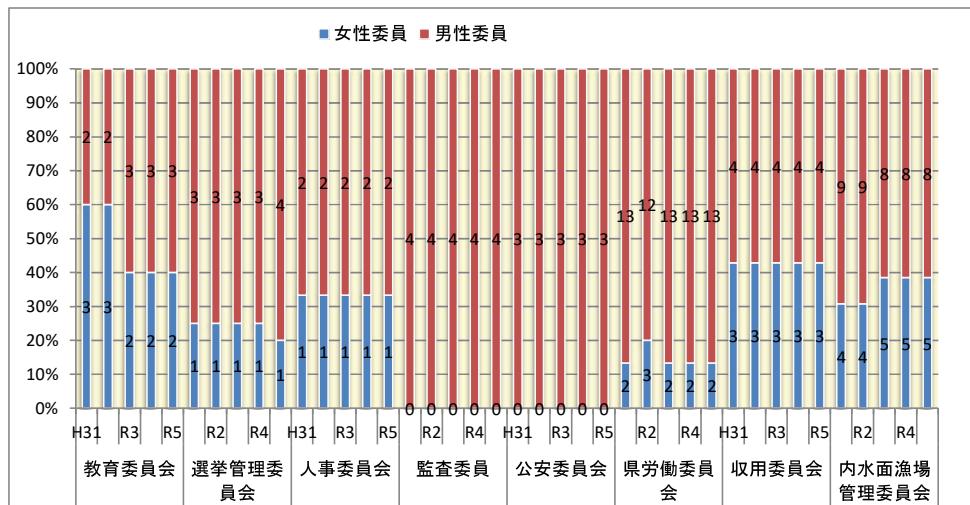
### 3. 地方公務員(都道府県)管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年原則4月1日現在。

### 4. 地方公共団体(都道府県)の審議会等における女性割合の推移

#### (1) 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等への女性の登用(群馬県)



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年原則4月1日現在。  
3. グラフ上の数字は、委員数を表す。

(2) 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用



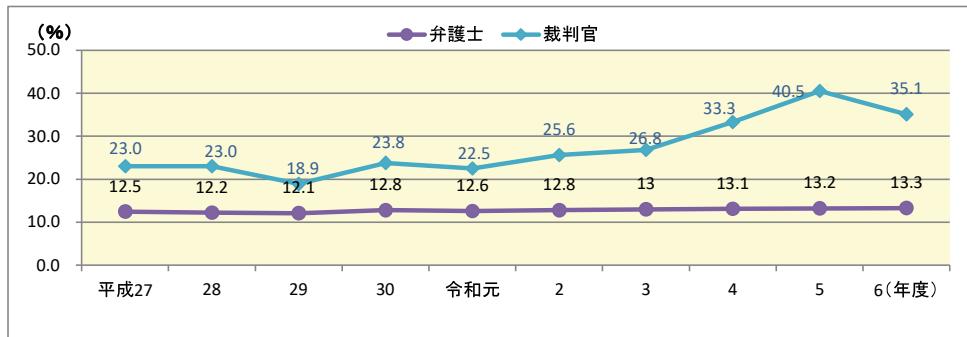
- (備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
 2. 調査対象は、法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、各年3月(令和4年は4月)時点内閣府が把握したもの。  
 3. 調査時点で、都道府県によっては設置していない、もしくは委員の任命をおこなっていないものもある。  
 4. 調査時点は、各年3月31日又は4月1日現在であるが、地方自治体の事情により異なる場合がある。

(3) 女性委員登用目標の対象である審議会等委員への女性の登用



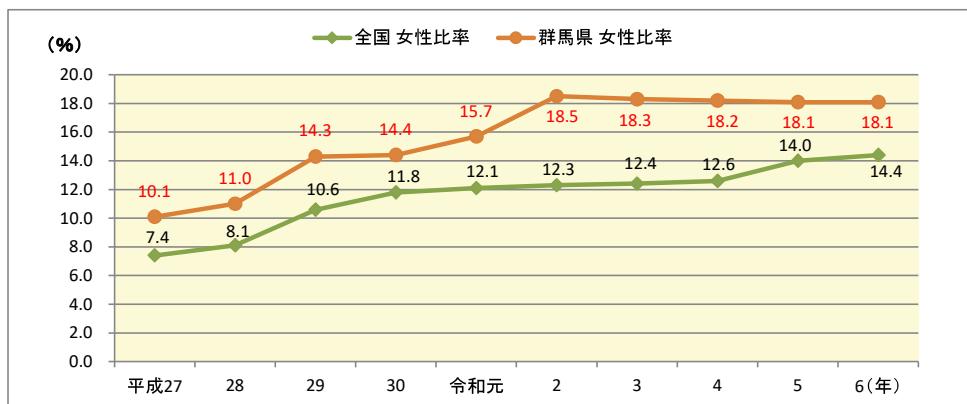
- (備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
 2. 調査時点は、各年3月31日又は4月1日現在であるが、地方自治体の事情により異なる場合がある。

## 5. 司法分野における女性割合の推移(群馬県)



(備考) 1. 弁護士については、弁護士白書より作成。  
2. 裁判官については、前橋地方裁判所総務課資料より作成。  
3. 弁護士については3月31日(令和4年度は5月31日)現在、裁判官については翌年度4月現在。

## 6. 農業委員会における女性の参画状況の推移



(備考) 1. 農林水産省経営局就農・女性課「農業委員への女性の参画状況」より作成。  
2. 各年10月1日現在。

## 7. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合(群馬県)



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和5年度)」等より作成。  
2. 医師・歯科医師・薬剤師は令和2年、その他は令和5年データ。  
3. 高等学校教頭以上は、公立高校(全日制・定時制)を対象とする。

### 第3章 就業分野における男女共同参画

群馬県の女性の年齢別有業率は、かつて30歳代前半に見られた落ち込みがほぼ解消され、いわゆるM字型から台形へと移行した。しかし、「4. 男女別年齢階級別雇用形態」と照合してみると、M字の底の上昇には、当該年齢層の女性の非正規雇用者の増加が影響していることが伺える。

一般労働者の男性を100とした場合、女性の所定内給与は75.6(令和6年)で、同年の全国値75.7とほぼ同水準である(厚生労働省「賃金構造統計調査」)。所定内賃金の水準は企業規模が大きいほど高い傾向があるが、どの規模の企業群にも所定内賃金の男女差が見られる。

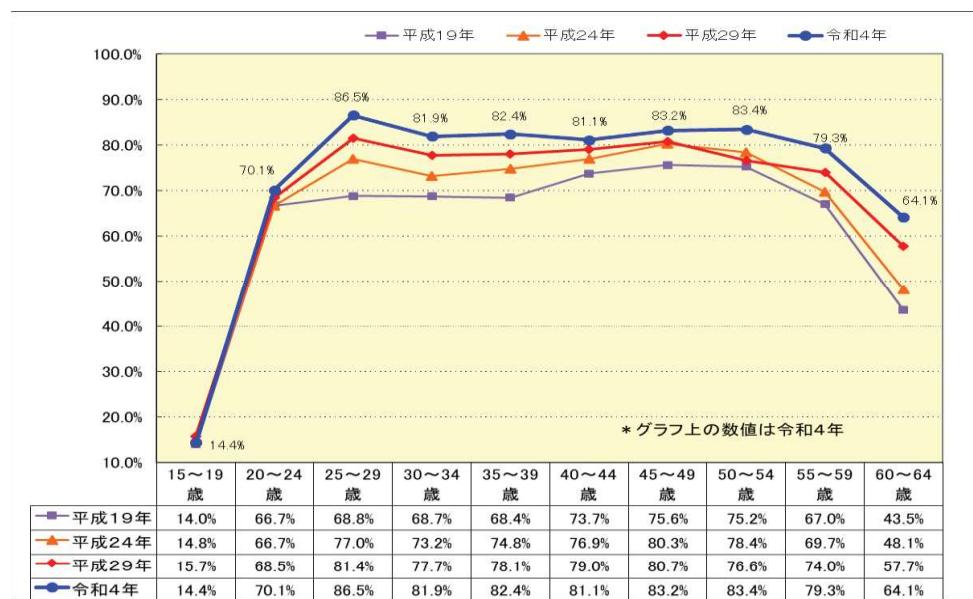
#### 1. 女性の年齢階級別有業者数の推移(群馬県)



(備考) 1 総務省「就業構造基本調査」より作成

2 各年10月1日現在

#### 2. 女性有業率の推移(群馬県)

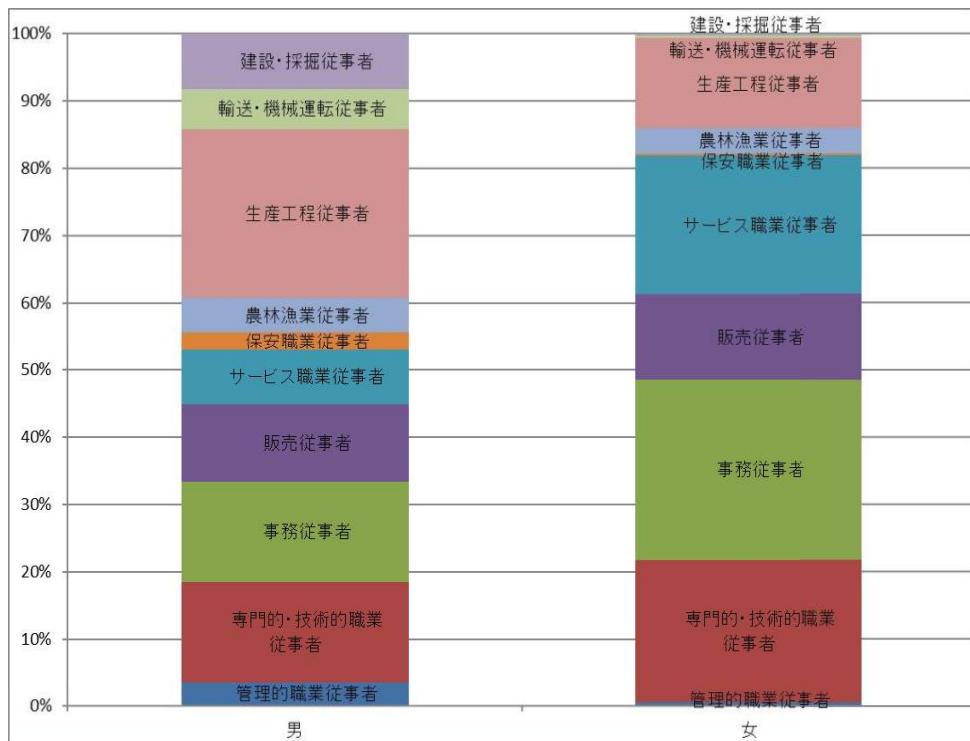


(備考) 1 総務省「就業構造基本調査」より作成

2 各年10月1日現在

3 有業率=年齢階級別女性有業者数 ÷ 年齢階級別女性数

### 3. 男女別職業構成(群馬県)



(備考) 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成。

### 4. 男女別年齢階級別雇用形態(群馬県)

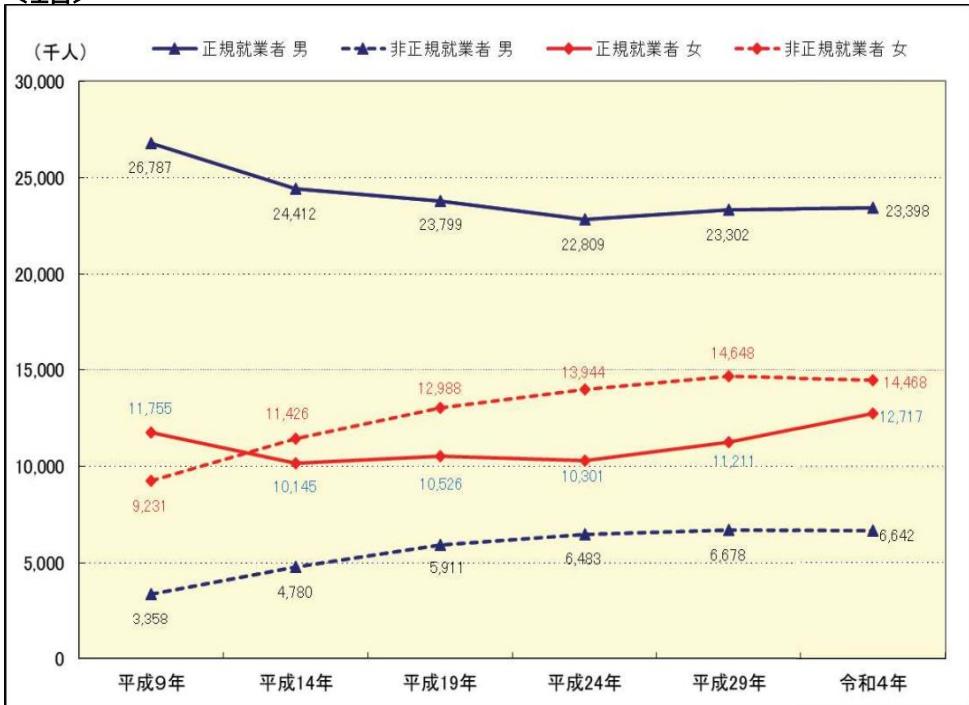


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成

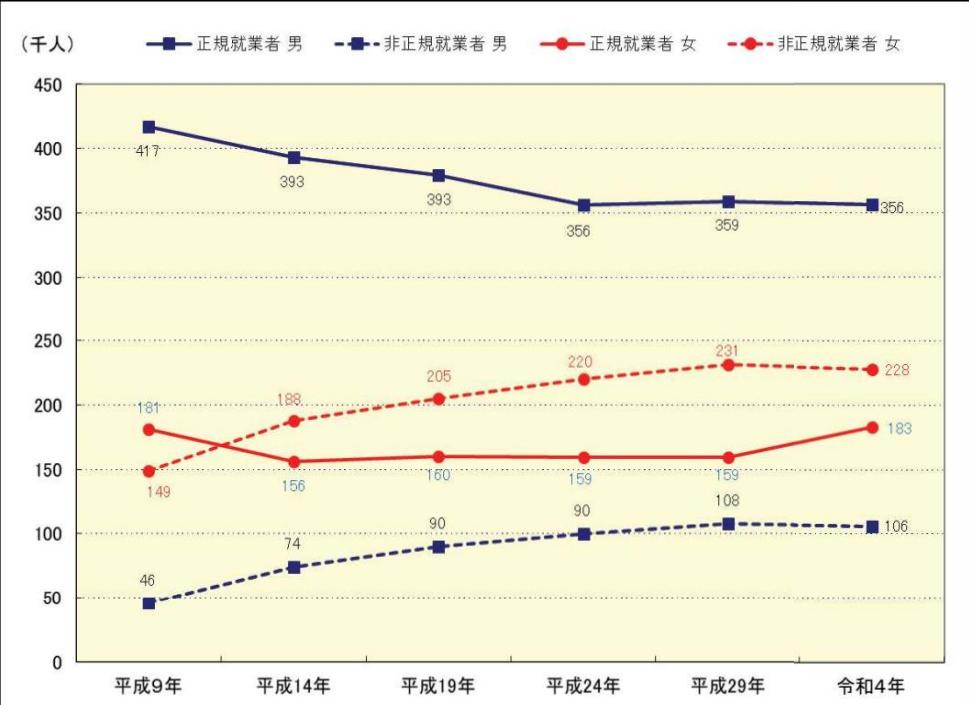
2. 男女別正規率:男女別正規従業員数÷男女別雇用者総数、  
男女別非正規率:男女別非正規従業員数÷男女別雇用者総数

## 5. 雇用形態の推移

<全国>



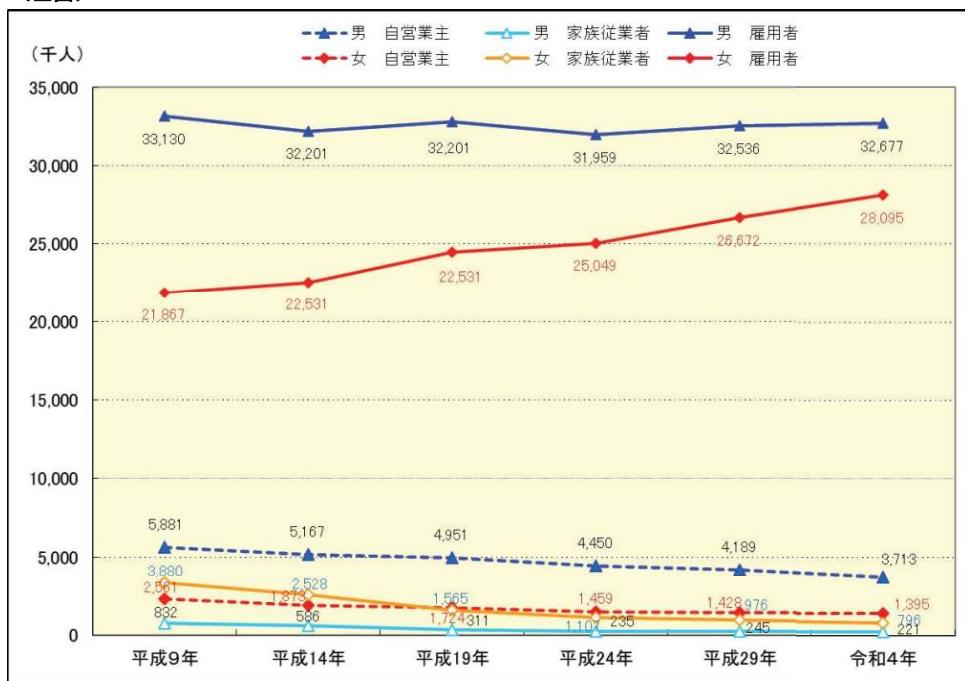
<群馬県>



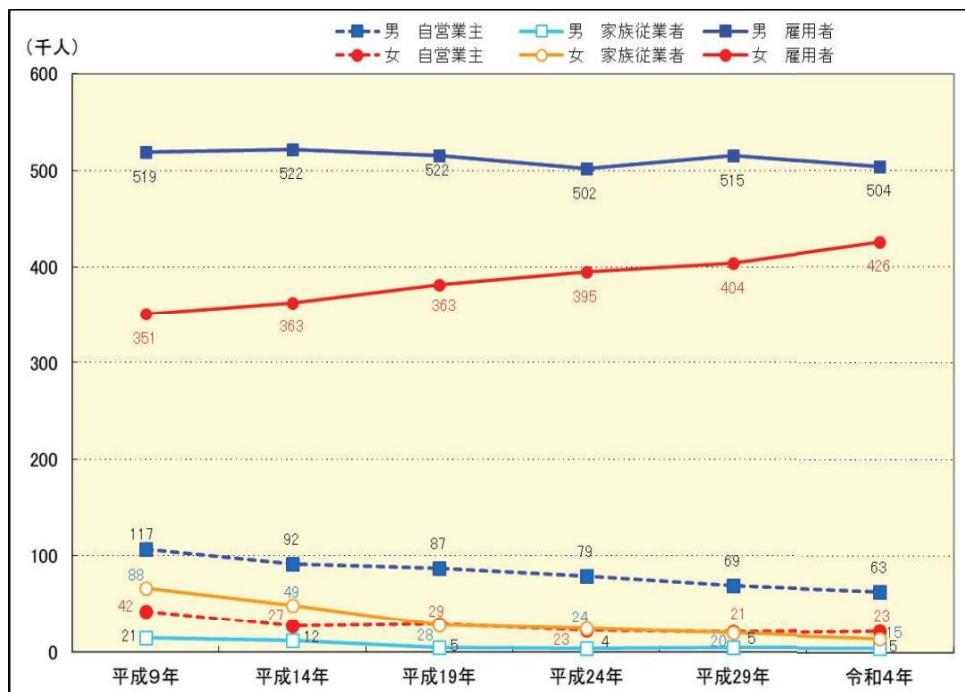
(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成

## 6. 就業者の従業上の地位別構成比の推移

<全国>

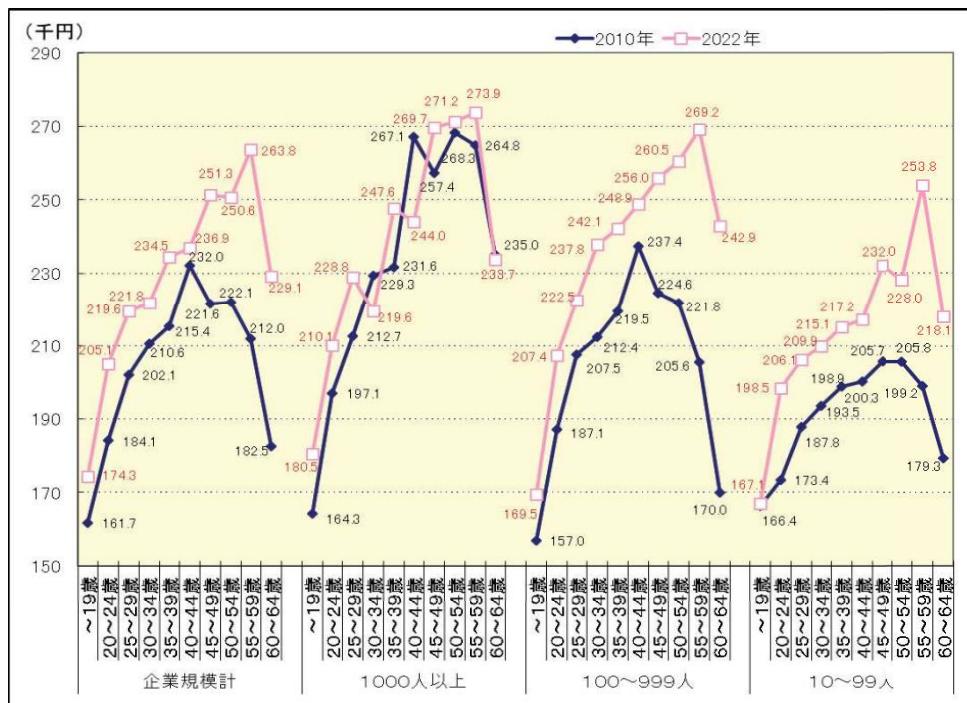


<群馬県>



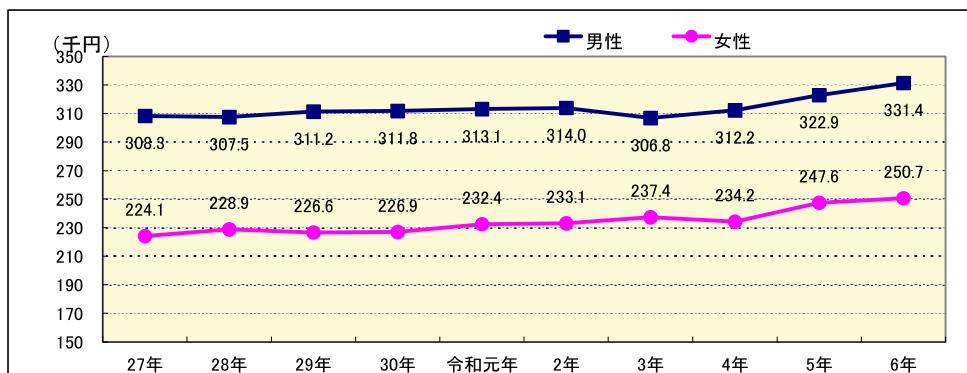
(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成

## 7. 女性の企業規模別年齢階級別所定内給与の推移(群馬県)



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

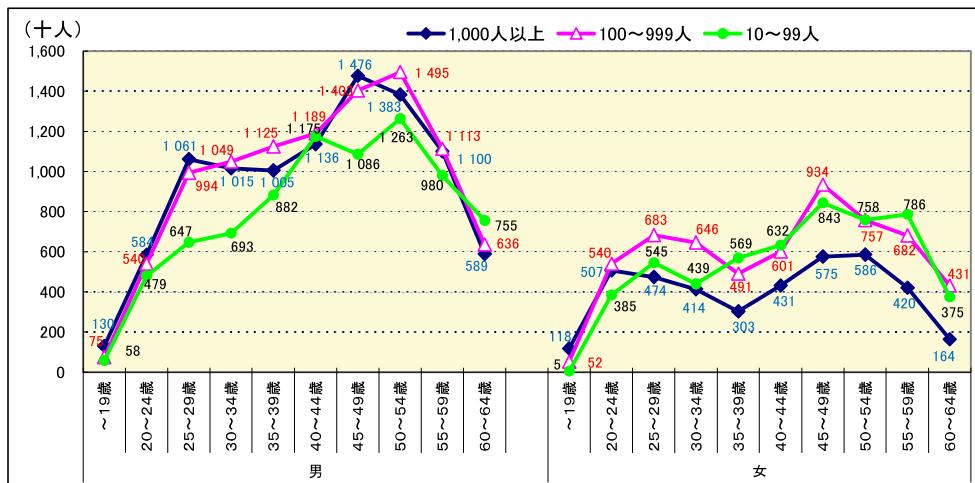
## 8. 男女別所定内給与の推移(群馬県)



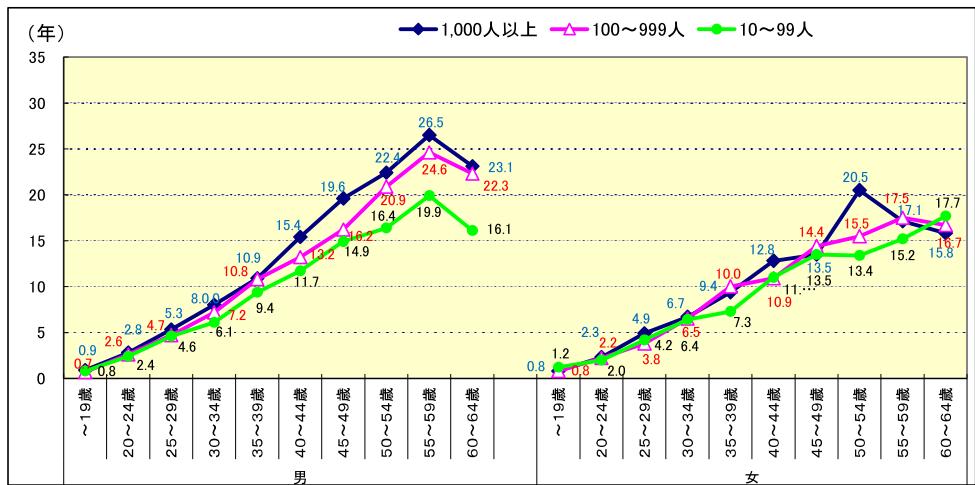
(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

## 9. 企業規模別男女別の推移(群馬県)

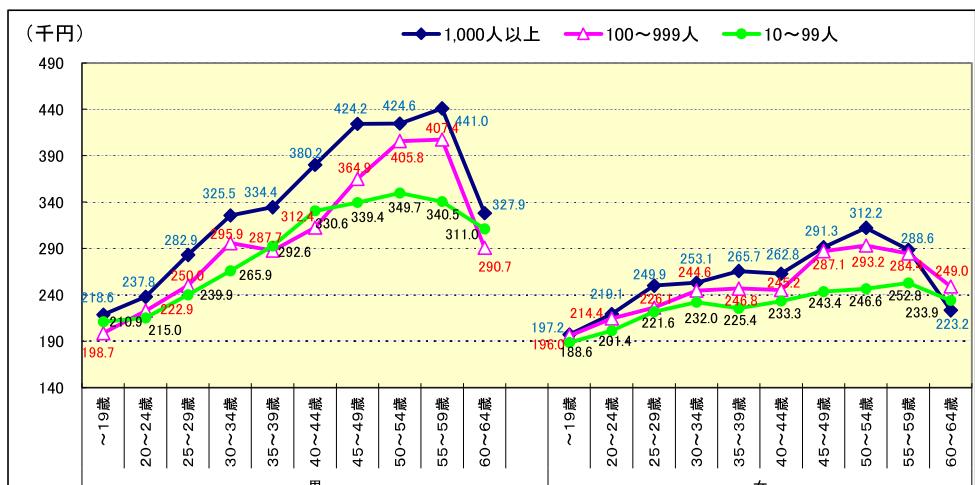
### (1)労働者数



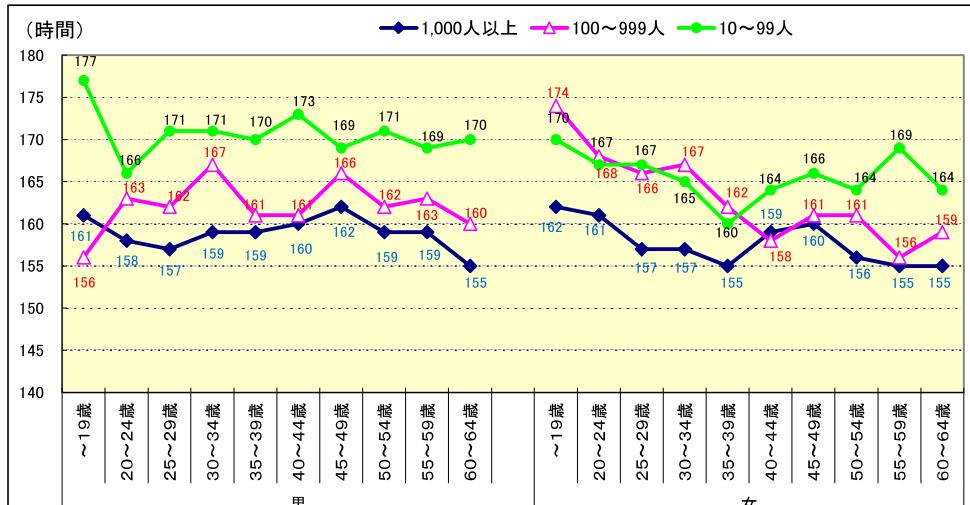
### (2)勤続年数



### (3)所定内給与額

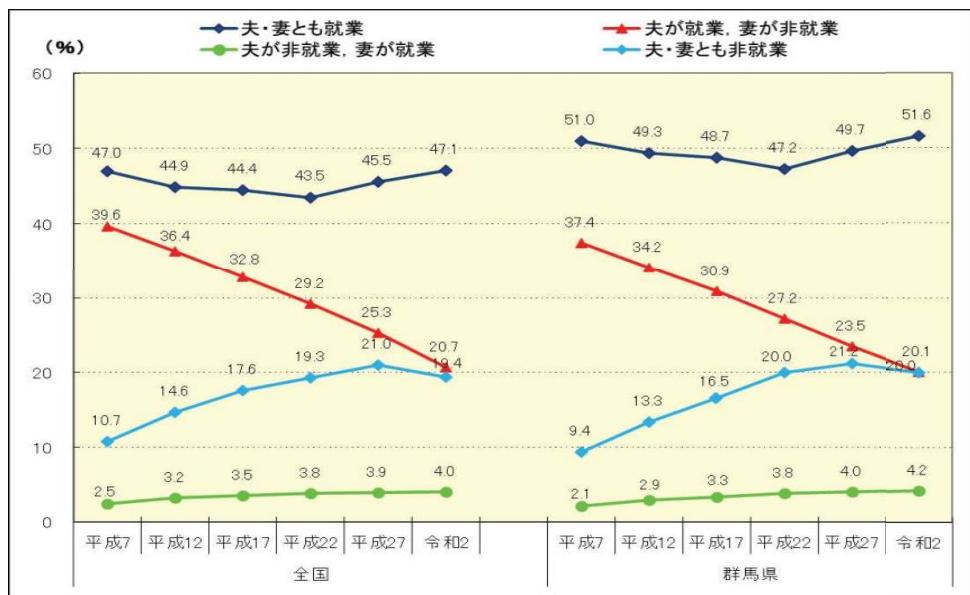


(4) 所定内実労働時間数



(備考) 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」より作成

10. 夫・妻の就業状況の推移



(備考) 総務省「国勢調査時系列データ」より作成。

## 第4章 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

「仕事(収入を伴う仕事、学業等)の時間」「家事時間」の希望について、男女ともにほとんどの世代で「現在のままで良い」がもっとも多い。「育児・子育て時間」「介護時間」では、「該当しない」を除くと男女ともにすべての世代で「現在のままで良い」がもっとも多い。

働き方(性別)について、「出産(ご自身または配偶者の出産)」では女性は「仕事をやめたことがある(29.9%)」がもっと多く、男性は「特に変化はなかった(52.6%)」がもっとも多い。

保育園(所)、幼稚園、幼保連携型認定こども園とも、現職が定員を下回っている。

家庭内の役割分担は、「主たる収入」が圧倒的に夫であり、一方、家事労働は自治会などの地域活動を除き「妻」に偏って担われている。

### 1. 仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の認知度

「あなたは、次のうち、見聞きしたことがあるものがありますか。(いくつでも○)」の問い合わせに対する回答

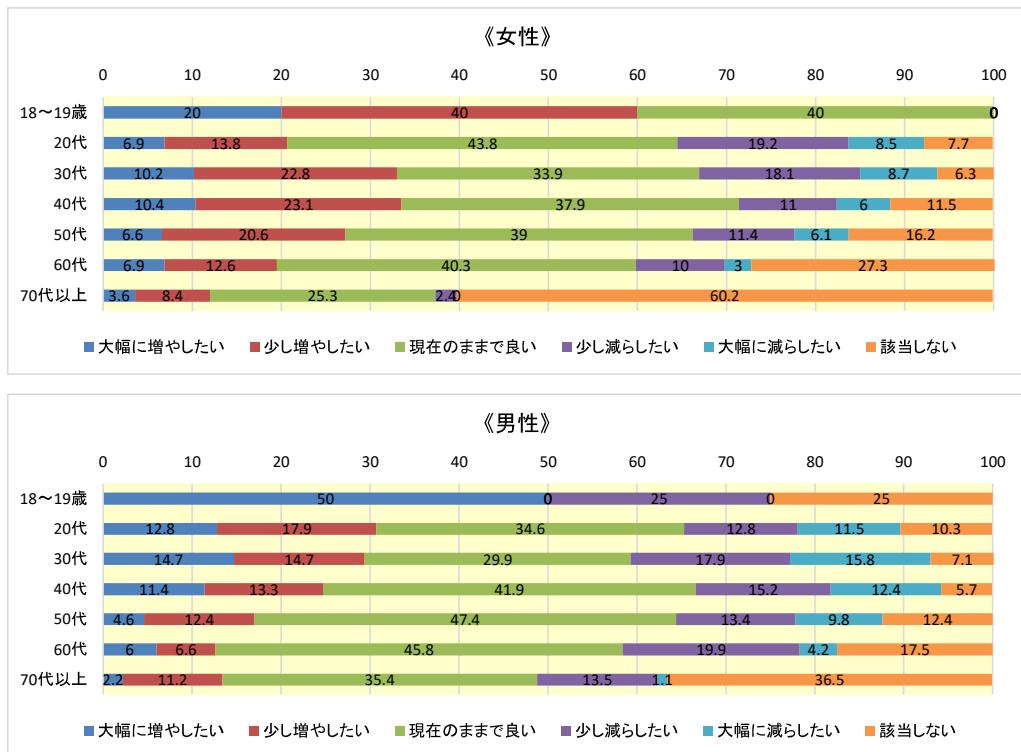


(備考)群馬県生活こども課「令和6年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成

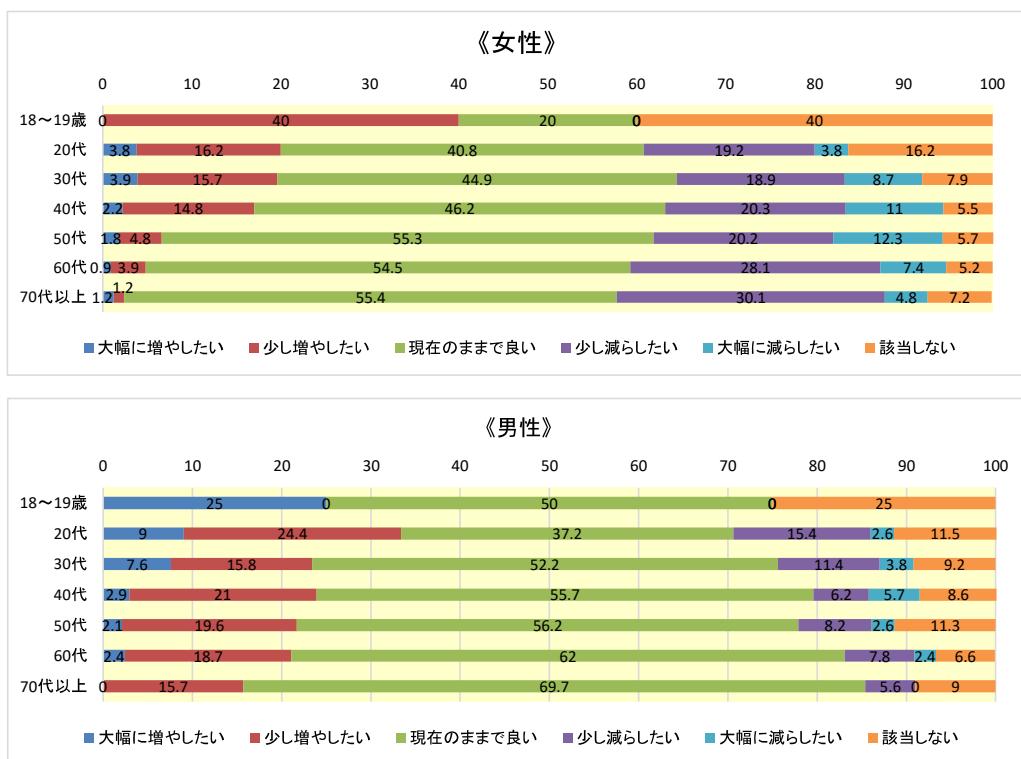
(注)育児・介護休業法:育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

## 2. 「仕事」「家庭生活」「地域活動」等の時間についての希望

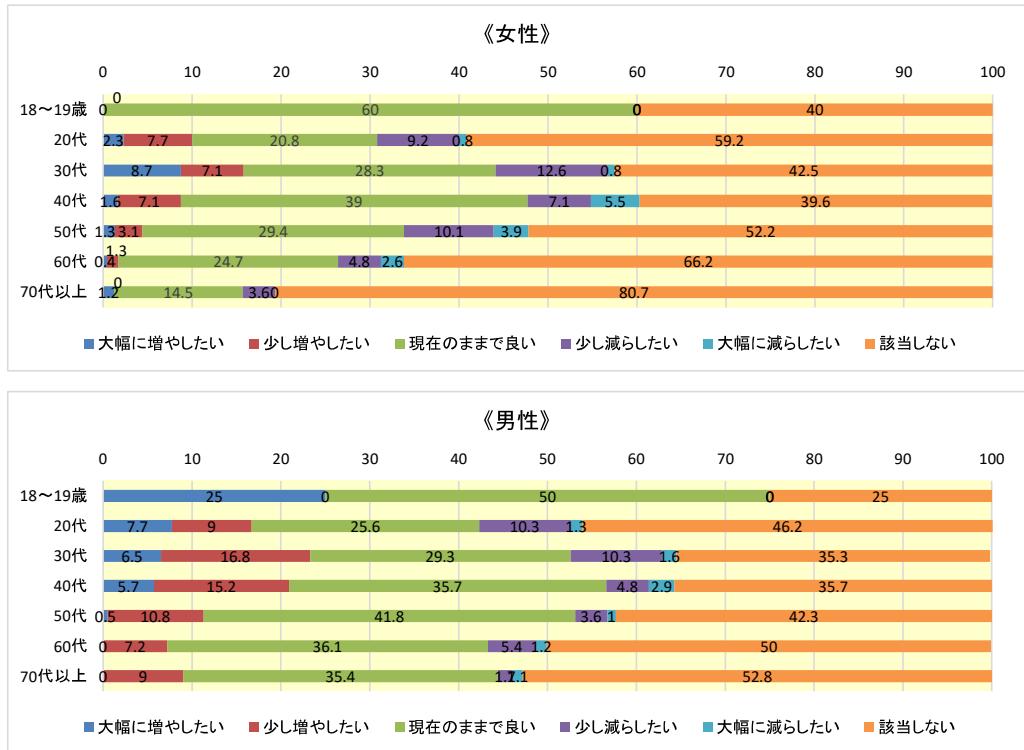
### ①仕事(収入を伴う仕事、学業等)の時間



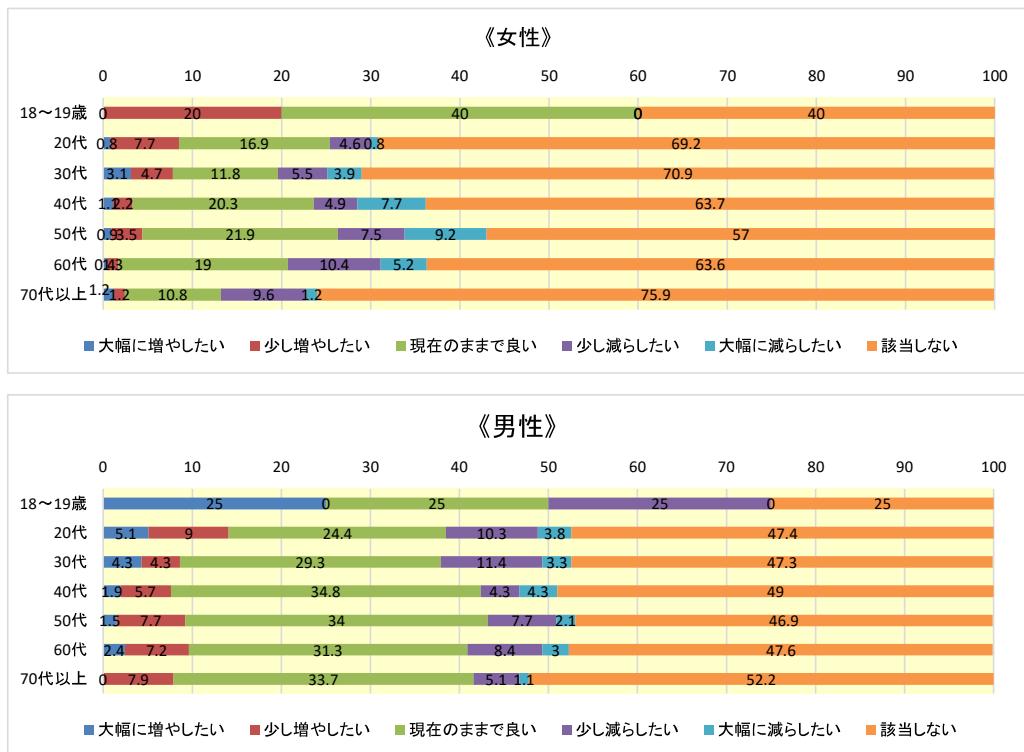
### ②家事時間



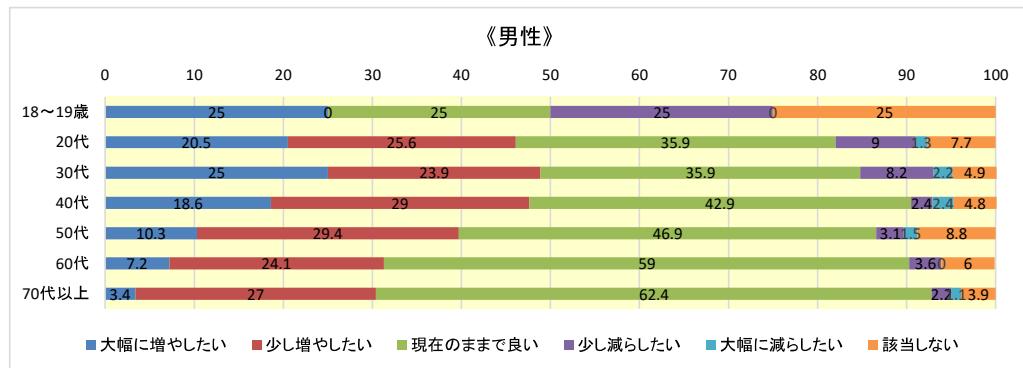
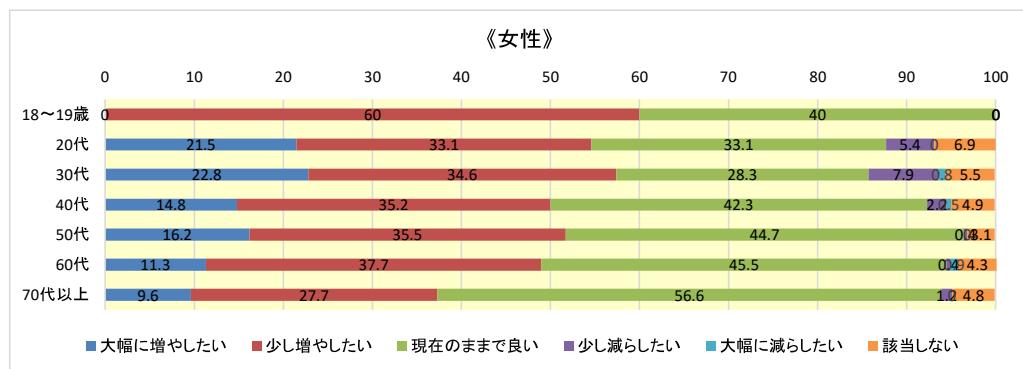
### ③育児・子育て時間



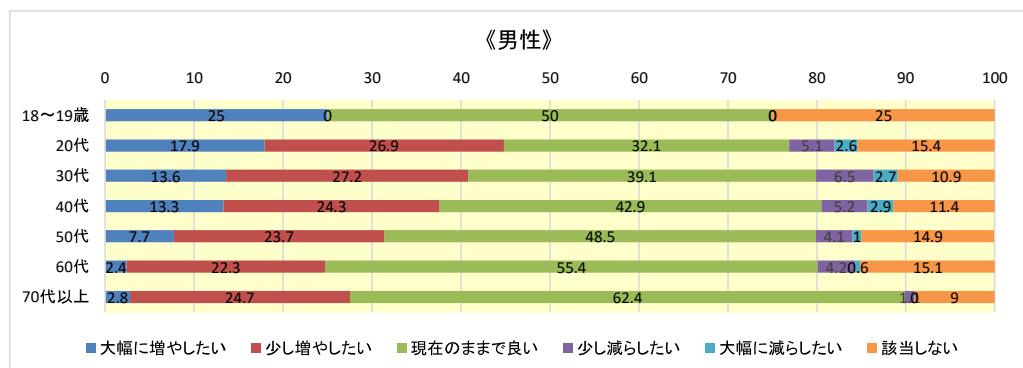
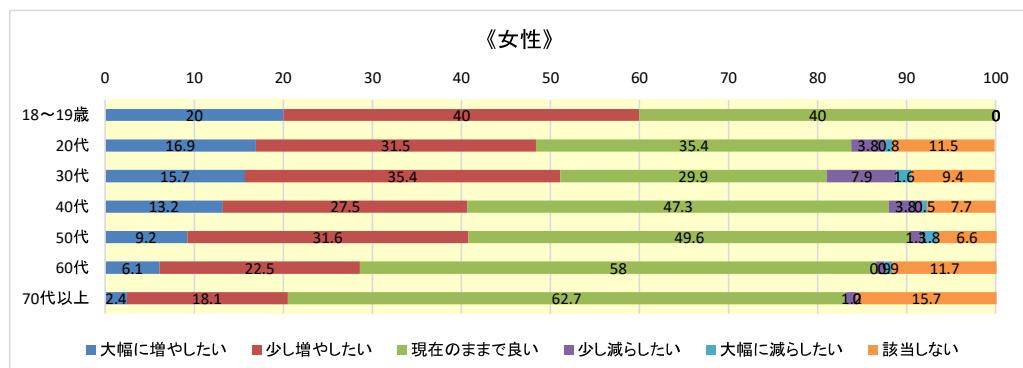
### ④介護時間



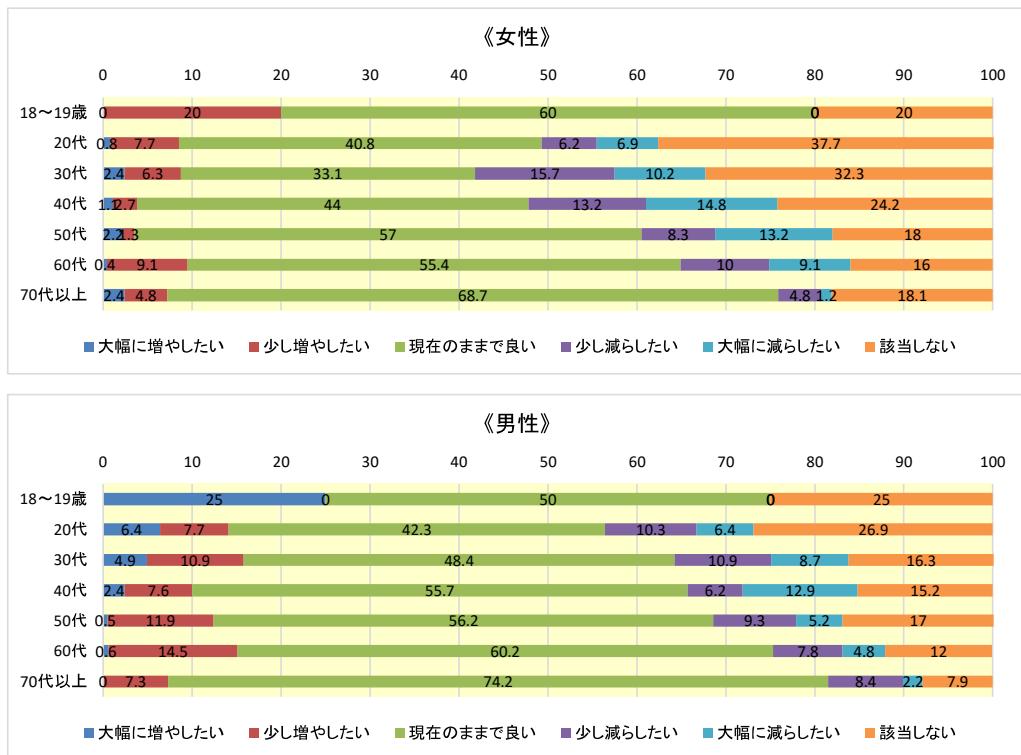
⑤自分のことに使う時間(趣味、自己啓発、くつろぎ等)



⑥家族と遊んだり、くつろいだりする時間



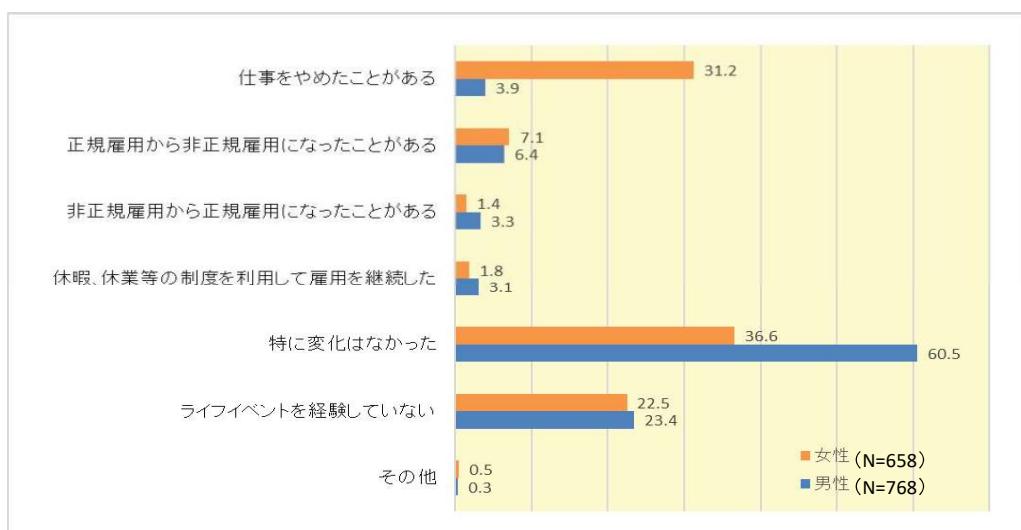
## ⑦地域活動の時間



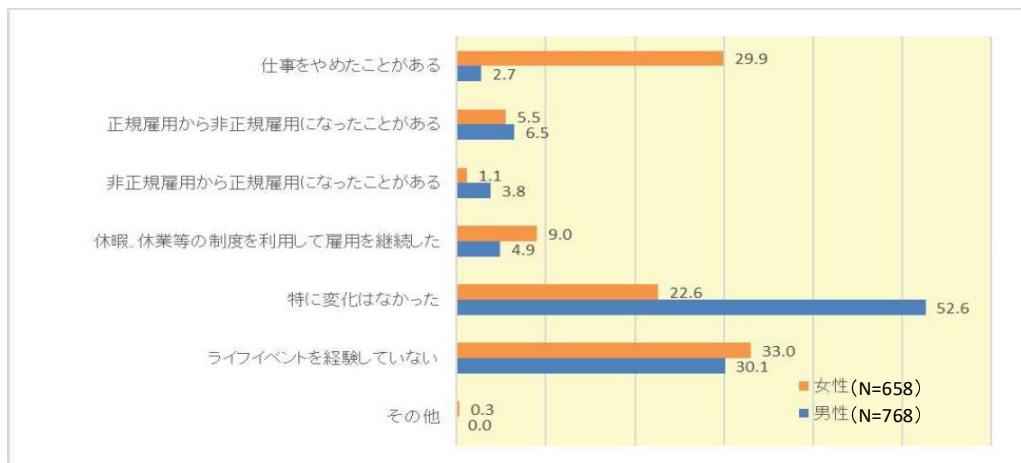
(備考)群馬県生活こども課「令和6年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成

## 3. 働き方(性別)

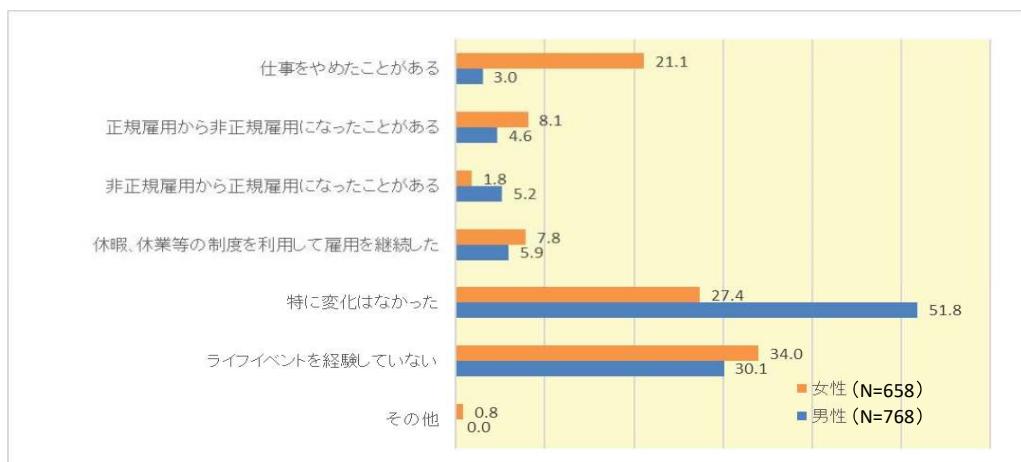
### ①結婚



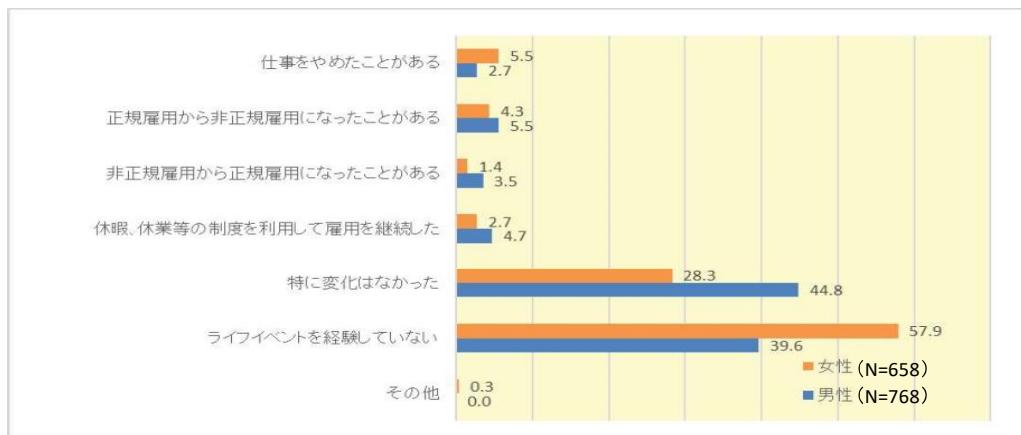
②出産(ご自身または配偶者の出産)



③育児・子育て

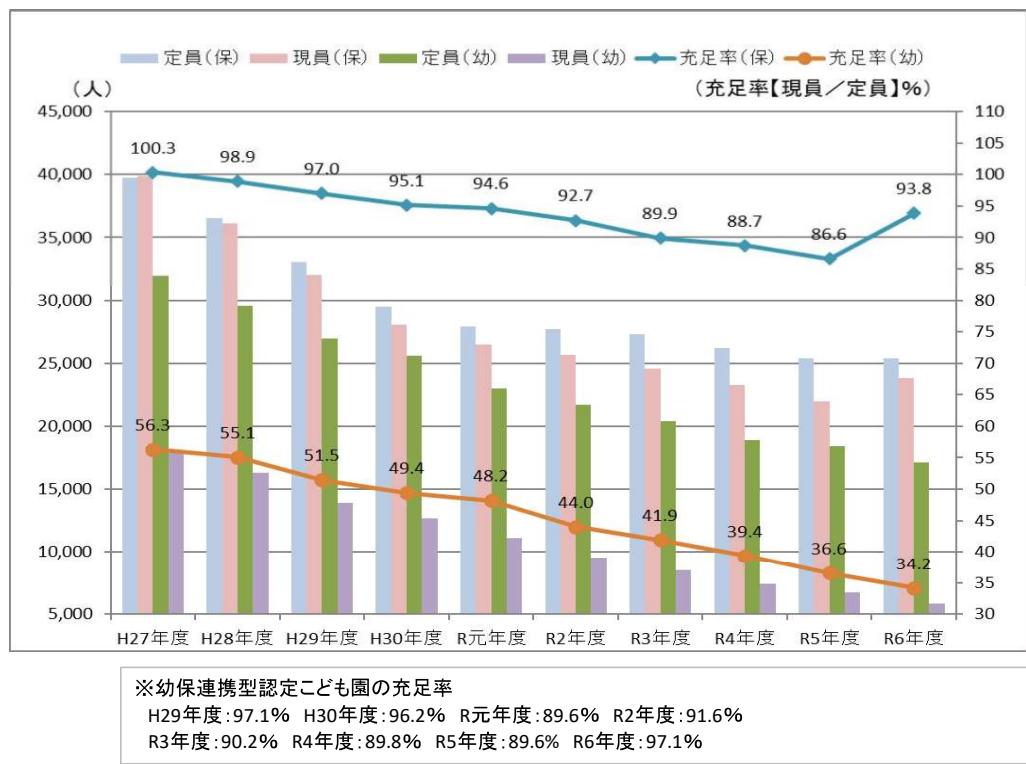


④介護



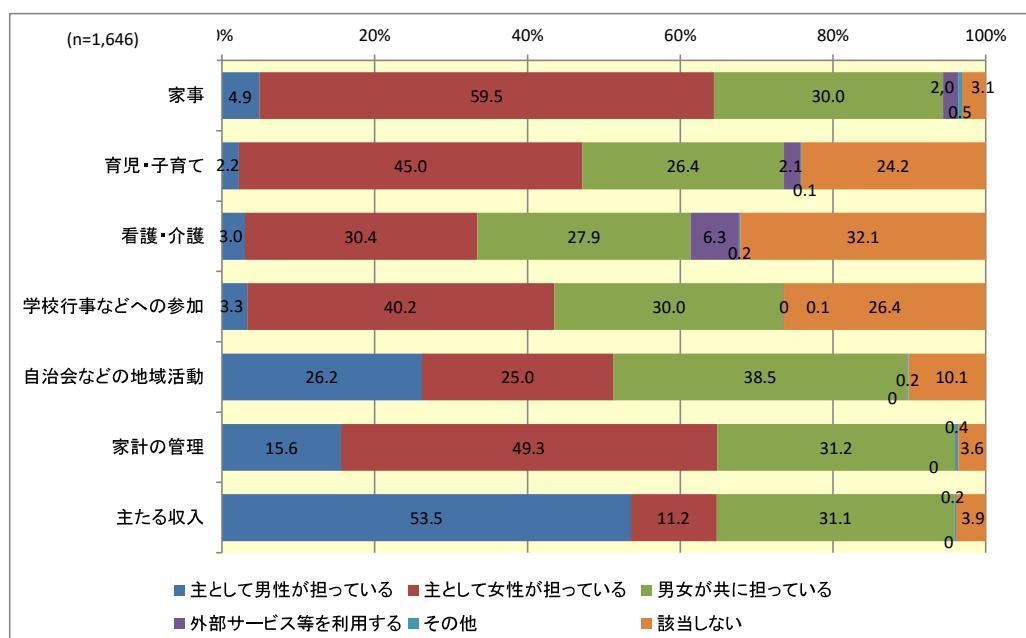
(備考)群馬県生活こども課「令和6年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成

#### 4. 保育園(所)、幼稚園の定員と現員充足率の推移



#### 5. 家庭内の役割について

「あなたは、家庭内の役割について、どのように担っていますか。(それぞれ1つに○)」の問い合わせに対する回答



(備考)群馬県生活こども課「令和6年度群馬県男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成

## 第5章 高齢男女をめぐる状況

群馬県では全国とほぼ同様の傾向で高齢化が進行してきた。高齢化率は一環して全国平均よりも高く、男性より女性の方が6.3ポイント高い。

高齢単身世帯は年々増加を続けており、63%は女性である。女性単身世帯の割合は年齢が高くなるほど高く、80歳以上では75%を占めている。

施設の介護職員、あるいは訪問介護員(ホームヘルパー)として介護労働に従事している者の約8割は女性である。

### 1. 高齢化の現状(群馬県)

		平成27年10月1日			令和2年10月1日		
		総数	男	女	総数	男	女
人口 (人)	総人口	1,973,115	973,283	999,832	1,939,110	959,411	979,699
	高齢者人口 (65歳以上)	540,026	238,250	301,776	576,729	256,160	320,569
	(前期高齢者)	280,910	136,518	144,392	284,274	138,054	146,220
	(1) 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等への女性の登用		94.5	(性比)		94.4	(性比)
	(後期高齢者)	259,116	101,732	157,384	292,455	118,106	174,349
	(75歳以上人口)		64.6	(性比)		67.7	(性比)
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	1,165,780	596,669	569,111	1,096,231	564,704	531,527
	7. 各分野における「指導的地位」 (0～14歳)	250,884	128,450	122,434	224,304	114,867	109,437
			104.9	(性比)		105.0	(性比)
構成比	総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	高齢者人口(高齢化率)	27.6%	24.7%	30.4%	30.4%	27.4%	33.3%
	65歳～74歳人口	14.4%	14.2%	14.5%	15.0%	14.8%	15.2%
	75歳以上人口	13.2%	10.6%	15.8%	15.4%	12.6%	18.1%
	生産年齢人口	59.6%	61.9%	57.3%	57.8%	60.3%	55.3%
	年少人口	12.8%	13.3%	12.3%	11.8%	12.3%	11.4%

(備考) 7. 女性の企業規模別年齢階級別所定内給与の推移(群馬県)

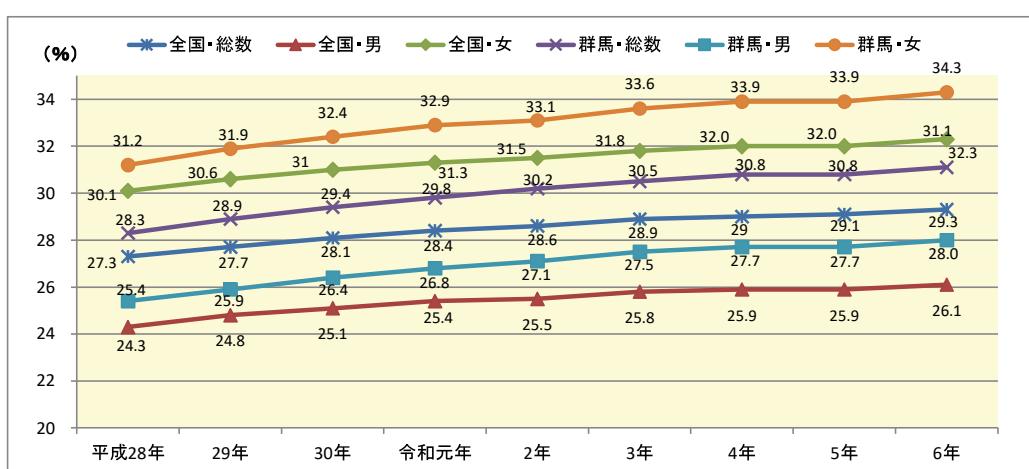
2. 「性比」は女性人口100人に対する男性人口

3. 総人口には年齢不詳を含むため、内訳を合計しても総人口に一致しない。

4. 割合は、単位未満四捨五入のため、総数と一致しない場合がある。

なお、分母(総人口)から年齢不詳を除き算出した。

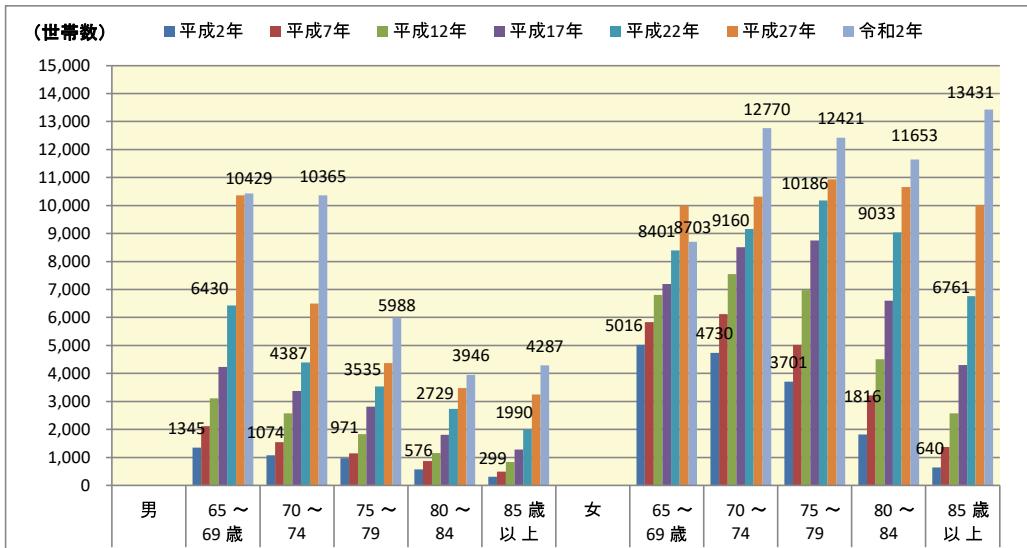
### 2. 高齢化率の推移(群馬県)



(備考) 1. 総数省統計局「人口推計:各年10月1日現在の人口」・「国勢調査:平成27・令和2年」より作成。

2. 高齢化率:高齢者人口(65歳以上)の総人口に対する割合

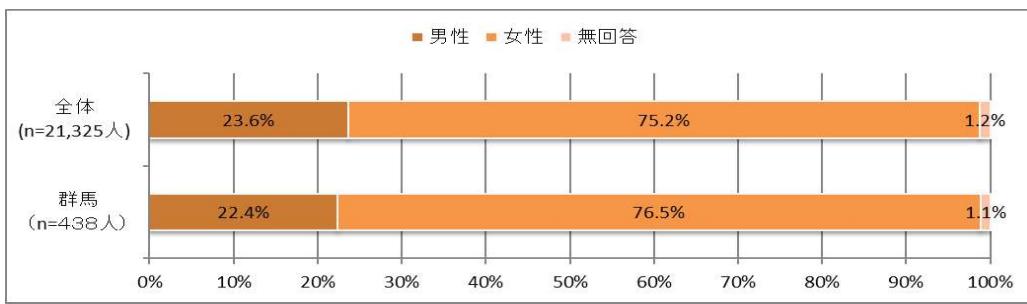
### 3. 高齢男女単身世帯数の推移（群馬県）



(備考) 総務省:国勢調査「男女別高齢単身世帯数」より作成。

### 4. 介護労働者割合(群馬県)

#### (1) 介護労働者(訪問系・施設系を含む)性別の割合



(備考) 1. (公財)介護労働安定センター「令和6年度介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」より作成。  
2. 調査対象期日:原則として10月1日現在。

#### (2) 介護労働者(訪問系・施設系を含む)性別の割合の推移(群馬県)



(備考) 1. (公財)介護労働安定センター「令和6・5・4・3年度介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」より作成。  
2. 調査対象期日:原則として各年度10月1日現在。

## 第6章 女性に対する暴力

恋人や配偶者等のパートナーから身体的・精神的・性的・経済的暴力あるいはストーカー行為の被害を受けたことのある人の割合は、ストーカー行為の被害を除いた5つの項目で男性より女性の方が高い。  
配偶者からの暴力事案の警察の認知件数は微増し、ストーカー事案の警察による認知件数は、近年では減少傾向にある。

女性相談支援センターによる一時保護の入所理由の約6割は、「夫等の暴力」である。  
配偶者等から暴力を受けたことについての相談は、誰にも相談していない人がもっとも多い。相談した人の相談先は、友人や家族等私的の資源が圧倒的に多く、専門機関・警察・配偶者暴力相談支援センター等公共機関の利用は、いずれも数%以下にとどまっている。

### 1. 恋人や配偶者等のパートナーからの被害経験(性別)

「あなたは、この5年間に、恋人や配偶者等のパートナーから、次のようなことを「されたこと」がありますか。」という問い合わせに対する回答。

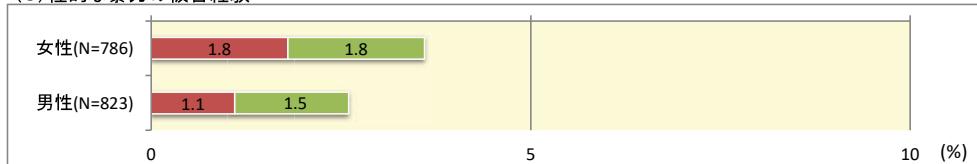
#### (1) 身体的な暴力の被害経験



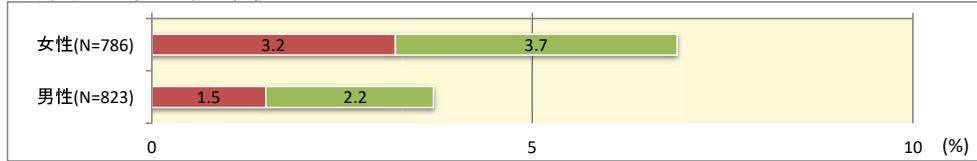
#### (2) 精神的・社会的暴力の被害経験



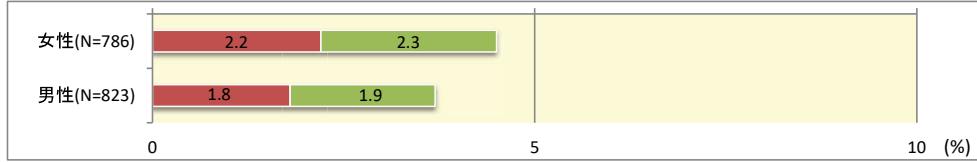
#### (3) 性的暴力の被害経験



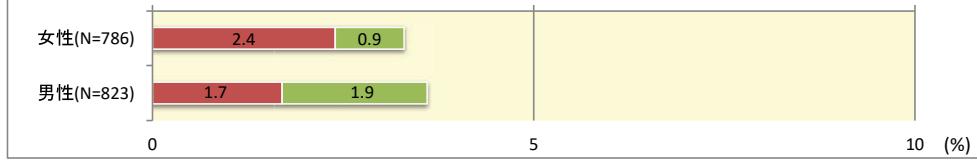
#### (4) 経済的暴力の被害経験



#### (5) 子どもを利用した暴力の被害経験

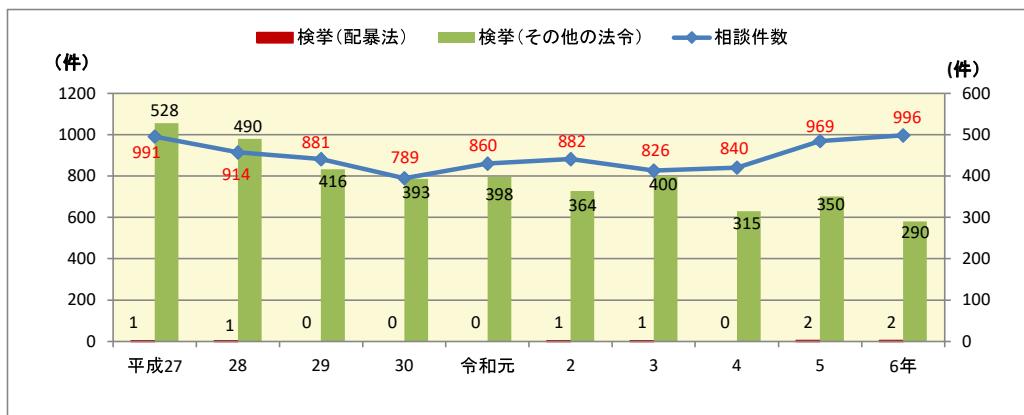


#### (6) ストーカー行為の被害経験



(備考) 群馬県生活こども課「令和6年度男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

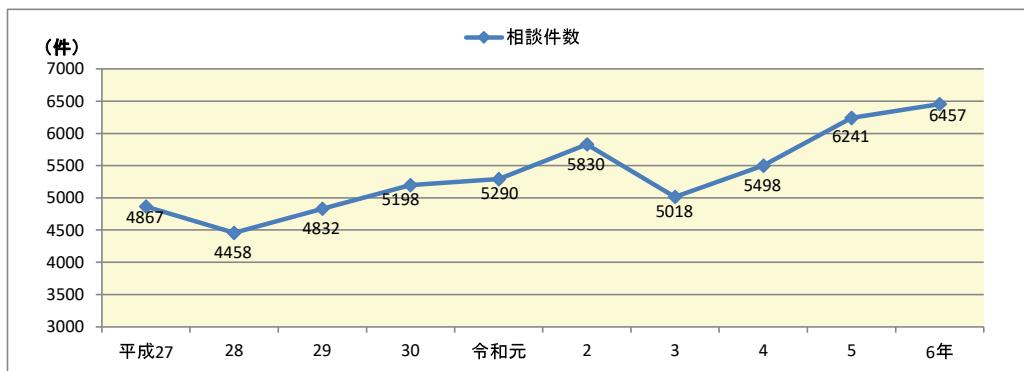
## 2. 配偶者からの暴力事案に関する認知件数



(備考) 群馬県警察本部「令和7年度群馬県の治安情勢」より作成。

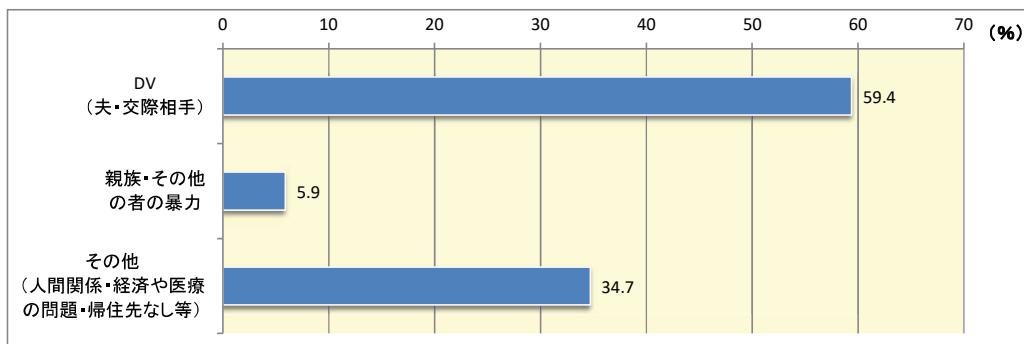
(注)配暴力法:配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律

## 3. 配偶者暴力相談支援センター等への相談件数



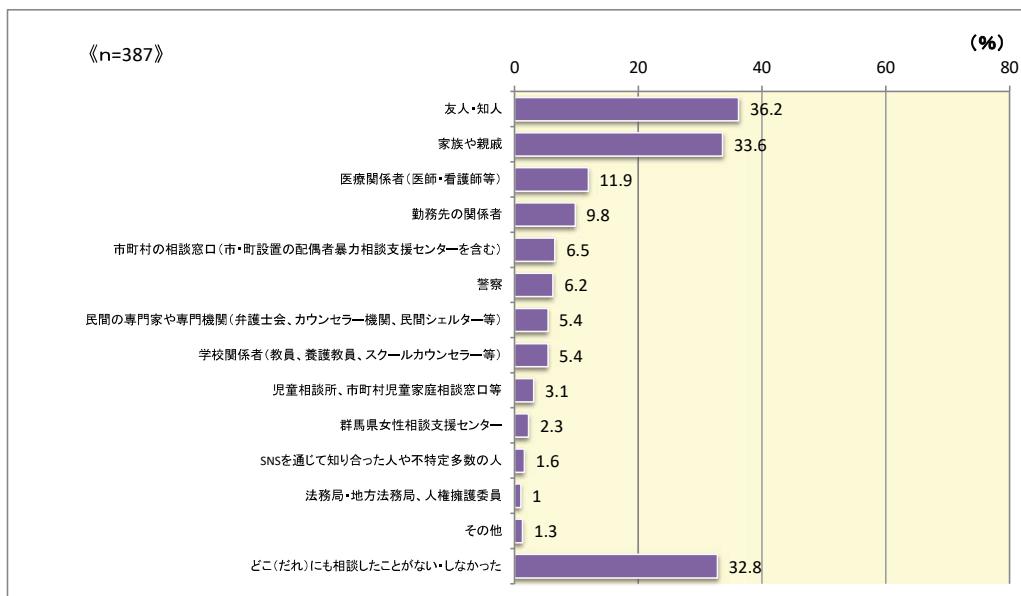
(備考) 相談件数は、女性相談支援センター及び各市町村配偶者暴力相談支援センター受付分の合計

## 4. 女性相談支援センター時保護所(委託を含む)への入所理由(令和6年度)



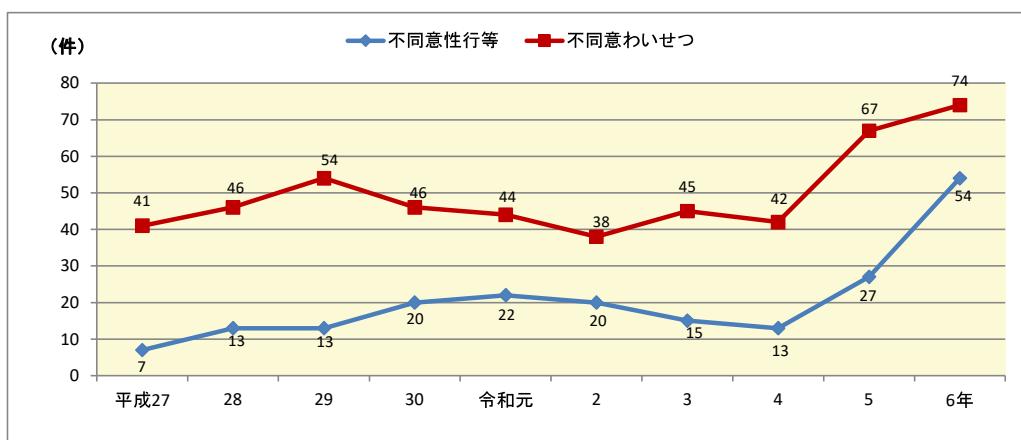
(備考) 群馬県女性相談支援センター資料より作成。

## 5. 配偶者等から暴力行為を受けたことについての相談先



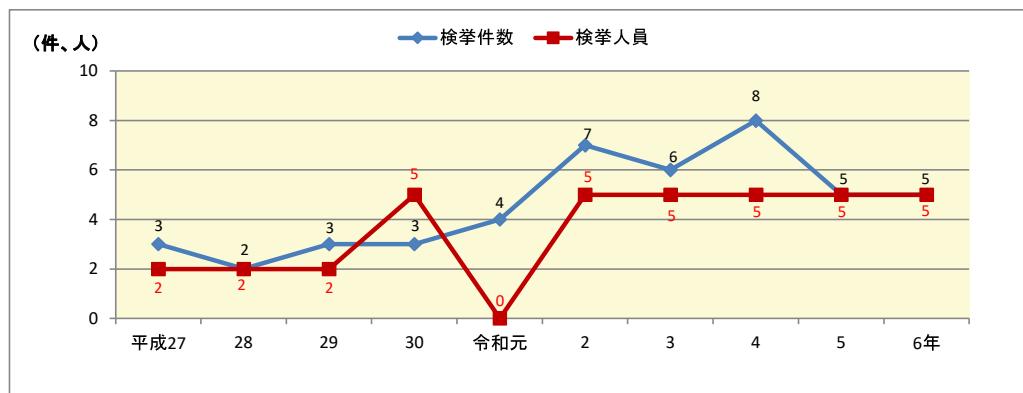
(備考) 群馬県生活こども課「令和6年度男女共同参画社会に関する県民意識調査」より作成。

## 6. 不同意性行、不同意わいせつ認知件数の推移



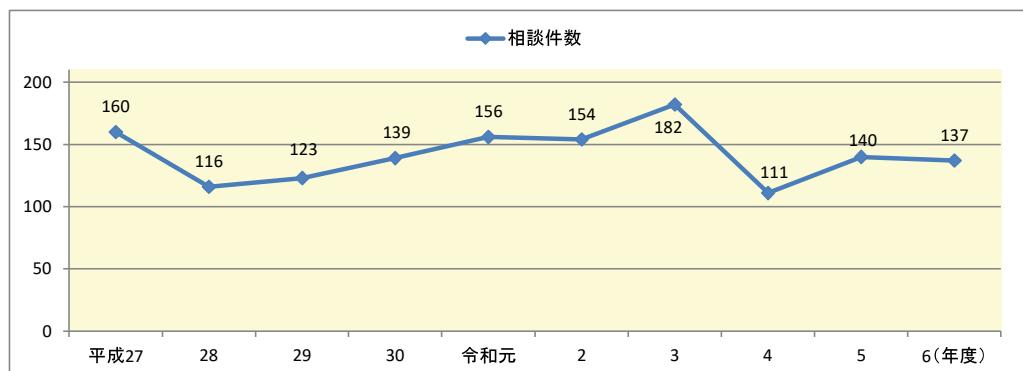
(備考) 群馬県警察本部資料より作成。

## 7. 略取誘拐・人身売買の検挙状況等の推移



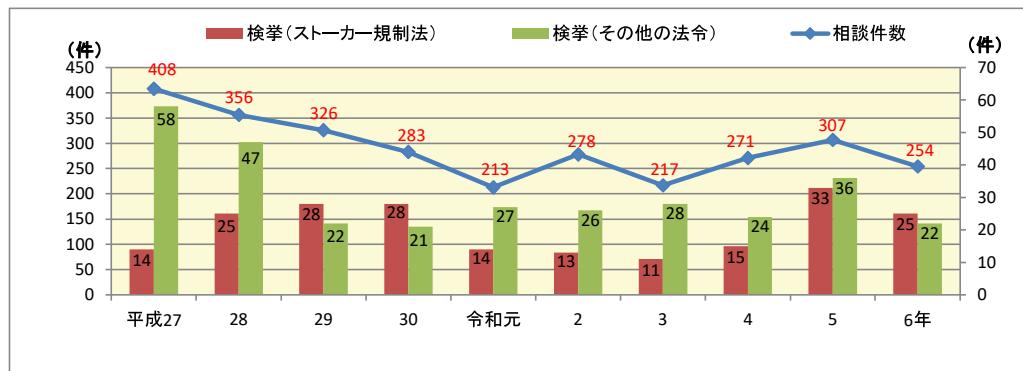
（備考）群馬県警察本部資料より作成。

## 8. 群馬労働局雇用環境・均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移



（備考）群馬労働局雇用環境・均等室資料より作成。

## 9. ストーカー事案に関する認知・検挙件数の推移



（備考）群馬県警察本部「令和6年版 群馬県の治安情勢」より作成

（注）ストーカー規制法：ストーカー行為等に関する法律

## 第7章 生涯を通じた女性の健康

妊娠婦死亡数は、平成25年以降は0である。

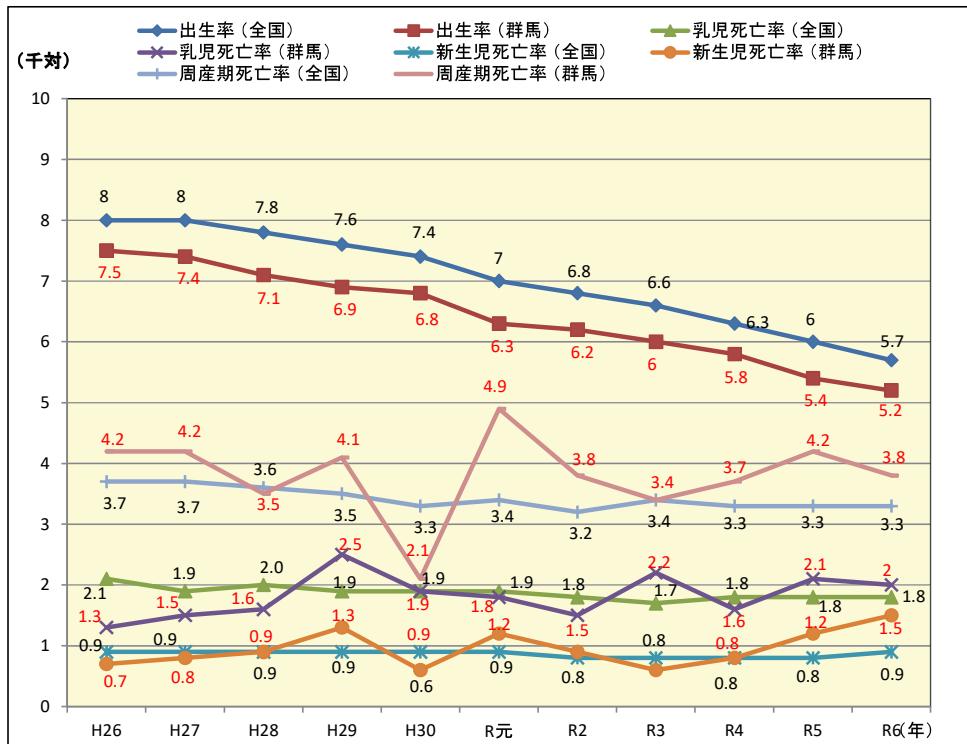
人工妊娠中絶数は年々減少している。

喫煙者率は減少傾向にある。特に、女性については前回(平成28年)より2%減少している。

医師、歯科医師に占める女性の割合は、全国と同様の推移で少しづつ増えている。

### 1. 母子保健関係指標の推移

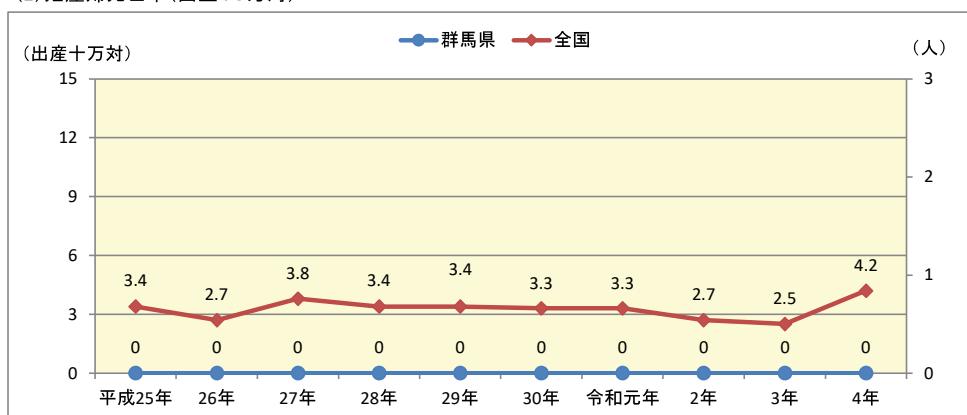
(1) 出産率・乳児死亡率・新生児死亡率・周産期死亡率



(備考) 厚生労働省「人口動態統計年報」より作成。

(注)出生率(人口千対) / 乳児死亡率(出生千対) / 新生児死亡率(出生千対)  
周産期死亡率(出産千対)

(2) 妊産婦死亡率(出生10万対)



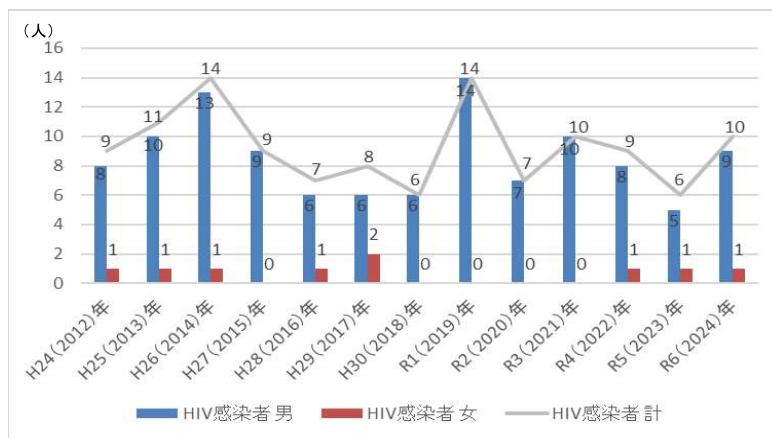
(備考) 厚生労働省「人口動態統計年報」より作成。令和6年9月現在。

## 2. 年齢階級別人工妊娠中絶の推移(群馬県)



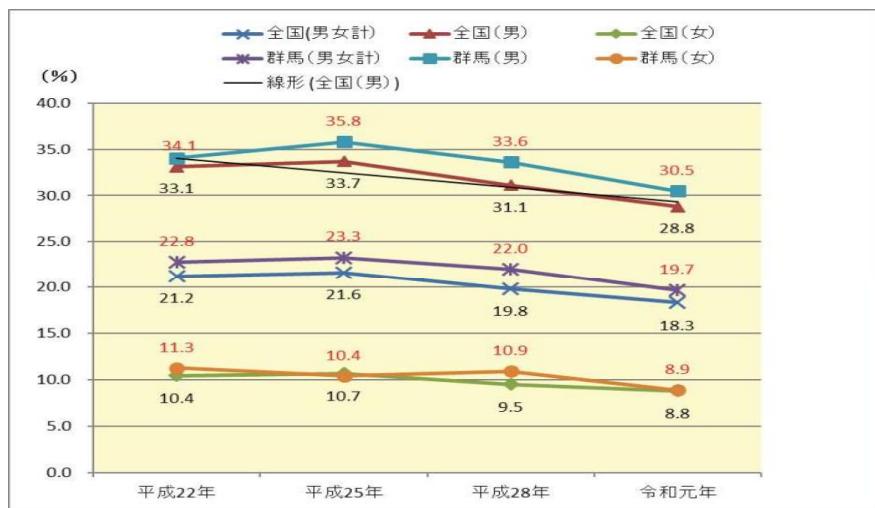
(備考) 群馬県統計年鑑より作成

## 3. HIV感染者の推移(性別・年齢別)(群馬県)



(備考) 群馬県感染症・疾病対策課資料より作成。

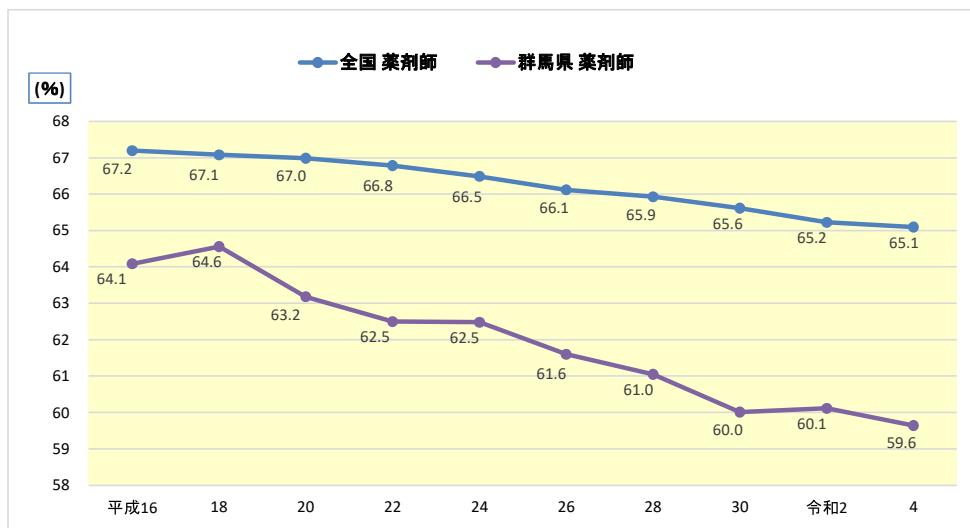
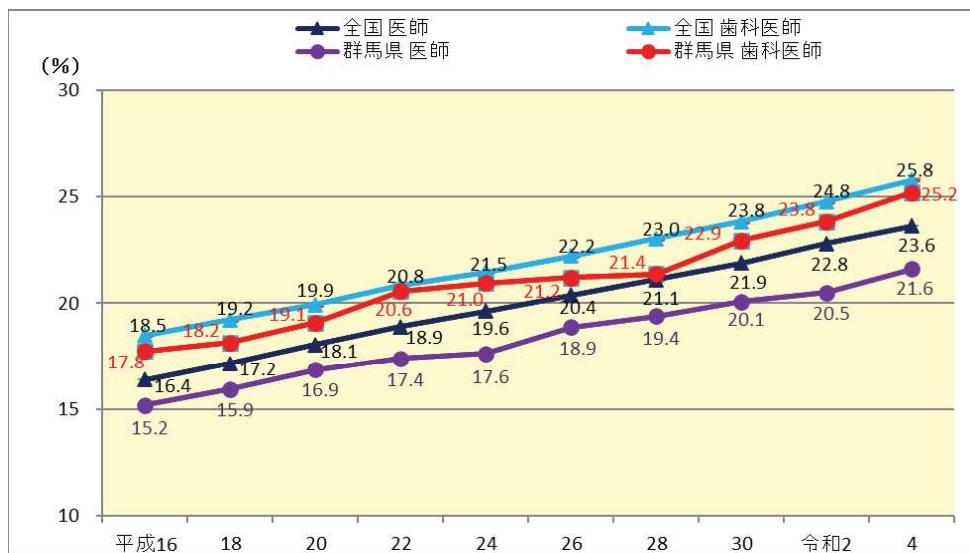
#### 4. 喫煙率の推移(性別・年齢別)



(備考) 国立がん研究センターがん対策情報センター「都道府県別成人喫煙率(データソース:国民生活基礎調査(厚生労働省))」より作成。

\* 20歳以上で「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した人数の合計を分子として、「総数」を分母とした割合(入院者は除く)

#### 5. 女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

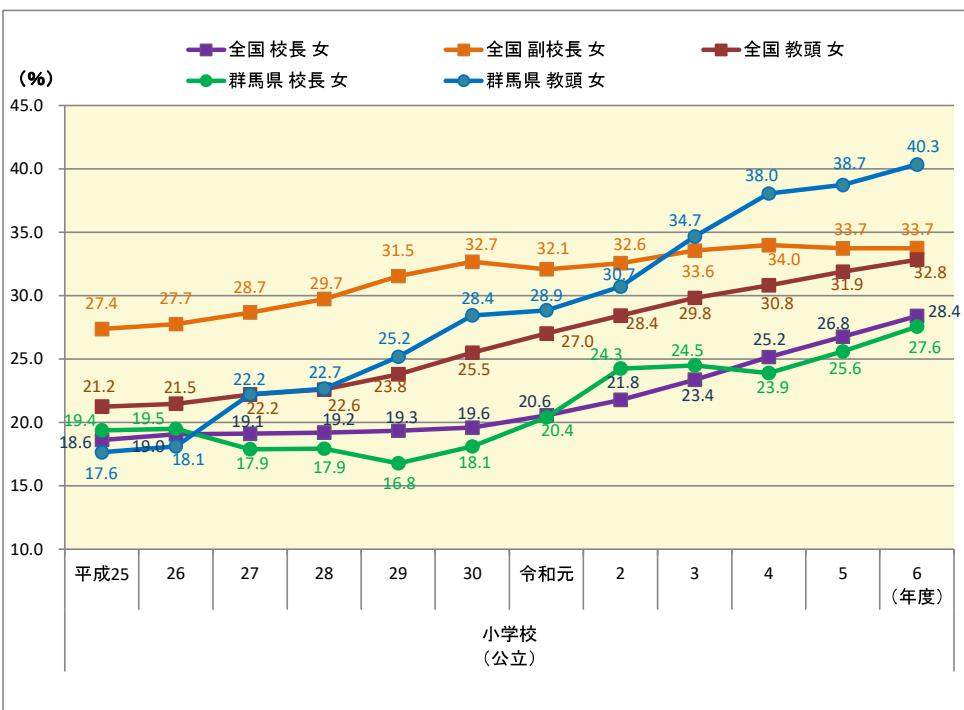
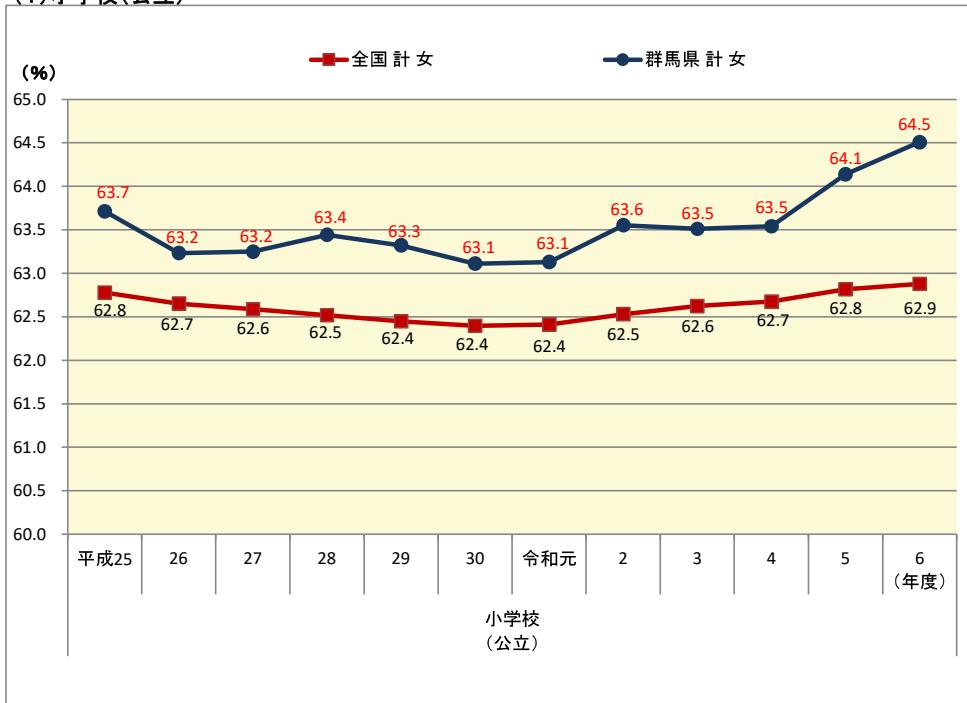
## 第8章 教育・研究分野における男女共同参画

小学校では、教員の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校となるにつれて、女性の割合は低くなっている。また、校長に占める女性の割合は、最も高い小学校でも27.6%にとどまっている。高等学校の校長や教頭の女性の割合は、全国よりも群馬の方が高い。

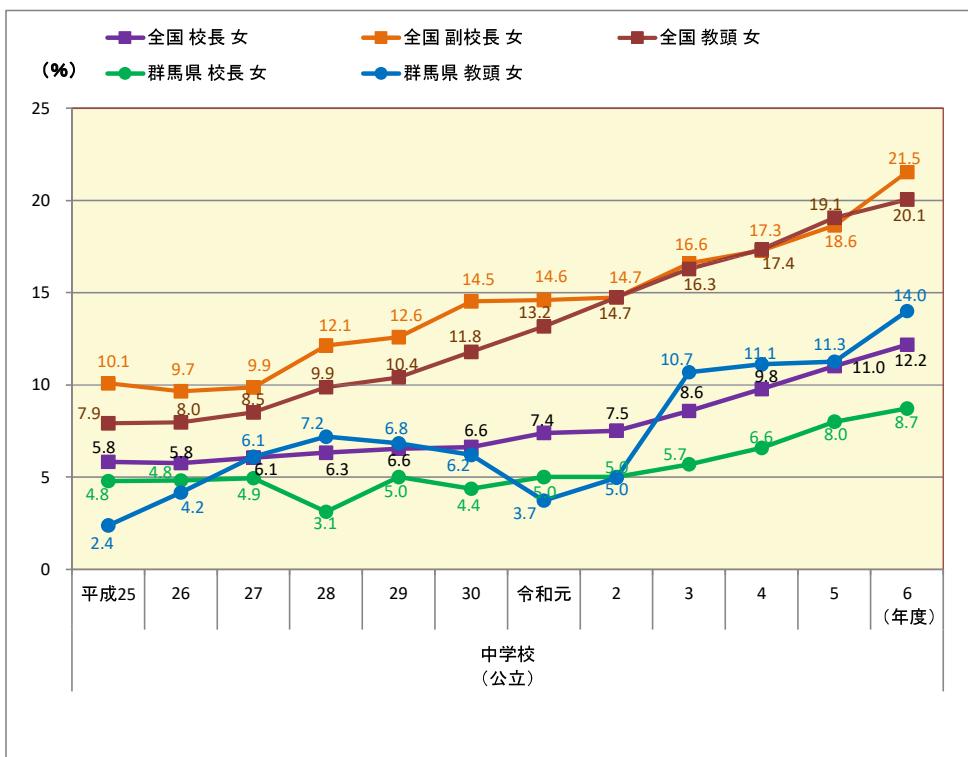
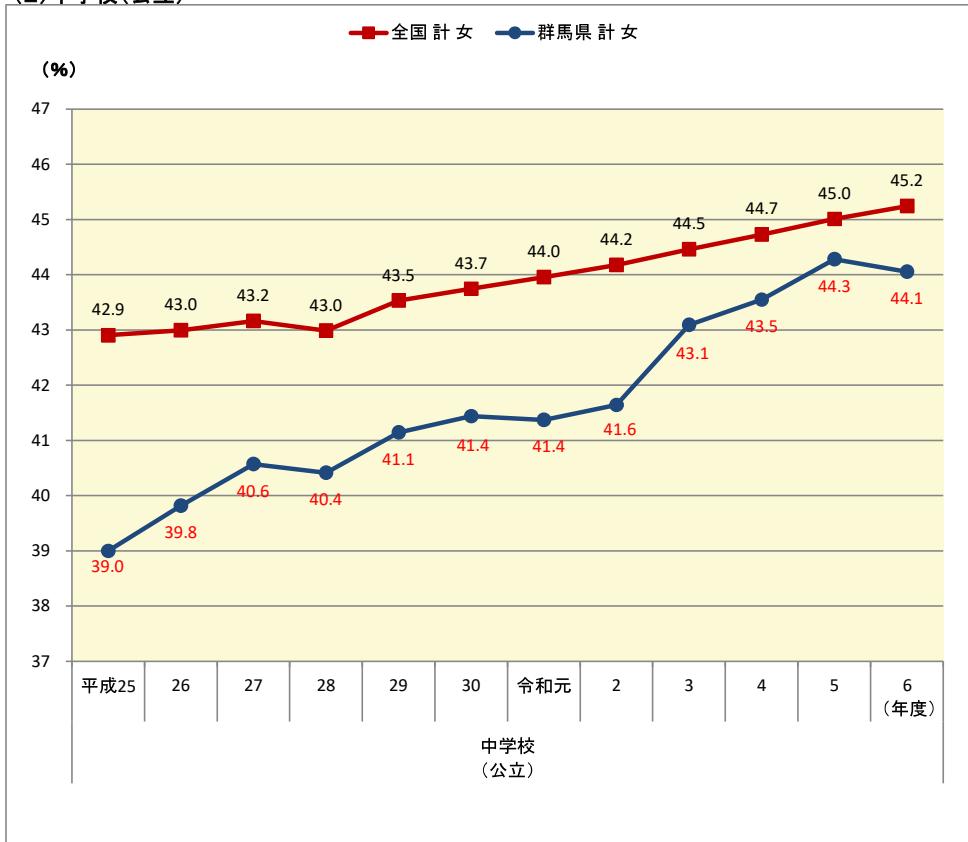
高等学校卒業者に占める大学学部進学者(男性54.8%、女性52.9%)及び就職者(男性21.3%、女性12.6%)はどちらも男性の方が高く、女性は短期大学等、その他の進路を選択している割合が高い。

### 1. 教員総数に占める女性教員の割合(本務者)

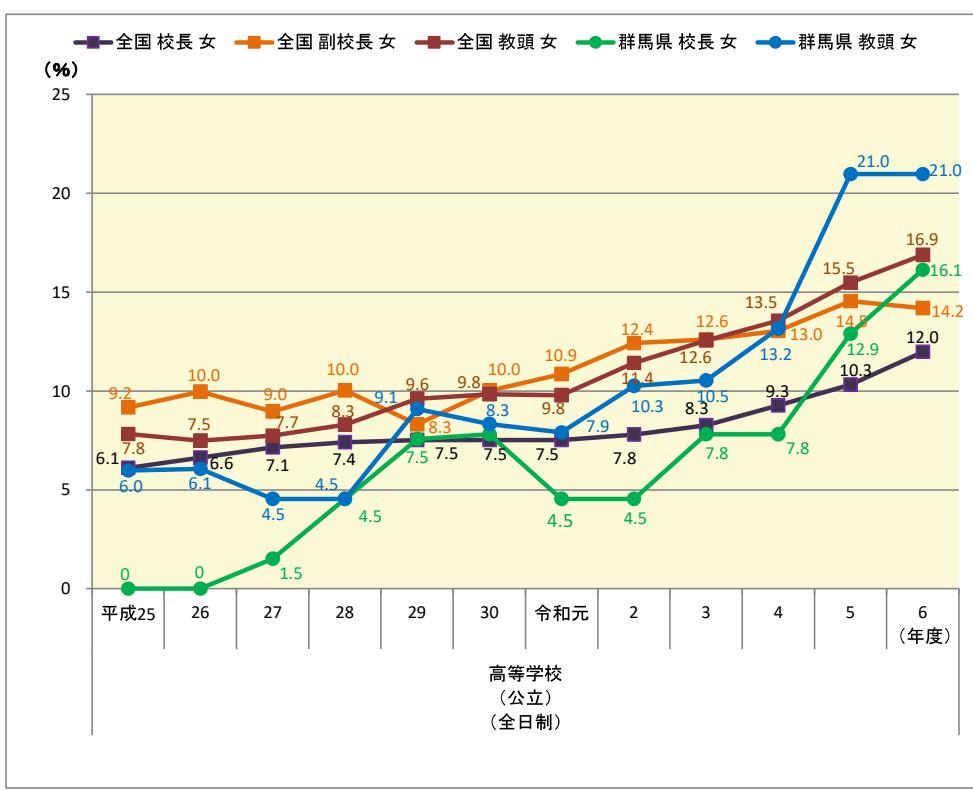
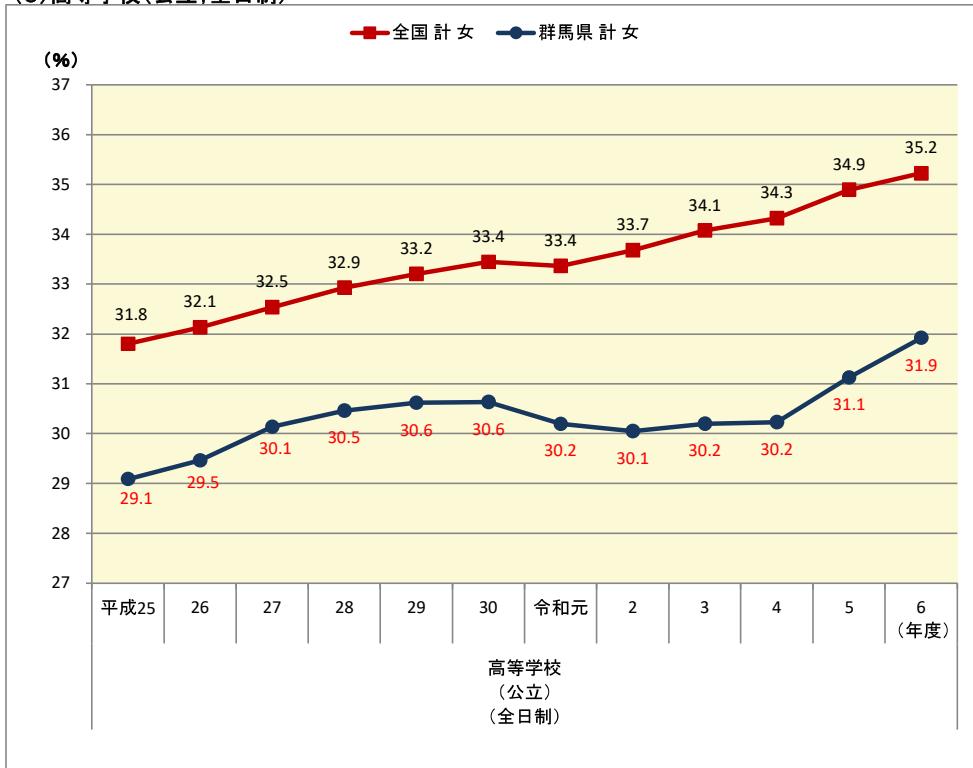
#### (1) 小学校(公立)



(2)中学校(公立)

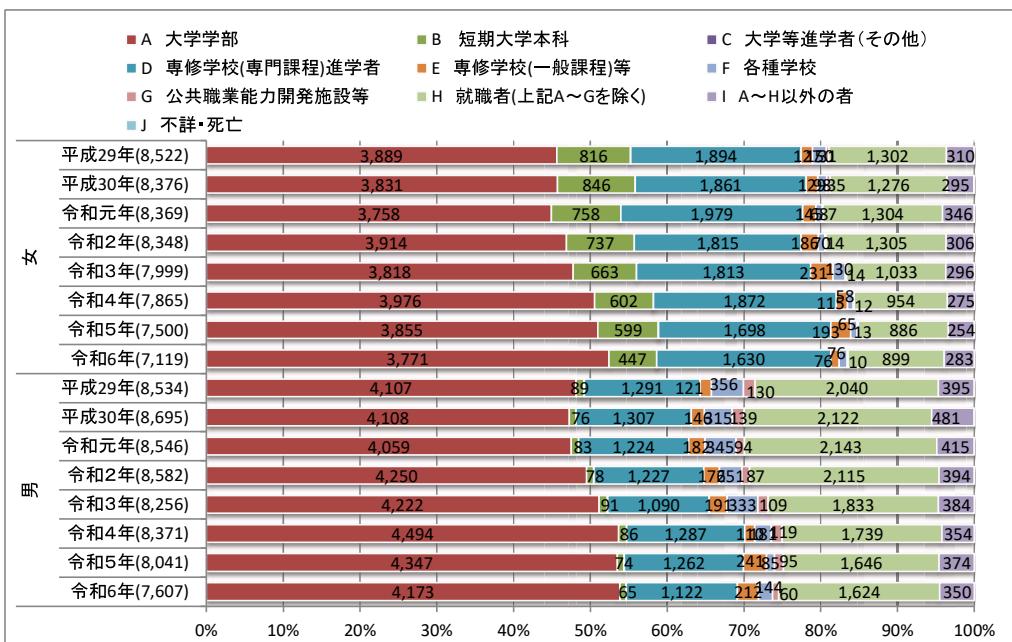


(3)高等学校(公立:全日制)



(備考) 1 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
2 各年5月1日現在

## 2. 高校卒業後の進路状況(群馬県)



(備考) 1 文部科学省「学校基本調査」より作成。

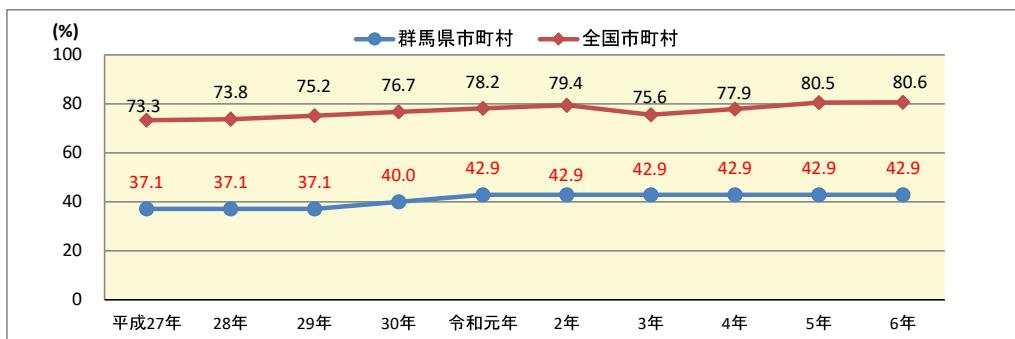
2 各年3月(単位:人)

## 第9章 地方公共団体(群馬県・市町村)における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)

### 1. 男女共同参画に関する計画の整備

男女共同参画計画を策定している市町村は、群馬県42.9%(市100%、町村13%)、全国80.6%(市区97.1%、町村66.2%)である。市の策定率は100%であるが、町村の策定率は全国を大きく下回っている。

図1 市町村における男女共同参画計画策定率の推移(各年4月1日)

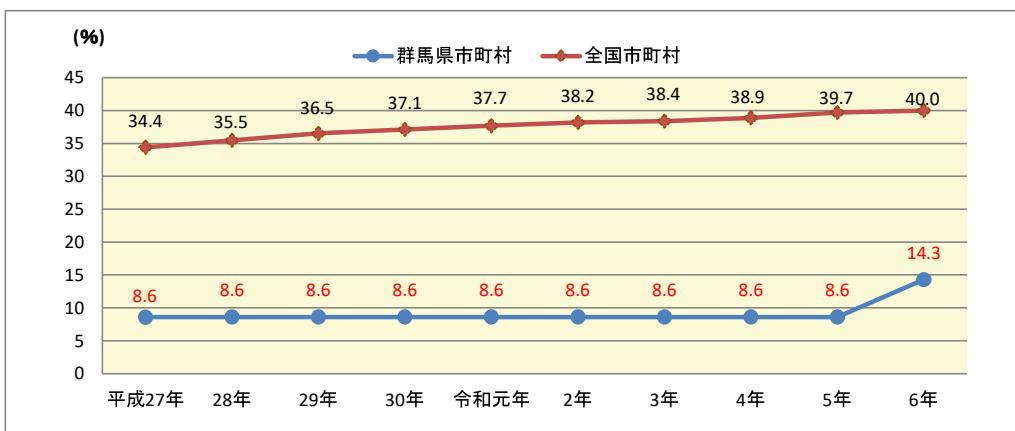


### 2. 男女共同参画に関する条例

男女共同参画に関する条例を制定している市町村は、群馬県14.3%(市41.6%、町村0%)、全国40%(市区63.1%、町村19.7%)となっている。市は全国を下回る制定率、町村においてはすべて未制定である。

\*群馬県男女共同参画推進条例制定(平成16年4月)

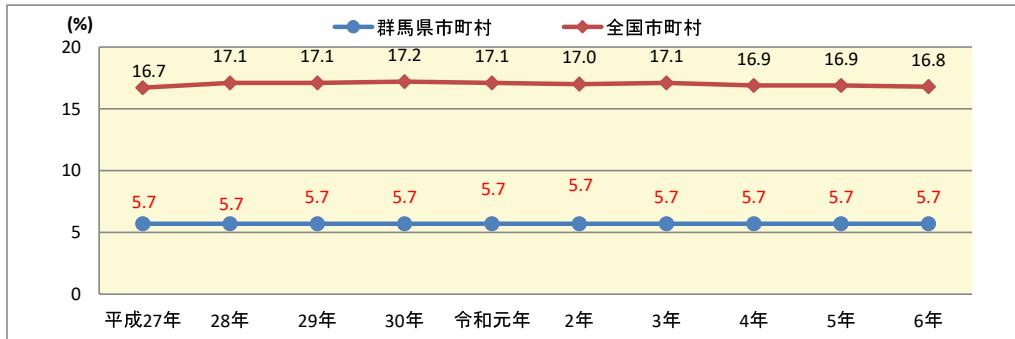
図2 条例制定市町村の割合の推移



### 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

市町村における男女共同参画推進拠点施設の整備率については群馬県5.7%、全国16.8%となっている。

図3 拠点施設設置市町村の割合の推移



#### 4. 審議会等委員への女性の登用

法律、政令及び条例により設置された審議会等委員に占める女性の割合は、群馬県24%、全国29%となっている。

図4-1 法律、政令及び条例により設置された審議会等の女性比率

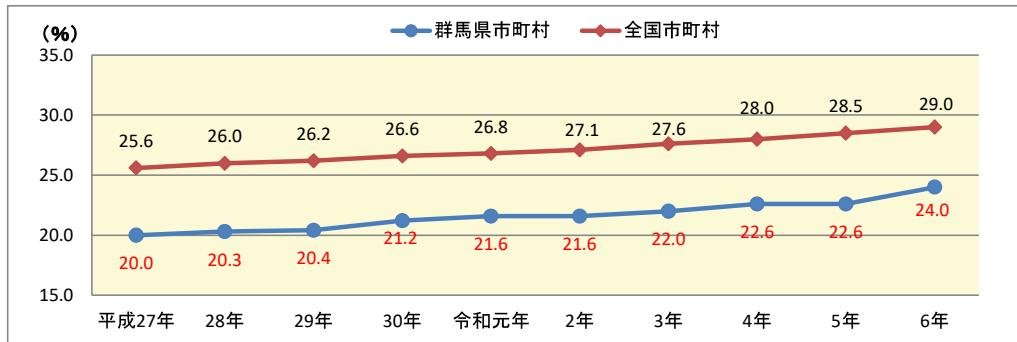
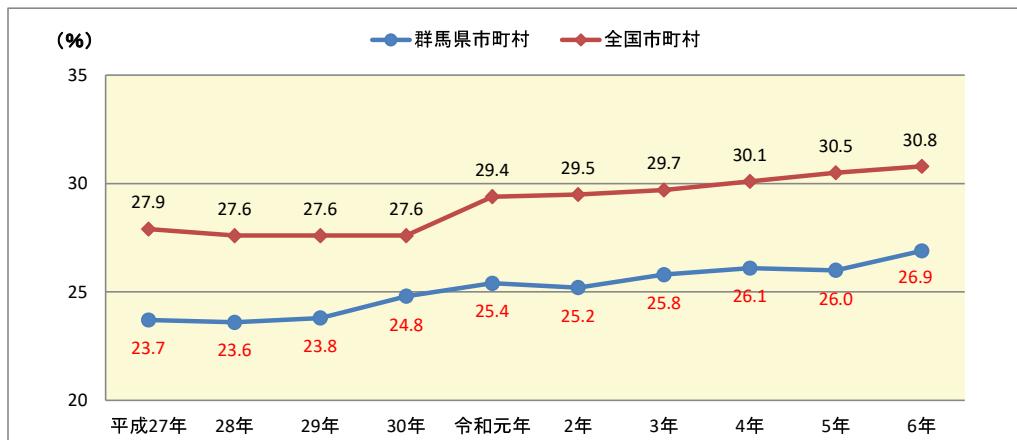


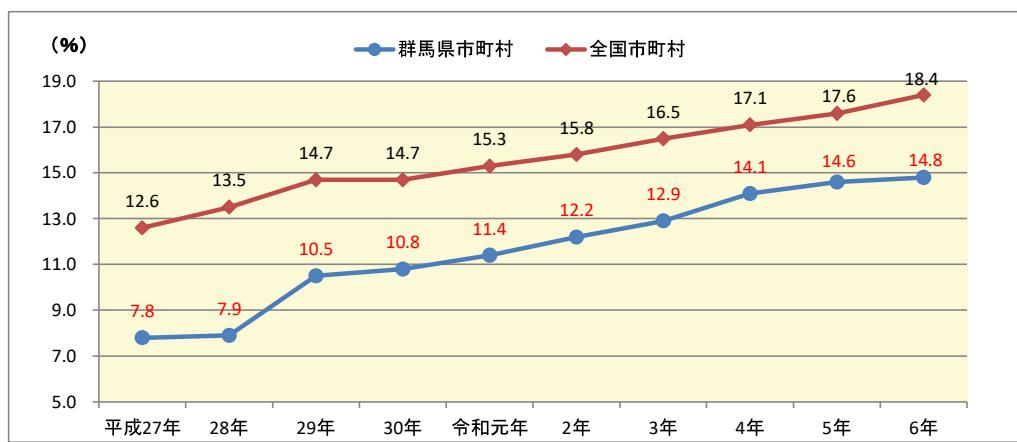
図4-2 登用目標のある審議会の市町村の女性委員比率



#### 5. 女性管理職の登用

県内市町村の管理職に占める女性の割合は14.8%であり、令和5年に比べ0.2ポイント増加したが、全国平均18.4%を下回っている。

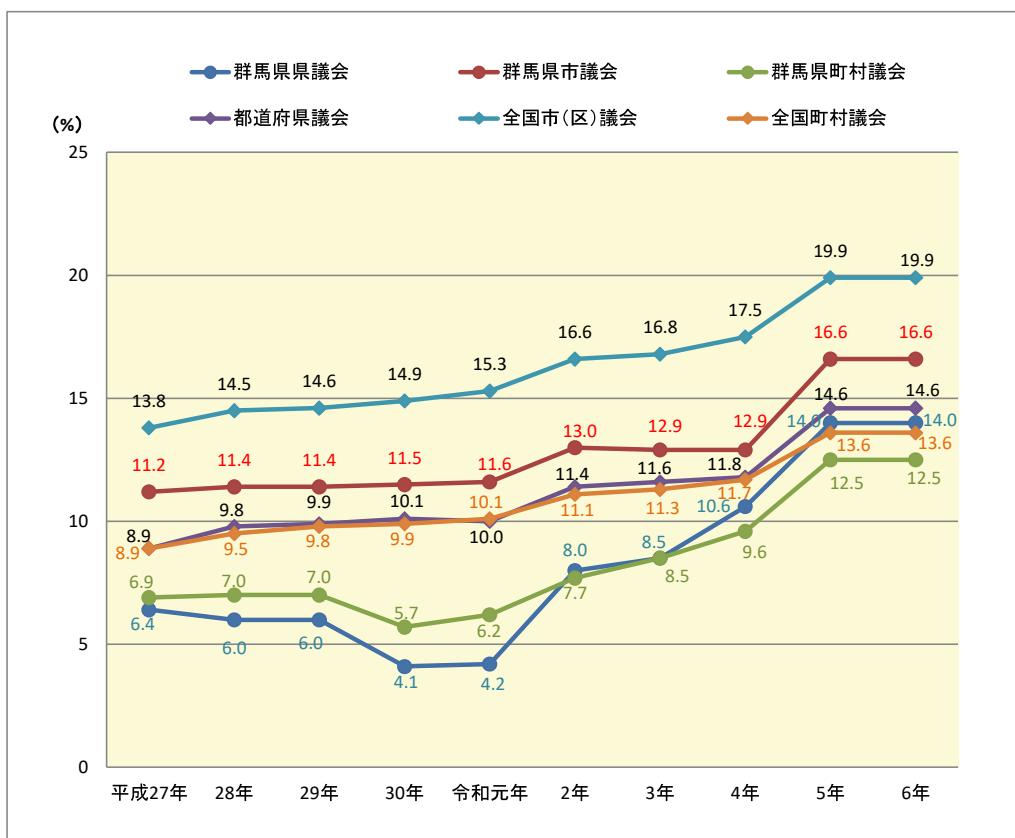
図5 管理職(課長職以上)に占める女性の割合の推移



(参考)地方議会における女性議員

地方議会における女性議員の割合について、群馬県議会は14.0%、市議会は16.6%、町村議会は12.5%、全国においては、都道府県議会は14.6%、市区議会は19.9%、町村議会は13.6%となっている。

図6 地方議会における女性議員の割合の推移



(備考)

図1～図5 1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成  
2 各年4月1日現在

図6 1 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調査」より作成

2 各年12月31日現在。令和2年都道府県議会については令和3年8月1日現在

## 第4部 県内市町村の状況

### 1 男女共同参画行政担当課一覧

市町村	担当課		連絡先	電話番号
前橋市	市民部共生社会推進課	371-8601	前橋市大手町二丁目12番1号	027(898)6517
高崎市	市民部 人権男女共同参画課	370-8501	高崎市高松町35-1	027(321)1228
桐生市	市民生活部 地域づくり課	376-8501	桐生市織姫町1-1	0277(32)3139(直通)
伊勢崎市	市民部人権課	372-8501	伊勢崎市今泉町2-410	0270(27)2730
太田市	市民生活部市民そだん課	373-8718	太田市浜町2-35	0276(47)1912
沼田市	市民部市民協働課	378-8501	沼田市下之町888	0278(23)2111 内3056
館林市	市民環境部共生社会推進課	374-8501	館林市城町1-1	0276(47)5120 内686
渋川市	総合戦略部政策戦略課	377-8501	渋川市石原80	0279(22)2111 内2423
藤岡市	企画部地域づくり課	375-8601	藤岡市中栗須327	0274(22)1211 内戦2211
富岡市	市民生活部市民課	370-2316	富岡市富岡1439-1	0274(62)8362
安中市	市民環境部市民課	379-0192	安中市安中1-23-13	027(382)1111 内1027
みどり市	政策企画部地域創生課	379-2395	みどり市笠懸町鹿2952	0277(46)9067 内線202163
北群馬郡	榛東村 住民生活課	370-3593	榛東村新井790-1	0279(26)2494 内線134
	吉岡町 健康福祉課	370-3692	吉岡町下野田560	0279(54)3111 内183
多野郡	上野村 総務課	370-1614	上野村川和11	0274(59)2111
	神流町 総務課	370-1592	神流町大字万場90-6	0274(57)2111
甘楽郡	下仁田町 福祉課	370-2601	下仁田町下仁田682	0274(64)8803
	南牧村 総務部総務課	370-2806	南牧村大字大日向1098	0274(87)2011 内21
	甘楽町 教育課	370-2292	甘楽町大字小幡161-1	0274(74)3131 内530
吾妻郡	中之条町 地域共創課	377-0494	中之条町大字中之条町1091	0279(75)8837 内241
	長野原町 教育課	377-1392	長野原町大字長野原1340-1	0279(82)4517
	嬬恋村 未来創造課	377-1692	嬬恋村大字大前110	0279(96)1257 内361
	草津町 総務課	377-1711	草津町草津28	0279(88)0001 内311
	高山村 総務課	377-0792	高山村中山2856-1	0279(63)2111 内13
	東吾妻町 企画課	377-0892	東吾妻町原町1046	0279(68)2111 内2233
利根郡	片品村 保健福祉課	378-0498	片品村鎌田3967-3	0278(58)2115 内291
	川場村 総務課	378-0101	川場村谷地3200	0278(52)2111 内1124
	昭和村 教育委員会事務局	379-1203	昭和村糸井405-1	0278(24)5120 内402
	みなかみ町 町民福祉課	379-1393	みなかみ町後閑318	0278(62)2111 内408
佐波郡	玉村町 企画課	370-1192	玉村町下新田201	0270(64)7711 内291
邑楽郡	板倉町 福祉課	374-0192	板倉町板倉2682-1	0276(82)6134
	明和町 介護福祉課	370-0795	明和町新里250-1	0276(84)3111 内152・153
	千代田町 保健福祉課	370-0503	千代田町赤岩2119-5	0276(86)7000
	大泉町 企画部多文化協働課	370-0595	大泉町日の出55-1	0276(63)3111 内261
	邑楽町 住民保険課	370-0692	邑楽町中野2570-1	0276(88)5511 内161

(令和7年4月1日現在)

## 2 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

市町村	審議会等数		総委員数		比率 (%)	審議会等数		総委員数		女性 比率 (%)
	(広域除く)	うち女性委員を含む数(広域除く)	(広域除く)	うち女性委員等数(広域除く)		(広域のみ)	うち女性委員を含む数	(広域のみ)	うち女性委員等数	
1 前橋市	42	38	1,391	386	27.7%	0	0	0	0	-
2 高崎市	51	47	903	243	26.9%	0	0	0	0	-
3 桐生市	39	34	515	115	22.3%	0	0	0	0	-
4 伊勢崎市	34	30	695	171	24.6%	0	0	0	0	-
5 太田市	46	36	691	139	20.1%	0	0	0	0	-
6 沼田市	21	19	321	65	20.2%	2	2	35	11	31.4%
7 館林市	55	47	677	175	25.8%	0	0	0	0	-
8 渋川市	29	27	398	122	30.7%	2	2	38	17	44.7%
9 藤岡市	14	13	385	111	28.8%	1	0	10	0	0.0%
10 富岡市	22	16	240	51	21.3%	1	1	5	1	20.0%
11 安中市	34	32	466	136	29.2%	0	0	0	0	-
12 みどり市	16	16	246	61	24.8%	0	0	0	0	-
13 榛東村	8	8	120	31	25.8%	0	0	0	0	-
14 吉岡町	36	26	407	125	30.7%	1	1	3	2	66.7%
15 上野村	5	3	72	16	22.2%	0	0	0	0	-
16 神流町	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
17 下仁田町	11	8	131	16	12.2%	1	1	25	7	28.0%
18 南牧村	8	6	84	18	21.4%	0	0	0	0	-
19 甘楽町	9	9	137	20	14.6%	1	1	25	6	24.0%
20 中之条町	17	15	206	41	19.9%	3	1	33	9	27.3%
21 長野原町	8	5	105	18	17.1%	0	0	0	0	-
22 嬢恋村	10	9	112	22	19.6%	0	0	0	0	-
23 草津町	10	5	145	21	14.5%	0	0	0	0	-
24 高山村	12	5	131	14	10.7%	0	0	0	0	-
25 東吾妻町	14	11	162	28	17.3%	0	0	0	0	-
26 片品村	15	12	168	26	15.5%	0	0	0	0	-
27 川場村	5	4	73	15	20.5%	0	0	0	0	-
28 昭和村	8	7	119	39	32.8%	0	0	0	0	-
29 みなかみ町	12	8	158	36	22.8%	1	1	28	8	28.6%
30 玉村町	42	37	498	140	28.1%	0	0	0	0	-
31 板倉町	13	7	178	31	17.4%	0	0	0	0	-
32 明和町	11	10	187	36	19.3%	0	0	0	0	-
33 千代田町	6	6	82	16	19.5%	0	0	0	0	-
34 大泉町	23	20	271	74	27.3%	0	0	0	0	-
35 邑楽町	19	17	255	87	34.1%	0	0	0	0	-

(令和7年4月1日現在)

※法令・条例で設置されている地方自治法に基づく審議会等です。

①要綱等により設置されているものは含みません。

②女性委員のいない審議会等も含みます。

③介護認定審査会等複数の自治体を含む広域圏で設置している審議会等がある場合は、右側の欄に記入しています。

### 3 市町村男女共同参画計画・男女共同参画条例の策定状況

#### (1)市町村男女共同参画計画の制定状況

市町村	名 称	期 間	策 定 年 月
前 橋 市	まえばしW i n d プラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画	R4年度～R8年度	令和 4年 3月
高 崎 市	高崎市第5次男女共同参画計画	R5年度～R9年度	令和 5年 3月
桐 生 市	桐生市男女共同参画計画 (2021年度～2025年度版)	R3年度～R7年度	令和 3年 3月
伊勢崎市	第4次伊勢崎市男女共同参画計画	R7年度～R11年度	令和 7年 3月
太 田 市	第4次太田市男女共同参画基本計画	R5年度～R9年度	令和 5年 3月
沼 田 市	沼田市第4次男女共同参画計画	R3年度～R7年度	令和 3年 3月
館 林 市	第6次館林市男女共同参画基本計画	R4年度～R8年度	令和 4年 3月
渋 川 市	第2次渋川市男女共同参画計画	H31年度～R7年度	平成31年 3月
藤 岡 市	藤岡市男女共同参画基本計画	H30年度～R9年度	平成30年 3月
富 岡 市	第4次富岡市男女共同参画基本計画	R6年度～R10年度	令和 6年 3月
安 中 市	第4次安中市男女共同参画計画	R6年度～R10年度	令和 6年 3月
みどり市	第3次みどり市男女共同参画プラン	R2年度～R6年度	令和 2年 3月
榛 東 村	第2次榛東村男女共同参画基本計画	H29年度～R8年度	平成29年 3月
吉 岡 町	第2期吉岡町男女共同参画基本計画	R6年度～R10年度	令和 6年 3月
大 泉 町	第四次大泉町男女共同参画推進計画	R3年度～R7年度	令和 3年 3月

(令和 7年 4月 1日現在)

#### (2)市町村男女共同参画条例の制定状況

市町村	名 称	施 行 日
前 橋 市	まえばし男女共同参画推進条例	平成15年 4月 1日
高 崎 市	高崎市男女共同参画推進条例	平成21年 4月 1日
太 田 市	太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例	令和 6年 4月 1日
館 林 市	館林市男女共同参画推進条例	平成17年 4月 1日
渋 川 市	渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例	令和 6年 4月 1日

(令和 7年 4月 1日現在)

### 4 男女共同参画計画・女性のための総合的な施設設置状況（県・市町村）

#### (1)県

市町村	名 称	設置年月	施設形態
群 馬 県	ぐんま男女共同参画センター 愛称：とらいあんぐるん	平成21年 4月1日	単独施設

(令和 7年 4月 1日現在)

#### (2)市町村

市町村	名 称	設置年月	施設形態
前 橋 市	前橋市男女共同参画センター	平成26年 4月1日	複合施設
高 崎 市	高崎市男女共同参画センター	平成24年 4月1日	複合施設

(令和 7年 4月 1日現在)

# 第5部 資料

## 1 群馬県男女共同参画推進条例

(平成十六年三月二十四日条例第二十三号)

### 目 次

- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条～第十条）
- 第三章 男女共同参画の促進（第十一条～第十六条）
- 第四章 性別による差別的取扱いの禁止等（第十七条～第十九条）
- 第五章 群馬県男女共同参画推進委員会（第二十条～第二十二条）
- 附 則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

#### （基本理念）

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （県民の責務）

第五条 県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

ない。

#### （事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

#### （年次報告の公表）

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第二章 基本的施策

#### （男女共同参画基本計画）

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### （学習の機会の提供）

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

#### （施策に対する意見の申出）

第十条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出ることができるものとする。

2 県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聴くものとする。

### 第三章 男女共同参画の促進

#### （附属機関等における委員等の構成）

第十二条 県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

#### （県民等との協働）

第十三条 県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （地域・職場等における環境の整備）

第十四条 県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に發揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

#### （子育て環境の整備）

第十五条 県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を整備するよう努めるものとする。

#### (男女共同参画推進員の設置等)

第十五条 事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者(以下「男女共同参画推進員」という。)を置くよう努めるものとする。

2 県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

#### (報告)

第十六条 県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

### 第四章 性別による差別的取扱いの禁止等

#### (性別による権利侵害の禁止)

第十七条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。)を行ってはならない。

#### (相談体制の整備)

第十八条 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

#### (被害者の支援等)

第十九条 県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第五章 群馬県男女共同参画推進委員会

#### (設置)

第二十条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (組織等)

第二十一条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (運営事項の委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

### 2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

#### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条一第十二条)

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

#### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に

おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十四条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下

「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十五条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十六条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十七条 国は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十八条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十九条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の

交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるものほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 3 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則** (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**附 則** (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則** (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世 界	日 本	群 馬
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年</li> <li>・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティー）</li> <li>・「世界行動計画」の採択</li> <li>・国連婦人の十年（'76～'85）宣言</li> <li>・ILO「婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するための行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部設置</li> <li>・婦人問題企画推進会議設置</li> <li>・婦人問題担当室設置</li> <li>・「国際婦人年」日本会議</li> </ul>	
昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO婦人労働問題担当室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法施行（対象：女性教職員、看護婦、保母）</li> <li>・民法等の一部を改正する法律施行（離婚後も婚姻中の姓を称することができる）</li> </ul>	
昭和52年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> <li>・「国内行動計画前期重点目標」策定</li> <li>・婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要項決定</li> <li>・国立婦人教育会館開館</li> </ul>	
昭和53年 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」第1回報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県各種婦人団体連絡協議会結成</li> </ul>
昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の十年アジア太平洋地域政府間会議（エスカッブ）開催（ニューデリー）</li> <li>・「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置</li> <li>・群馬県婦人問題懇談会の設置</li> </ul>
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の十年中間年世界会議開催（コペンハーゲン）、「後半期行動プログラム」採択</li> <li>・「女子差別撤廃条約」署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」第2回報告</li> <li>・国連婦人の十年世界会議参加（「女子差別撤廃条約」への署名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま婦人計画」の策定</li> <li>・群馬県婦人大学開催（第1回）</li> <li>・婦人国外研修実施（第1回中国）</li> <li>・群馬県婦人の集い開催</li> </ul>
昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」発効</li> <li>・ILO、家族的責任条約採択（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）（第156号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行（配偶者の法定相続分引き上げ等）</li> <li>・「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	
昭和57年 (1982)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県婦人会議開催</li> <li>・婦人問題懇談会提言</li> </ul>
昭和58年 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題懇談会報告書</li> <li>・婦人問題意識調査実施</li> <li>・中国婦人代表招へい（第1回）</li> </ul>
昭和59年 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナイロビ世界会議のためのアジア太平洋地域政府間準備会議（エスカッブ）開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国からの招請による婦人代表団派遣（第1回）</li> </ul>

年	世 界	日 本	群 馬
昭和 60 年 (1985)	・国連婦人の十年世界会議開催（ナイロビ）、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律の施行（父系血統主義から父母両系血統主義へ、配偶者の帰化条件の差異の解消） ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」の批准	・婦人問題懇談会報告書 ・国連婦人の十年最終年記念群馬県大会
昭和 61 年 (1986)		・労働基準法一部改正施行（女子保護規定の緩和等） ・「婦人問題企画推進会議」にかえて「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金等の一部を改正する法律」施行	
昭和 62 年 (1987)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和 63 年 (1988)		・労働基準法の一部改正施行（労働時間の短縮等）	
平成元年 (1989)	・1994 年を国際家族年とすることを採択	・日本青年館で男中心の結婚觀や人間関係を見直し自立した男になることを目指した「花婿学校」開講	・「群馬県における婦人対策について－西暦 2000 年に向けて男女共同参画型社会を一」報告書提出
平成 2 年 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ I L O 、「夜業に対する条約」採択	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	
平成 3 年 (1991)	・O E C D (海外経済協力基金)「開発と女性配慮のための指針」策定	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第 1 次改訂）」策定	・「新ぐんま 2010」の中に女性対策を主要な柱として位置付け、策定 ・女性に関する意識調査実施 ・北海道・東北・関東甲信越地区婦人問題推進地域会議開催（水上町）
平成 4 年 (1992)		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」任命 ・第 2 回アジア女性会議開催	
平成 5 年 (1993)	・国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「第 1 回婦人問題に関する全国女性リーダー会議」開催 ・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」施行	・新ぐんまプラン委員会の設置 ・「新ぐんま女性プラン」の策定 ・「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置

年	世 界	日 本	群 馬
平成 6 年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「開発と女性」に関する第 2 回 アジア・太平洋大臣会議開催 (ジャカルタ)</li> <li>国際人口開発会議開催 (カイロ)</li> <li>ILC、「パートタイム労働に関する条約」採択</li> <li>列国会議同盟 (IPU) 「政治活動における男女間の不均衡是正 のための IPU 行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校での家庭科の男女必修完全実施</li> <li>男女共同参画室の設置</li> <li>男女共同参画審議会の設置</li> <li>男女共同参画推進本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活課に女性政策室設置</li> <li>「群馬県女性人材データバンク」の構築</li> </ul>
平成 7 年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 回世界女性会議開催 (北京)、「北京宣言」と「行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILC 第 156 号条約 (家族的責任条約) を批准</li> <li>育児・介護休業法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんま女性白書'95」発行</li> </ul>
平成 8 年 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILC、「家内労働条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制審議会総会で「婚姻制度等に関する民法改正要綱案」(選択的夫婦別姓の導入)を決定</li> <li>男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申</li> <li>「男女共同参画 2000 年プラン」策定</li> <li>優生保護法を母体保護法に改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会をきずくための意識調査実施</li> <li>「ぐんま女性白書'96」発行</li> <li>新ぐんま女性プラン委員会提言 (プラン後期について)</li> </ul>
平成 9 年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会を、法律に基づく恒久的なものとして総理府に設置</li> <li>男女雇用機会均等法、労働基準法 等の改正 (施行は平成 11 年 4 月)</li> <li>参議院創設 50 周年記念「女性国会」開催</li> <li>介護保険法公布 (施行は平成 12 年 4 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんま女性白書'97」発行</li> <li>「ぐんまウイメンズ・ネット」発足 (H23)</li> </ul>
平成 10 年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動促進法 (NPO 法) 公布</li> <li>男女共同参画審議会が「男女共同参画基本法」について答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぐんま女性白書'98」発行</li> <li>父と子の自慢料理コンテスト開催</li> <li>「'98 福島・群馬・新潟 3 県女性サミット」を新潟県で開催</li> </ul>
平成 11 年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>「食料・農業・農村基本法」の公布、施行 (女性の参画の促進を規定)</li> <li>男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のための県政参画講座開催 (H17)</li> <li>「'99 新潟・福島・群馬 3 県女性サミット」を群馬県で開催</li> <li>10 代からの発信事業実施</li> <li>男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> </ul>
平成 12 年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性 2000 年会議」を国連特別総会として開催 (ニューヨーク)、「政治宣言」と「成果文書」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方」答申</li> <li>男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新ぐんま女性プラン委員会提言</li> <li>「ぐんま女性白書 2000」発行</li> <li>「群馬・新潟・福島 3 県女性サミット 2000」を福島県で開催</li> <li>中華婦女連との交流 20 周年記念事業実施</li> </ul>

年	世 界	日 本	群 馬
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁再編により内閣府に男女共同参画局を設置</li> <li>・男女共同参画会議の設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま男女共同参画プラン」策定</li> <li>・女性政策室を男女共同参画室に改称</li> <li>・群馬県婦人会館を生涯学習課から所掌替</li> <li>・群馬県男女共同参画推進協議会の設置</li> <li>・群馬県各種婦人団体連絡協議会を群馬県女性団体連絡協議会に改称</li> <li>・ぐんま男女共同参画プラン委員会の設置</li> <li>・女性に対する暴力実態調査実施</li> </ul>
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権男女共同参画課設置</li> <li>・群馬県女性代表団及び群馬県女性国外交流団が日中國交正常化30周年記念事業「日中女性北京の集い」に参加</li> </ul>
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置</li> <li>・女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管</li> </ul>
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法改正・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県男女共同参画推進条例制定</li> <li>・群馬県婦人会館を群馬県女性会館に名称変更</li> <li>・女性相談支援室と女性相談所の両相談部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に開設</li> <li>・群馬県男女共同参画推進委員会設置</li> </ul>
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)閣僚級会合開催 (2~3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定</li> <li>・育児・介護休業法改正・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華婦女連との交流25周年</li> <li>・「第4回世界女性会議10周年記念会議」派遣</li> </ul>
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法、労働基準法の改正(施行は平成19年4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> <li>・「ぐんまDV対策基本計画」策定</li> </ul>
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止法改正(施行は平成20年1月)</li> <li>・仕事と生活の調和(ワーカーライフ・バランス)憲章、仕事と生活のための行動指針の策定</li> </ul>	
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画本部決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんまDV対策基本計画(第2次)」策定</li> </ul>

年	世 界	日 本	群 馬
平成 21 年 (2009)		・育児・介護休業法改正（施行は平成 22 年 6 月）	・群馬女性会館閉館（3月末） ・4月1日「ぐんま男女共同参画センター」設置。一般利用開始 5月1日 ・女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成 22 年 (2010)	・第 54 回国連婦人の地位委員会（北京 + 15）閣僚級会合開催（3月）	・男女共同参画基本計画（第3次）閣議決定	
平成 23 年 (2011)	・国連の既存のジェンダー関連 4 機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足（1月）		・「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」策定（3月） ・男女間の暴力に関する実態調査実施
平成 24 年 (2012)			・女性相談センター移転（3月） ・とらいあんぐるん相談室（男女共同参画センター）相談開始（4月）
平成 25 年 (2013)		・DV 防止法改正（平成 26 年 1 月施行）	
平成 26 年 (2014)			・「ぐんま DV 対策推進計画（第3次）」策定（3月） ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成 27 年 (2015)	・第 59 回国連婦人の地位委員会（北京 + 20）閣僚級会合開催（3月）	・女性活躍加速のための重点方針決定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立（完全施行は 平成 28 年 4 月） ・男女共同参画基本計画（第4次）閣議決定	
平成 28 年 (2016)		・女性活躍加速のための重点方針 2016 決定	・「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」策定（3月）
平成 29 年 (2017)	・67 男女共同参画担当大臣会合（イタリア）開催（11月） ・「WAW!（国際女性会議）2017」（東京）開催（11月）	・女性活躍加速のための重点方針 2017 決定	
平成 30 年 (2018)		・女性活躍加速のための重点方針 2018 決定 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年 5 月 23 日公布・施行）	・群馬県女性団体連絡協議会創立 40 周年 ・「第4次ぐんま DV 対策推進計画」策定（3月）

年	世 界	日 本	群 馬
令和元年 (2019)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍加速のための重点方針 2019決定</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> <li>・とらいあんぐるん相談室 時間変更（4月）</li> </ul>
令和2年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第64回国連婦人の地位委員会（北京+25）閣僚級会合開催（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍加速のための重点方針 2020決定</li> <li>・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～策定</li> <li>・第5次男女参画基本計画閣議決定</li> </ul>	
令和3年 (2021)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正（令和3年6月16日公布・施行）</li> <li>・女性活躍加速のための重点方針 2021決定</li> <li>・育児・介護休業法改正（令和4年4月から段階的に施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次群馬県男女共同参画基本計画」策定（3月）</li> <li>・「人権男女共同参画室」と「ぐんま男女共同参画センター」を統合、一体化し、「生活こども課男女共同参画室（ぐんま男女共同参画センター）」となる</li> <li>・とらいあんぐるん相談室に「男性電話相談」開設（4月）</li> </ul>
令和4年 (2022)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版 骨太の方針 2022）</li> <li>・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律成立（完全施行は令和6年4月）</li> </ul>	
令和5年 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版 骨太の方針 2023）</li> <li>・DV防止法改正（令和6年4月施行）</li> </ul>	
令和6年 (2024)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版 骨太の方針 2024）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」策定（3月）</li> </ul>
令和7年 (2025)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法一部改正</li> <li>・女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版 骨太の方針 2025）</li> <li>・第6次男女参画基本計画閣議決定</li> </ul>	

群馬県男女共同参画年次報告書(令和6年度実績報告書)

令和7年12月

群馬県生活こども部生活こども課  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-226-2902  
FAX 027-226-2100  
URL <https://www.pref.gunma.jp/>